

平成19年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成19年3月13日
開会 10時00分 閉会 16時50分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者
- ① 委 員 (27名)
- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1 前川雅志 | 2 芳滝 仁 | 3 前川敏春 | 4 牧野茂敏 | 5 草野奉常 |
| 6 岡田和志 | 7 中村弘子 | 8 大坂雄一 | 9 中橋友子 | |
| 11 中野敏勝 | 12 伊東昭雄 | 13 助川順一 | 14 杉山晴夫 | 15 齊藤順教 |
| 16 堀川貴庸 | 18 小田良一 | 19 増田武夫 | 20 野原恵子 | |
| 21 永井繁樹 | 22 千葉幹雄 | 23 坂本 偉 | 24 古川 稔 | 25 佐々木芳男 |
| 26 南山弘美 | 27 杉坂達男 | 28 大野和政 | 29 瀬瀬太郎 | |
- ② 委員長 乾 邦廣
- ③ 議 長 本保証喜
- ④ 説明員
- 町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦 税務課長 前川満博
企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭
町民課長 田村修一 農林課長 増子一馬 商工観光課長 熊谷直則
土地改良課長 角田和彦 農業振興担当参事 田井啓一 土木課長 佐藤和良
都市計画課長 田中光夫 施設課長 古川耕一 車両センター所長 森 範康
会計課長 鎌田光洋 学校教育課長 八代芳雄
幕別農業委員会事務局長 飛田 栄 忠類農業員会事務局長 稲田和博
監査委員事務局長 坂野松四郎 地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美
住民課長 湯佐茂雄 経済課長 飯田晴義 建設課長 吉田隆一
ほか、関係課長及び係長
- ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
- 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 4 審査事件 平成19年度幕別町一般会計ほか9会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 乾 邦 廣

議事の経過

(平成 19 年 3 月 13 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（乾 邦廣） ただいまより、平成 19 年度予算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入る前に、委員長といたしまして、一言お願いを申し上げたいと思います。

このたび、私が予算審査特別委員会の委員長の重任を果たすことになりました。

つきまして、審査の重要性をご理解いただきまして、与えられました職責を全うしたいと思っておりますので、委員会運営につきまして、皆さまの特段のご協力をよろしくをお願いいたします。

次に、審査の進め方について、ご確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出 1 款議会費より 13 款予備費まで、1 款ごとに区切り審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査に入りまして、それが終わりましたから、歳入歳出の総括的な質問をお受けしたいと思います。

なお、質疑に当たっては、必ずページ番号と目・節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わったのち、「関連」と言って挙手をお願いいたします。

次に、特別会計及び事業会計につきましては、各会計ごとに審査してまいりたいと思います。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第 2 号、平成 19 年度幕別町一般会計予算から、議案第 11 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計予算までの、10 議件を一括議題といたします。

最初に、議案第 2 号、平成 19 年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出 1 款、議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅 好弘） それでは、はじめに、お手元に配付いたしております積算基礎に基づきまして、平成 19 年度の予算概要について、ご説明を申し上げたいと思います。

予算積算基礎の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 19 年度会計別予算額総括表になりますけれども、一般会計のほか 8 特別会計と 1 事業会計の合わせて 10 会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成 19 年度当初予算総額は 248 億 7, 381 万円となりまして、平成 18 年度の当初予算総額合計額と比較いたしますと、6.4%の減となっております。

なお、本年は地方統一選挙の年に当たりますことから、当初は骨格編成となっており、選挙後にいわゆる政策予算などの肉付けがなされるものであります。

しかしながら、骨格予算としながらも、昨今の経済動向や雇用の状況、あるいは工事等の完成時期の関係などを考慮いたしまして、継続事業などの事業予算につきましては、できる限り当初に計上させていただきますいております。

それでは、各会計別に、前年度と比較いたしました増減内訳につきまして、ご説明いたします。

はじめに、一般会計であります、137 億 5, 524 万 2, 000 円で、前年度当初予算と比較いたしますと、12.4%の減であります。

詳細につきましては、後ほど、2 ページ、3 ページの款別予算額の中で申し上げたいと思っておりますけれども、大きな減額となりました主な要因といたしましては、前年度は幕別ダム事業などの土地改良事業に係る国営事業償還金の繰上償還が 7 億 7, 472 万 1, 000 円、忠類地区の臨時地方道に係る公債

費の繰上償還が 6,850 万円含まれておりましたことと、また、道の駅忠類整備事業並びに地域インターネット基盤整備事業、北栄近隣センター建設事業など、大型事業が終了しましたことなど、これら特殊要素を除きますと、対前年度比約 6 億円の減ということになりまして、率にいたしまして 4.2% の減ということになります。

これは実質 7 年連続の減額予算編成となったところであります。

次に、国民健康保険特別会計は、31 億 6,874 万 6,000 円で、前年度比 15.2% の増となっております。

保険給付費の増並びに保険財政共同安定化事業拠出金の増が主な要因となっております。

次に、老人保健特別会計は、29 億 6,852 万 4,000 円で、前年度比 2.6% の減となっております。

医療給付費の減が主な要因となっております。

次に、介護保険特別会計は、13 億 7,996 万 3,000 円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、簡易水道特別会計は、5 億 2,325 万 8,000 円で、前年度比 13.2% の減であります。

幕別簡水の施設整備工事に係る減が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は、13 億 9,464 万 3,000 円で、11.1% の減であります。

主な要因は、北栄地区区画整備事業関連工事、道道幕別大樹線立体交差事業関連工事など、建設事業費の減によるものであります。

次に、公共用地取得特別会計は、3,698 万 1,000 円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、個別排水処理特別会計は、1 億 8,421 万 8,000 円で、5.7% の増であります。

要因は、維持管理費及び公債費の増によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計でありますけれども、1 億 378 万 8,000 円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、水道事業会計は、13 億 5,844 万 7,000 円で、前年度比較では、13.4% の増であります。

第 3 次拡張事業に係る事業費の増によるものであります。

下の表の再掲にありますように、このうち 3 条予算であります収益的支出につきましては、4% の増となっておりますが、減価償却費の増が主なものであります。

また、4 条予算であります資本的支出につきましては、22.3% の増となっております。

最終年次を迎えます第 3 次拡張事業に係る事業費の増が主なものであります。

続きまして、2 ページ、3 ページの平成 19 年度一般会計歳入歳出款別予算額につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

はじめに、2 ページの歳入について、主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、前年度比 5.3% の増で計上しております。

全目ごとの予算額につきましては、3 ページの下の方に載っておりますので、ご覧を頂きたいと思いますが、まず、1 項の町民税につきましては、前年度に比較いたしまして、8.5% の増で計上しております。

税源移譲の関係から、所得税と住民税の負担割合の変更、及び定率減税の廃止などによる税制改正によりますものが主な要因であります。

2 項の固定資産税につきましては、土地の負担調整による増と償却資産の申告増を見込みまして、3.9% の増で見込んでおります。

3 項の軽自動車税につきましては、前年と同額で計上いたしております。

4 項の町たばこ税は、喫煙率の低下から、4.9% の減で見込んでおります。

5 項の入湯税は、過去の利用客の実績見込みなどから判断いたしまして、4.8% の増ということで見込んでおります。

以上、合計いたしまして、5.3% の増で計上いたしたところであります。

2 ページにお戻りいただきたいと思いますが、2 款の地方譲与税につきましては、税源移譲によりまして、所得譲与税が皆減となりましたことから、34.8% の減で見込んでおります。

3 款利子割交付金から 10 款の地方特例交付金までは、過去の交付実績や今後の社会経済情勢等を勘案の上、見込んでおりますが、5 款の株式等譲渡所得割交付金の増、10 款地方特例交付金の減を除きまして、ほぼ前年同額で見込んでおります。

11 款の地方交付税であります。前年度比 4.7%の減で計上いたしております。

これは三位一体の改革によりまして、国において地方交付税の総額につきましては、前年度並みを確保されたとするものでありますけれども、出口ベースにおきましては、4.4%の減となっておりますことから、前年度比 4.4%の減で見込み、計上いたしております。

特別交付税につきましては、合併包括算入分、1 億円と通常部分で 3 億円の合計 4 億円を見込みまして、計上したものであります。

13 款の分担金及び負担金につきましては、9.8%の増であります。

主に国営・道営畑総事業分の分担金、子育て支援センター特別保育料等の増によるものであります。

14 款の使用料及び手数料でありますけれども、6.2%の減であります。

主な要因は、入牧料及び公営住宅使用料の減によるものであります。

15 款の国庫支出金であります。26.8%の減となっておりますが、地域イントラネット基盤整備事業に係る補助金の皆減、公営住宅家賃対策補助の皆減などによるものであります。

16 款の道支出金は、2.4%の減となっております。

主に経営構造対策事業に係る農業費補助金の減、及び道の駅忠類整備事業補助金の皆減などによるものであります。

17 款の財産収入は、10.8%の増でありますけれども、これは主に町有林、皆伐材売払代の増によるものであります。

続きまして、19 款の繰入金は、22.4%の減でありまして、減少した主な要因といたしましては、平成 18 年度は国営事業償還金の繰上償還に係る一般財源分として。

繰入金といたしまして 2 億 4,000 万円を対応したことによるものであります。

そのようなことから、また、歳出全体の見直しを行いまして、財源不足の縮減に努めたことによりまして、減となったものであります。

21 款の諸収入でありますけれども、9.8%の減であります。

札内 9 号南通街路事業に係る受託事業収入の皆減によるものであります。

22 款の町債は、40.9%の減となりますけれども、国営土地改良事業の繰上償還に伴います借換債の発行や、北栄近隣センター建設事業、道の駅整備事業などに係る起債の減が主なものとなっております。

次に、歳出でありますけれども、3 ページの方をご覧を頂きたいと思いますが、歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度当初比で 12.4%の減となっております。

主なものにつきましては、ご説明させていただきますけれども、1 款の議会費につきましては、前年度比 19.3%の減であります。

議員定数減に伴います議員報酬・手当・費用弁償等の減によるものであります。

2 款の総務費につきましては、2 億 6,805 万円の減、率にいたしまして 22.5%の減となっておりますけれども、これは主に北栄近隣センター建設事業及び地域イントラネット基盤整備事業に係る経費の減などによるものであります。

3 款の民生費につきましては、5.5%の増であります。

制度改正によります児童手当の増、障害者自立支援法によります障害児支援費の増などによるものであります。

4 款の衛生費につきましては、5.2%の減でありますけれども、主に千住墓地整備事業及び豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事の終了に伴います工事費の減などによるものであります。

5 款の労働費につきましては、1.1%の減であります。前年度とほぼ同様の事業内容となっております。

6 款の農林事業費につきましては、40.3%の減でありますけれども、昨年実施いたしました北栄土地改良事業償還金の繰上償還が主な減であります。

7 款の商工費につきましては、26.9%の減でありますけれども、忠類地区での道の駅整備事業の終了によるものであります。

8 款の土木費につきましては、20.3%の減となっておりますが、札内 9 号南通に係る受託事業、北栄大通札内西大通街路事業などの終了に伴います工事費の減などによるものであります。

9 款の消防費につきましては、0.8%の増であります、消防団員及び署員の基準服等の整備などが主な要因であります。

10 款の教育費につきましては、4%の減でありますけれども、これはスクールバス更新事業及びナウマン象記念館の外壁補修工事などの減によるものが主なものになっております。

11 款の公債費につきましては、通常の償還金の減少によるもので、5.5%の減であります。

12 款の職員費につきましては、2.6%の減であります、職員の退職によります職員数の減によるものとなっております。

次に、4 ページをご覧くださいと思いますけれども、4 ページには、ただいま申し上げた歳出予算を性質別に区分したものであります。

まず、1 の人件費につきましては、3.2%の減であります。

先ほど申し上げましたように、職員の退職等によるものであります。

2 の扶助費につきましては、8.6%の増となっておりますが、制度改正などによる児童手当の増などが主なものであります。

3 の公債費につきましては、5.5%の減であります。

5 の維持補修費につきましては、0.5%の減。

6 の補助費につきましては、0.4%の増であります。

7 の投資及び出資金につきましては、13.4%の増でありますけれども、これは主に水道事業会計出資金の増によるものであります。

9 の積立金につきましては、0.2%の減となっておりますけれども、合併特例債を用いまして、まちづくり基金の造成は今年も 4 億円実施いたしたいと考えております。

10 の繰出金につきましては、3.5%の減であります、主に公共下水道特別会計及び簡易水道特別会計などへの繰出金の減によるものであります。

12 の投資的経費につきましては、48.9%の減であります、このうち、補助事業につきましては、58.8%の減であります。

国営土地改良事業償還金、札内 9 号南通受託事業、札内西緑化重点地区総合整備事業などの減によるものが主な要因であります。

また、単独事業につきましては、40.9%の減であります、北栄近隣センター建設事業、札内墓地造成事業、忠類道の駅建設事業などの減が主な要因であります。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてでありますけれども、歳入の説明などのほか、歳出につきまして、具体的な積算基準等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、18 ページからは、主な投資的経費につきまして一覧にしておりますので、ご参照いただければと思います。

なお、説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

引き続きまして、別冊の一般会計予算書の 1 ページの方をご覧くださいと思います。

一般会計予算書の 1 ページになりますけれども、平成 19 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めごとが掲載されております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137 億 5, 524 万 2, 000 円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとし、次の2ページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきますと思います。

第3条は、地方債について定めるものでありますが、これも同様に、詳細につきましては後ほど説明をさせていただきますと思います。

次の4条では、一時借入金の借入れの最高額を20億と定めるものであります。

それでは、次に9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

例規集管理システム保守委託料につきましては、18年度に導入をさせていただきます。例規集管理システムの保守業務につきましては、平成20年度から平成23年度までの4年間を期間といたしまして、564万4,000円を限度額とする債務負担を設定させていただくものであります。

次に、教育用コンピュータ購入につきましては、今年度途別小学校、駒島小学校、忠類中学校に導入を予定いたしております教育用コンピュータを北海道市町村備荒資金組合を通じ、導入するもので、4年間を期間といたしまして、元金とその利息の合計額、1,020万円を限度額に債務負担を設定させていただくものであります。

第3表、地方債でありますけれども、本年度は一番上の第3次拡張事業出資から、11ページ一番下のまちづくり基金造成まで、合計43事業16億2,810万円を限度額といたしまして、地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法はこの表に記載している通りでありますので、ご覧を頂きたいと思っております。

続きまして、歳出予算1款議会費の説明に入らせていただきます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額9,695万3,000円。本目は、1節議員報酬ほか10節の公債費など、議会運営に係る各種経費となっております。

本年度は、町議会議員選挙が行われ、議員定数が20名となりますことから大きな減額となっております。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(乾 邦廣) ただいま、説明が終わりましたので、予算積算基礎及び1款議会費併せて質疑をお受けしたいと思います。

(なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 予算積算基礎及び1款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅 好弘) それでは、2款総務費につきまして、ご説明を申し上げます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4,731万3,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は、事務補助及び宿日直業務に係る経費であります。

11節需用費につきましては、法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱費が主なものであります。

次のページになりますが、12節役務費は、郵便料、電話料などあります。

13 節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び訴訟代理に係る委託料などであります。

14 節使用料及び賃借料につきましては、複写機借上料などが主なものとなっております。

次の 46 ページをお開き頂きたいと思ます。

2 目広報広聴費、1, 262 万 1, 000 円。

11 節需用費の毎月発行いたします広報に係る印刷製本費が主なものであります。

次に、3 目財政管理費、62 万 4, 000 円。

11 節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4 目会計管理費、255 万 3, 000 円。

本目は、出納室に係る費用で、7 節の臨時職員の賃金及び次のページになりますけれども、11 節需用費の決算書の印刷費が主なものとなっております。

47 ページ、5 目一般財産管理費、5, 933 万 1, 000 円。

本目は、役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館等の管理経費であります。

11 節需用費は、幕別中央会館及び旧みどり資源公団の施設に係る光熱費など。

13 節委託料は、役場庁舎の管理委託料など。

次の 48 ページの 28 節繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金であります。

6 目近隣センター管理費、7, 241 万 1, 000 円。

本目は、40 カ所の近隣センターと、5 カ所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

50 ページの 19 節負担金補助及び交付金でありますけれども、近隣センター運営委員会に関する運営交付金が主なものであります。

7 目町用車両管理費、882 万 8, 000 円。

本目は、役場庁舎集中管理車両 19 台、車両センター管理車 5 台、忠類総合支所管理車両 10 台など合計 34 台の車両維持管理維持費用であります。

8 目町営バス運行費、640 万 9, 000 円。

本目は、幕別駒島間の町営バス運行に係る費用で、次のページになりますけれども、13 節委託料の町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費、2, 516 万 9, 000 円。

本目は、町有林の管理費用であります。

15 節工事請負費、町有林整備工事につきましては、本年度は幕別地区で除間伐を 52.05 ヘクタール、下草刈を 39.93 ヘクタール。

忠類地区で、除間伐を 18.64 ヘクタール、下草刈を 37.04 ヘクタール実施をするものであります。

10 目町有林造成費、3, 216 万 8, 000 円であります。

本目は、町有林の造成に係る費用で、15 節の町有林皆伐工事は、幕別地区で 22.99 ヘクタール、町有林造成工事は地拵えなど 8.36 ヘクタール及び植栽を 12.48 ヘクタール。

忠類地区では、地拵え及び植栽を 3.16 ヘクタール実施するものであります。

11 目企画費、692 万 6, 000 円であります。

1 節報酬は、本年度策定を予定いたしております第 5 期総合計画に係る審議会委員報酬であります。

52 ページになりますけれども、19 節負担金補助及び交付金、細節 5、十勝圏複合事務組合負担金ほか広域行政に係るものが主なものであります。

52 ページになります。

12 目支所出張所費、560 万 4, 000 円。

本目は、札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る経費で、7 節賃金の各出張所に係る臨時職員の賃金ほか事務用経費が主なものであります。

13 目職員厚生費、807 万 9, 000 円。

本目は、職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9 節旅費は、研修に係る旅費であります。多くの職員が研修を受けられる体制となるなど、研修

機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次のページ、12 節役務費は、人間ドックが 215 人と、健康診断手数料は、述べ 289 人分を計上いたしております。

職員の健康に配慮を十分していきたいと考えております。

次に、14 目公平委員会費でございます。5 万 8,000 円であります。

本目は、公平委員会開催に係る経費であります。

15 目交通防災費、7,355 万 4,000 円。

本目は、交通安全対策、防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。

1 節報酬は、交通安全指導員の報酬などが主なものであります。

7 節の賃金は、交通安全推進委員 1 名の設置費用であります。

11 節需用費は、細節 4 交通安全啓発関係消耗品のほか、細節 7 の防災対策消耗品及び、次のページになりますけれども、細節 21 の防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯修繕料が主なものとなっております。

13 節委託料の細節 5 環境調査分析委託料につきましては、例年同様、大気汚染、河川水質、騒音、ダイオキシンなどの調査を行うものであります。

15 節工事請負費では、防犯灯の新設 70 灯、器具更新 30 灯などであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 につきましては、生活安全推進協議会へ補助するものであります。

56 ページになります。

16 目諸費、1,277 万円であります。

本目は、1 節報酬の各種委員会開催に係る報酬。次のページになりますけれども、19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝町村会負担金、細節 7 その他義務外負担金など、他の科目に属さない各種負担金、補助金などを支出するものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金といたしまして、本年度も 10 区画分の計上をいたしております。

17 目基金管理費、4 億 303 万 1,000 円。

本目は、各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

本年度も合併特例債を用いましてのまちづくり基金の造成を 4 億円計上いたしております。

58 ページになります。

18 目電算管理費、2,087 万 1,000 円でございます。

本目は、電算管理及び処理業務に係る経費であります。

次に、19 目協働のまちづくり支援費、2,961 万 3,000 円。

本目は、公区長報酬や校区運営交付金及び協働のまちづくり支援事業交付金が主なものでありますけれども、昨年まで衛生費に計上しておりました資源回収実践地区協力交付金を組み替えいたしまして、本目に計上いたしております。

20 目総合支所費、3,737 万 1,000 円。

本目は、忠類総合支所に係る運営経費等を計上いたしております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員報酬。

7 節賃金は、5 名の臨時職員と 4 名の嘱託職員に係る賃金であります。

60 ページになりますけれども、近隣センター建設事業費、電算統合システム整備事業費は廃目であります。

61 ページになります。

2 項徴税費、1 目税務総務費、308 万 7,000 円であります。

本目は、1 節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、付加事務等に係る臨時職員の賃金、事務用経費及び 19 節負担金補助及び交付金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構への負担

金であります、これらが主なものとなっております。

2 目賦課徴収費、2, 120 万 2, 000 円であります。

本目は、賦課徴収に係る費用であります。

12 節役務費、細節 19 コンビニ収納手数料につきましては、納税者の利便性向上を目的に、コンビニでも税及び使用料を納められるように対応するもので、コンビニに対し、1 件 60 円の手数料を払うものであります。

18 年度は延べ 1 万 1, 150 件の利用実績の見込みであります。

次のページになりますが、13 節委託料の細節 12 忠類地区状況類似地域見直し委託料及び細節 13 忠類地区路線価敷設委託料につきましては、忠類地区の固定資産の評価方式が幕別の路線価方式と異なっておりまして、統一を図るべく委託付するための費用であります。

63 ページになります。

3 項戸籍住民登録費、1 項戸籍住民登録費、555 万 7, 000 円であります。

本目は、戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13 節委託料の住基ネットワークシステム関係費用、14 節の複写機借上料及び住基ネットワークシステム機器借上料に係る費用が主なものであります。

64 ページになります。

4 項選挙費、1 目選挙委員会費、41 万 7, 000 円。

本目は、選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2 目知事道議選挙費、次のページになりますが、3 目町長町議選挙費。同じく次のページになりますが、4 目参議院選挙費につきましては、本年度予定をされております各種選挙に係る費用であります。

67 ページになります。

5 項統計調査費、1 目統計調査費、123 万 3, 000 円であります。

本目は、工業統計調査及び商業統計調査など、各種統計調査に係る費用であります。

68 ページになります。

6 項監査委員費、1 目監査委員費、249 万 1, 000 円。

1 節の監査委員報酬のほか、監査業務に係る費用であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思えます。

前川委員。

○1 番（前川雅志） 3 点について、お伺いをしたいと思えます。

はじめに、46 ページ、2 目広報広聴費に関連してお話を伺いたいと思えます。

ホームページの広告がいよいよ始まることに大きな期待をしているわけではありますが、新年度の早い段階から初めてまいりたいというお話でありました。

この要綱がそろそろ決まっているかと思えますので、要綱についての説明をお願いしたいと思えます。

また、関連しまして、52 ページ、国際パークゴルフ協会交付金などにも関係してくるのですが、パークゴルフ場の維持管理も含めて、多額の経費がかかっております。

そういったところで、そういった経費を軽減するために、パークゴルフ場のネーミングライツというのを前回の議会で提案をさせていただきましたが、そのときの答弁は、内部の検討をしてみるというお話でした。

そこについて、どのような検討がなされたか、お伺いをしたいと思えます。

もう 1 点目ではありますが、49 ページ、6 目、13 節、細節 1、コミセン管理委託料に関連してお話を伺いたいと思えます。

先日、コミセンに伺ったときに、公区の方たちとキヨスク端末を使ってみました。

使っている中で感じたことを申し上げますと、高さが非常に微妙な位置にありまして、使いにくいのではないかなというところがありまして、それに併せて不具合が生じたときに、管理人の方がどの程度パソコンに精通しているかということもお伺いをしたいと思います。

また、そのキヨスク端末であります、町のホームページはタッチパネルでよく見られるわけですが、この利用率を高めるためには、町のホームページ以外にも簡単にページが見られるようにアクセスできる工夫をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

3点目であります、61 ページ、2 項徴税費にかかわって、お話を聞きたいと思います。

町民にとって行政の仕事というのは、間違いがあってはならないものと思います。

昨年も電算の不具合によって、固定資産税の請求間違いがあって、丁寧な対応をされたことは記憶に新しいわけですが、先般、議員に対する源泉徴収票の間違いがありまして、ファックスを頂いて破棄するよという連絡があって、新たに新しく送られてきたわけですが、それについてしかるべき説明を求めたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） ホームページの報告の関係でございます。

現在、要綱を固めつつある段階でございますが、主な内容といたしましては、ホームページのトップページに、15 ピクセルから 60 ピクセル、50 ピクセルから 160 ピクセル、大きさを申し上げますと、縦 1.5 センチの横 4.5 センチぐらいのバナー広告を貼り付けたいと考えております。

他の町村の事例をもとにいたしまして、大体 1 カ月 1 社あたり 7, 000 円程度の、今、料金を設定いたしております、それを 4 社若しくは 5 社ということで、想定をいたしております。

当然としながら、公共広告になりますので、十分その内容については、様々な細かい決りを定めております。

一応、単位としては 1 カ月単位で更新という考えでございます。

次、コミセンのキヨスク端末、公衆端末の関係でございますが、まず、高さについては想定いたしておりますのは、車椅子でも入れるよというよということで、あの高さ、また、形状の机にしております。

一般的に座って見てもらうよという考えで、椅子の配置ということを最初やっておったのですが、コミセンの管理者によっては椅子がなくなっているよという状況もお聞きしておりますので、この辺は指導を徹底していきたいよと思います。

又は、不具合が生じた場合なのですが、保守管理の費用を軽減するため、公衆端末を始め、本町事務で使っている端末については、いわゆるハードの部分については壊れにくいだろうよということで、保守管理の経費の対象とはしておりません。

したがいまして、何か不具合があったときには、電算担当の者が直接行って修理をするよというのが現状でございます。

電算担当で負えない場合には、経費を払ってスポット修理ということになります。

昨年 6 月から置いてありますが、今のところ、今、委員がおっしゃったよな 1 件の不具合が生じているよという報告は受けております。

また、公衆端末で他のサイトへの容易に行けないかということなのですが、なかなかこれは難しいものがあるのかなと。

設定を相当変えるか、又はリンクにいろんなものを貼り付けるよという方法はございますので、リンクに貼り付ける方法については、今後検討してまいりたいよと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） パークゴルフ場のネーミングライツの件につきましては、現在もまだ検討中でありまして、具体的な方向性については、今の段階ではまだ出ておりませんので、もう少しお時間を頂きたいよと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 徴税費の中の源泉徴収の関係でございますけれども、これにつきましては、税務課でなくて総務課の職員係が担当しているものでございます。

大変議員の皆さんにご迷惑をおかけいたしましたして、申し訳なく思っておりますけれども、1月の29日に源泉徴収票を打ち出したしまして、各議員さんの方のお配りをしたところなのですが、その翌日に、一部手当の部分が加えていなかったと。支給総額の中に手当の部分が加えていなかったということが発覚いたしましたして、すぐ議員さんの方にファックス並びにお電話等でお知らせをさせていただきまして、すぐ新しいものをお届けさせていただいたという経緯になっております。

これにつきましては、手作業でやっていく関係もありまして、単純な職員の実ミスでございます、大変申し訳なく思っております。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○1番（前川雅志） はじめに、広報広聴費、ホームページの広告について、再度質問をさせていただきませんが、目標としましては、1カ月4社か5社、7,000円を見込んでいたというわけですが、この申込みがなかった場合、どうされるかということをお尋ねしたいのと、また、たくさんのお申込みがあったときにはどうされるのかということ、再度お尋ねしたいと思います。

次に、コミセンのキヨスク端末について、再度お聞きしたいのは、先ほどもお聞きしたはずなのですが、この不具合が生じたり使い方がわからなかったり等、僕が見た限りでは利用者というのがかなり高齢の方が多いのかなと思っておりますので、基本的には自宅にパソコンがない人の利用が多いのかなというふうに感じております。

そういった方々にとって、幾らタッチパネルといっても、使い方が全くわからないという方が多く、そういった方も興味があって利用されているようなのですが、ある程度の管理人さんの知識がなければ説明もできないと思うのですが、そういったところの指導はどのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

3点目は、源泉徴収の間違ひの扱いということなのですが、心配しているのは、そういったケースがあると、ほかのところでもそういった対応をされているのではないかという不信が募る次第でありまして、そういったところが今後ないように努めていただきたいと思うのですが、一つ確認をさせていただきたいのは、今回の件を町長は知っていたのかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） ホームページの広告の関係でございますが、申込みがなかった場合というのは、あくまでも私の場合の方は受け身の方でございます、なかなか対処にしようがないのかなというのは考えておりますが、折に触れて、バナー広告ができるということを周知を図ってまいりたいと考えております。

また、たくさんあった場合、これはうれしいことなのですが、これにつきましては、一応優先順位というものを今は想定しておりますが、公共性の高いものというものをまず優先順位にすると。その判断基準についてはまだこれから詳細的に詰めていかなければならないかと思っております。

やはり町内に事業所を有するというのが第一になってくるものであろうというふうを考えております。

また、これらについて、もし判断基準が優劣つけ難いということであれば、抽選というようなこともあるのかなと考えております。

また、キヨスク端末、確かに委員おっしゃいますように、高齢者の方の使用が多いということは伺っております。

設置した際に、管理人にはある程度の説明、使用方法については説明させていただきましたが、さらにもう一度それらは徹底いたしてまいりたいと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 源泉徴収の件でございますけれども、事態がすぐ発覚をいたしましたして、理

事者の方に報告をさせていただきました。

理事者の方からも、すぐ他の間違いがないのかどうかということの指示もありまして、私の方ですぐ担当の方に言いまして、全部チェックをさせていただいたと。

その結果、議員さんについてのみ、そのような間違いがあったということで、二度と起きないように、今後、事務に努めていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○1番（前川雅志） 最後に1点だけ聞かせていただきたいのですが、ホームページの広告のところなのですが、件数が多いときに抽選というお答えを頂きました。

ホームページに係る広告を載せる経費というのは、幾らでもないという話を、前回の一般質問の中でも頂いておりますので、もし希望者が多数あった場合には、そこは柔軟に対応して、4件、5件と枠を決めずに多くの広告を載せる方法がないかということを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） トップページのスペースの関係を見て、その月その月にトップページに何が情報として必要なのかということを見極めながら、委員おっしゃるように、柔軟性のある数にしたいと考えております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○2番（芳滝 仁） 1点だけお伺いをしたいと思います。

59 ページ、19 目協働のまちづくり費、19 節負担金補助及び交付金、4 協働のまちづくり支援事業交付金のところでお伺いいたします。

前年が500万円の予算で今年が800万ということでありまして、ご説明を聞きましたら、資源回収交付金のその、衛生費でありましたか、出ておりましたのがこっちにまわったということで確認をさせていただきました。

内容につきまして、今年、新たな事業であるとか、これまでの事業の内容を見て、見直しをかけるだとか、そういう今年の考え方につきましてお伺いをしたいのと、もう1点は、去年、私の方で一般質問のところで、アダプトプログラムの導入につきまして質問させていただきました、町長の方から前向きに検討をするということで、ご答弁を頂いておりました。

本年度、そのアダプトについて、具体的に導入をされるお考えでいらっしゃるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 協働のまちづくり支援事業の内容についてですが、少しずつは拡大しておりますが、今の段階ではまだ当初に考えていたものよりも枝葉が付いているような状況かなと思っています。

新たな事業につきまして、平成19年度、また検討委員会がございますので、この中で検討してまいりたいと考えております。

いろいろな方面からのご意見をいただければと考えております。

それから、アダプトプログラムについてであります。これは平成19年度に実施いたしてまいります。

ただ、その手法として、アダプトプログラムという規定から申し上げれば、看板等の設置は必要になってくるのですが、これがちょっと今のところ、その費用が見出せないということで、腕章とか帽子とか、そういうものでの対応ということで、今のところ考えております。

○委員長（乾 邦廣） 芳滝委員。

○2番（芳滝 仁） 支援事業につきましては理解をいたしました。

アダプトプログラムにつきましては、導入されるということで、非常に前向きな姿勢で評価をする

ところでありますが、具体的な内容につきまして、ご検討いただきまして、そして広く町民に広報誌等で応募と申しますか、知っていただくような手法をとっていただきたいと思っておりますけれども、その辺のところのご検討について、お伺いをしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 事業の詳細についてはまだ固まってはおりませんが、ほかの町で、先進自治体で行われているような主に公園の清掃関係を想定しております、これは個人、団体、両方とも想定しているところであります。

これらについて、決定次第、広報又は公区長会議等を通じまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

中野委員。

○11番（中野敏勝） 1点だけお伺いいたします。

54ページの11目交通安全防災費の中で、11節、次のページの21電気料という部分なのですが、防犯灯の電気料、そういうものも含まれているという話でしたけれども、いつも感じている部分なのですが、札内南コミセンに駐車場に街灯がたくさんついているわけなのですが、非常に明るく、そして使われていないときも常時ついているわけなのですが、こういうものにスイッチをつけて、管理人があそこにいるわけですから、利用されないときには1灯だけにするとか、そういうことはできないものかどうか、お伺いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 平成15年から手動に一部切り替えておりまして、休みの日とか余り必要性のないときにつきましては、できるだけ節電するように努めているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 努めているということではありますが、実際、見るところによると、ほとんど使われていなくとも、毎日のようについているのが現状です。

これを管理人等にきちんと指導していくことによって、これからそういうところも省エネというかそういう面からいってもできていくのではないかというふうに感じるわけです。

もっと強くそういうところを指導していただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 過去にも同様のご意見を頂きまして、平成15年に手動に一部切り替えた。

ただ、まわりに学校がございまして、やはり子供たちの部活動の帰りだとか、少年団の終わった後の帰りだとか、そういったときに、通学する場合に非常に危険であるというようなこともありまして、できるだけそういった防犯上の関係もありまして点けているという部分もありますけれども、その辺につきましては、管理人の方とも十分協議いたしまして、必要最低限に、使用のないときは工夫をするように、より一層努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

質疑の途中ではございますけれども、この際、11時10分まで休憩をいたします。

10:55 休憩

11:10 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増田副委員長。

○19番（増田武夫） 4点についてお聞きしたいと思います。

まず1点は、44ページの一般管理費の関係についてでありますけれども、今、第3次の行政改革大綱などが示されまして、その中にも町民に対するいろいろな負担増なども含まれていくわけでありま

すけれども、そうした状況を考えますと、町長自らがいろいろな節約ですとか、そういうことの前頭に立たなければならないという観点からお聞きするわけですが、秘書の廃止についてであります。

秘書機能をどうしても持たせなければならないというそういうところはあると思いますので、それは総務部で対応するという事でいくべきではないかというふうに思いますので、その辺について、1点お伺いします。

2点目は、50ページでありますけれども、町用車両管理費、これ、昨年から729万円ほど経費が半減しているわけですが、こうした中で、昨年も私は町長公用車を廃止すべきだという、そういうお願いをしていたところでもありますけれども、そういうものが含まれてこういう形になったのか。

いろいろところでそういうものを廃止して、経費節減に努めていくという気運に、いろんなところでなっているわけでもありますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、53ページの支所出張所費の関係についてであります。本町よりも幕別の札内地域の人口が相当増えてまいりまして、比重が大きくなってきているわけでもあります。

そこで、忠類総合支所の機能もきちんと強化していただくような一般質問でもお話をしたところでもありますけれども、札内につきましても、支所機能を強化して、なるべくそういった一万数千人に及ぶ札内の人たちに不便をかけないような努力をしていくべきではないかと思えます。

そうした点で、年金関係でありますとか、各種申請など、やはりそこで間に合わない。相談に行ってもなかなか対応してもらえないというような意見も聞いているところでもあります。

以前にもそうしたことから、機能を強化していただく処置もとっていただいたというふうには聞いておりますけれども、まだまだ不十分ではないか。

やはり、札内の方々の利便を、人口が多いだけに、機能強化して、そこで用事が足りていくようにしていくべきではないかと思えますけれども、その点についてお伺いします。

もう1点は61ページであります。

61ページの税務総務費の中で、細節4に十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構分として98万5,000円、100万近くが計上されているわけでもあります。

一般質問の中で、17件、二千数百万円を対象にして行うという、そういうことはお聞きしたわけでもありますけれども、17件、これにこの移管するものは、やはり相当悪質なものであって、払えるのに払わないのだと、こういう事案が多いのではないかというふうに推察されるわけでもありますけれども、回収の見込み、それから、どういう事案がその中に含まれているのか。

業者が多いのか。お年寄りが多いのか。そうしたお話しできる範囲でその事案についての説明を願いたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） 助役。

○助役（西尾 治） 最初に秘書の廃止についてどうかというご質問でございますけれども、今、町長室と助役室の間に、秘書機能という形で置いてございますが、実質は総務係として任命をしているものでございまして、秘書機能ばかりをやっているわけでは決してございません。

総務係の一員として、総務係に必要な事務、これは職員の出勤簿の確認、出張命令の確認、そういったものも含めて、総務係としての業務をしながら、一定程度秘書機能としての役割を果たしているということでございますので、総務係としての機能については、当然のことながら、必要な人員を配置しているということでございますので、現段階では、人員を削減していくというような方向は考えてございませんし、秘書機能だけを業務としてやっているわけではないということで、ご理解を賜ればなというふうに思います。

それと、町長公用車の廃止でございます。

このことについても、以前、質問を受けております。

町長の方からも、将来に向けてもずっと今の体制で進めることがどうなのかということはご答弁させていただいているというふうに記憶しております。

先の一般質問の中でも、19年度における機構の見直し等、全体をどう町の中で考えていくのだというようにことごとくご答弁もさせていただいております。

公用車を廃止することが、今の時点ですぐそういう考えを持っているかということ、そうではございませんので、できればその公用車の運転の在り方等も含めて、極力経費のかからないような手法、どういう方向に持っていくことがいいのか。

それと、町長をはじめとする業務の在り方の中において、必ずしも公用車を廃止することが効率的な業務の遂行に当たるのかどうかということを経営的に考えながら、このことについては対処していきたいというふうに考えておりますので。決して現状のまま、未来永劫考えているのかということではなくて、その在り方については十分検討させていただければなというふうに思っております。

それと、札内支所の関係でございますが、これは同じようなことは言えるのだろうと思います。

同じような形で、札内支所で機能が果たすということになれば、確かに現行の人員の中でやっていけるのかという問題に当然つながってくるのだろうというふうに思います。

機能を強化することが、必ずしも逆に人員を増やしたり、あるいは、いろんなどこまでやっていけばご理解をいただけるのだという問題も当然出てまいりましょうから、私どもは決して今の中で、札内の住民の皆さんが日常的に大変困っていると。何とかしてほしいというようなことで、町の方にいろんなご相談を受けているという状況には決してないというふうに思っております。

十分今の中でも、札内の住民の皆さん、ご理解を頂く中で、札内支所の機能を果たされているのだろうというふうに思っております。

ただ、言われているように、そこで全てが完結するのかということ、決してそうでないことも承知しておりますので、それらはできる限り窓口で対応できるような体制の整備というのは必要とは思っておりますけれども、これは全部やるとなれば、では、同じような機構が札内にも必要だということにもつながってまいりますので、その辺はどの辺まで考えていくのがいいのかということについては、十分検討は必要だとは思いますが、際限なくその支所機能を拡大していく中で、人員を張り付けるなんていうことは極めて難しいのかなと。

実質的には困難なのかなというふうには思っております。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（前川満博） ただいまの滞納整理機構、これに引き継ぐ事案の回収の中身と申しますか、見込みというご質問だと思いますけれども、今回、滞納整理機構に引き継ぐ事案という形でとらせていただきましたものは、今まで私たちも何回か臨戸に訪問してもなかなかお会いすることができない。

あるいは納税誓約書を交わしていただいたこともあるのですが、これも納税制約の約束を守っていただくことができなかったというような方々がほとんどでございます。

そういう中において、実際に回収が本当にどれぐらいできるのかということになりますと、現時点では、今、私たちもなかなかそれらを把握するというところには難しいところはあるのですが、ただいま、引継ぎさせていただいた事案につきましては、滞納整理機構、ここは滞納整理を中心に行うという組織であります。

それには、まず、資力があるというのが前提になりまして、今回の引継ぎ事案では固定資産税、これらが課税されている方がほとんどでございますので、まず、固定資産税課税されているということは、それなりの資産があるというふうに、私たちは思っております。

それと、今、幕別町では実施していませんけれども、機構では生命保険、こちらの生命保険の調査を行うということでありまして、これも可能性としては生命保険に加入している可能性もあるということで、それらも総合的に考えていまして、今回、機構に引き続くというような形を取らせていただいております。

実態につきましては、今、お話しましたように、ある程度資力がある方ということで捉えておりますので、固定資産。あるいは、資力の中には通常の給料、預貯金、車、それらも含まっておりますので、それら総合的に勘案して資力のある方という形で、今回、引継ぎをさせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 1点目と2点目、共通する問題ではあると思うのですが、やはり今までも行政改革ということで、町民にも相当の苦勞をかけてきているということもあります。

是非とも、目に見える形でいろいろ取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、昨年、私が公用車の廃止をお願いしたわけですが、その後、検討されて、どのような、廃止した場合とそうでないときの経済的な効果といいますか、節約はどうかどうか。

そういう具体的な検討をしたのか、1点お聞きしておきたいというふうに思います。

それから、秘書の関係につきましては、現在でも総務関係の仕事も並行してやっているのだという、そういうお話でありますので、その辺については了解するわけでありまして、これについても町民に見える形でいくことが一番いいのではないかとこのように思います。

それから、支所機能の強化でありますけれども、もちろん本庁と同じようなそういう体制になんかはする必要もないし、また、そんなことは考えられないわけで、そういうことを言っているのではありません。

やはりお年寄りなども、車を持っておられる方は十数キロ離れているこちらに出向くことはそう苦ではないわけでありまして、しかしながら、そういう人ばかりではないということも考慮されて、いろんな、例えば、年金関係なんかでも本当に熟知している者がいないと、なかなか相談でありますとか、そういうものに対応できないというようなこともありますので、是非ともいろいろな関係で、支所に行って仕事になるべく間に合うような体制を、これから検討していただきたいなど。そういう努力をしていただきたいなというふうに思います。

滞納整理機構の関係でありますけれども、今のお話にもありましたように、それこそ生命保険だとかそういうものも調査して、厳しい取立てになるということになります。

そうなりますと、やはり、今、資産のある方がこれに移管しているのだというお話でありましたので、やはりそのことによってその人の生存権ですとかそういうものが脅かされることのないような配慮を是非していただきたいと、そのように思います。

再度。

○委員長（乾 邦廣） 助役。

○助役（西尾 治） 最初に、町長公用車の関係でございますけれども、経済的な効率だけで公用車を残すことはどうかということとは、必ずしもイコールにならない部分があるのだろうというふうに思います。

効率的な業務の遂行あるいは効率的な時間の使い方を考えたときに、必ずしも経済性だけで公用車の廃止を云々ということにはならないだろうというふうに考えております。

ただ、先ほども言いましたように、全体として行政の経費をどう縮減していくのだということについては、当然私も念頭に置きながら検討をさせていただいておりますので、例えば、今、正職員による運転業務を嘱託職員にしたらどうかとか、いろんな部分の検討は十分させていただいておりますので、それは先ほど来言っておりますように、19年度の中において、全体の機構あるいは事務の在り方をどう考えるのだと。20年度に向けて総体的な協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、今、増田委員言われたことについては、十分私も検討の材料として考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜ればなというふうに思っております。

それから、先ほどの答弁の中で、私も十分増田委員のご質問に的確に答弁できなかったかというふうに思いますけれども、札内支所は、増田委員言われるとおり、全体として本庁と同じような業務を持たせるとなれば、相当数の人数を配置しなければならないということになるだろうと思いますが、今、窓口へ来られた住民の方ができる限り札内支所で完結できるようなことを私どもとして念頭に置きながら業務を進めていかなければならないというふうに思っております。

ですから、場合によっては、支所だけで全てが収まる場合も、それ以外の場合もあろうと思いますけれども、それは支所の職員と本庁の職員と、なるべくお客さんがいる中で連携をとりながら、その

場でお話が完結するように。それは連絡体制をきちんととる中でやっていきたいというふうに思っておりますし、特に窓口でお聞きになりたい、あるいは年金だとか国保ですとか介護保険ですとか、そういった身近な問題については、今、お話がございましたように、窓口の職員で十分対応できるように、私どもとしても職員同士の連携あるいは研修、そういうものを通じながら、できる限り住民の皆さんにご迷惑をかけないような体制については、これからも十分意を用いていくというふうに考えてございます。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 滞納整理機構に関する部分でございますけれども、当然、私どもも税務課の方におきましては、滞納している方については資産のある方だとか、そういう方については差押えというのを実施しております。

滞納整理機構の方に事案としてお願いをするものというのは、どちらかという、一口で言えば悪質というふうにとれるかもわかりませんが、まず連絡がなかなかとれないとか、先ほど課長の方から言いましたように、資産がありながらも、なかなか連絡がとれない。そういった部分の中で、私どもの方としてちょっと手を焼いている部分だとか、そういった部分。

また、もう一つは、町外の転出者、幕別町内にもうお住まいでないという方だとか、そういった方が含まれておりますことも事実であります。

ただ、一般質問の中でも、増田委員さんの方にもお答えをさせていただきますけれども、税法上で定める生存権、これについては十分私たちの方も認識しておりますので、滞納整理機構の方とも連携をとりながら、決してそのようなことになっていかないように。心配されるようなことになっていかないように、その辺も十分協議をしながら対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 何点かお尋ねいたします。

はじめに、53 ページの 12 支所出張所費の中の臨時職員の賃金が昨年の予算と比較いたしますと 4 倍になっているのですよね。

今年は選挙などもございまして特別な業務も増えるのかなというふうには推察させていただいているところですが、この 4 倍になっているその内容について、お伺いいたします。

次、56 ページ、16 の諸費であります。

報酬の中の 2 で行政改革推進委員会の委員報酬というのが計上されております。

行革の計画につきましては、既に作成されまして、私どもも手元に頂いております。

これはさらに委員会を開いて、また報酬を予算計上されているということは、この行政改革の計画の見直しですとか、そういう途中の達成度ですとか、そういうことを委員会の中できちんとやられる体制をとるために、計上されているのかどうか。

計画は既にできておりますので、疑問に思いまして、お尋ねいたします。

それから、58 ページ、電算管理費、18 の 13 委託料、光ファイバーに関連してであります。

この節の細かいのには当てはまらないと思えますので、大枠でお尋ねするのですが、合併に伴いまして、光ファイバーの事業を大掛かりに進めてこられましたね。

それで、これまでどのぐらい投資されてきたのかをお伺いしたいことと、それから、今、どこまでその事業が完成していて、利用状況がどうで、今後、この新年度についてはどんなふうにもまた新たな事業を盛り込もうとされているのか伺います。

それと、59 ページの 19 協働のまちづくり支援費で、19 の負担金補助及び交付金の 3 公区運営費交付金、最近、以前からも問題になってきていたのですが、公区に入られない方、未加入者がどんどん増えてきていることが、特に市街地の中で問題になってきております。

定期的な公区長会議もやられておまして、その辺の手立てについても十分とってこられているの

ではないかと思うのですけれども、その中身についてお伺いしたいと思います。

次は、63 ページ、1 の戸籍住民登録費の中の 13 委託料、毎年聞いておりますが、住基ネットの今年の利用はどのぐらい予測されて取り組まれているのか。

これまではどのぐらいだったのか伺います。

次、64 ページ、選挙管理委員会の費用であります。

これまでに選挙の投票所にかかわって、統合をしてきた経過があると思うのです。

それで、その結果によりまして、投票がしづらくなってきているというような住民の方の意見も伺うものですから、その統合をしてこられた背景、考え方がどういうことでそういうふうになされてきたのか。今、どんどん人口は増えてきているのですけれども、今後はどういうふうになしようとされているのかということですね。

それともう一つ、かなりの立会人が毎回投票所に、投票日のときには立会人がいらっしゃいますけれども、これはそれぞれ基準があって要請をして、立会人になっていただいていると思うのですけれども、その基準といいますか、内容についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 1 点目の支所出張費における臨時職員賃金が 4 倍になっていることについてでありますけれども、これは実際に臨時職員は配置されておりまして、18 年度までの予算におきましては、いろいろな補助事業における事務費がありました。

それで、支所出張所におきましても、いろいろな補助事業にかかわる受付業務等もやっておりますので、そちらの方の事務費の賃金をもって支出していたというものであります。

19 年度につきましては、それらの事務費が例年よりも少なくなってきたことに伴いまして、こちらの方の科目でその分の予算を計上させていただいたということでもあります。

2 点目の諸費における行政改革委員会のことにつきましては、委員からおっしゃったとおり、お見込みのとおりでありまして、行政改革の計画、たしかに策定は終わりましたが、毎年その進捗状況について、論議していくということでの委員会を開催するという意味であります。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） イントラネット基盤整備事業の関係でございます。

イントラ整備だけで申し上げますと、17 年度、18 年度、2 カ年にわたりまして、約 3 億 5,940 万円の総事業費でございました。

これらにつきまして、利用状況ということでございますが、各学校及び公共施設を光ファイバーの高速回線で結びまして、ネットワークを整備していることに伴いまして、各システムを導入しております。

図書館システム、ホームページシステム、議会中継システム、また、非常に古くなっておりました電話交換機の更新。

また、災害にも備えております、兼用されておりますが、自家発電装置の導入なんかも行っております。

これらによりまして、各施設で容易に情報を発信し、双方向の情報通信により、これまで以上にきめ細かな情報の提供がなされていると考えております。

具体的に申し上げますと、非常にアクセシビリティに配慮したホームページによる情報の発信や、図書館の蔵書検索、貸出予約、また、各種申請書のダウンロード等が図られております。

これらによりまして、自宅で容易に情報が収集できると。

また、公衆端末をもって、各家庭においてパソコンを持っていない方に関しましては、各コミセン、公共施設等に公衆端末を置いておりますので、これらによって情報の収集がなされているものと考えております。

また、行政運営上によりましては、パソコンの高度利用により、事務改善につながっております。

同一に均一の情報収集、共有すること。また、数字の事務の迅速化、文書のやりとり、会議日程の

設定、会議室の予約等、自席においてすべて対応できるということが住民サービスにもつながっていると思います。

今後においてでございますが、今、想定しているのは、公共施設の予約、また、空き情報の確認が各家庭でもできるようにと。

また、行政運営上で申し上げますと、財務決裁システム、いわゆる伝票の決算システムをパソコン上でやるものということ、今後の身近なところとしては考えているところでございます。

次、公区運営費の関係で、公区未加入者が多いということでございますが、私どもが今年、平成 19 年 2 月に調査した時点では、およそ 9 % の世帯が公区未加入ということになっております。

特にこの数字は札内地域においては非常に高い数字になっているのだろうなと思っております。

これに対する手立てなのですが、これは全国的にどの自治体でも困っている問題でございまして、どうしても都市化されてくると、こういう状況が生じるということで、いろいろな情報等は収集はしているのですが、特段これといった、あくまでも本人の意思と申しますか、ライフスタイルに関係するようなどころもございまして、非常に難しい問題だなと。管内の担当者が集まっても頭痛めているところでございますが、さらに今後、いろんな情報を収集して、何か有効な手立てがあるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 住基ネットワークの利用状況についてでございます。

住基ネットワークの利用状況の中で私ども把握できるのは、市町村の事務に関するもので、他市町村で幕別町の住民票を発行したというものと、幕別町において他市町村の住民票を発行したという利用状況について、私どもで把握しておりまして、平成 17 年度の実績でございますが、他市町村で幕別町の住民票を発行した者が 6 件、逆に他市町村分の発行したものが 10 件ということで、以前においても大体これぐらいの数値で推移しておりまして、全体で今年度も 15 件から 20 件程度の利用がされるものというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 続きまして、選挙の投票所のことでありますけれども、これにつきましては、選挙の投票所の在り方につきまして、見直しをいたしました。

そのときにおきましては、有権者が大体 100 人未満の投票所につきましては、近くの投票所を利用できないかというような視点で一定の見直しをしたところであります。

その結果、当時、幕別地域につきましては 30 カ所の投票所がありましたけれども、22 カ所に統合を図ったということであります。

続きまして、立会人の基準につきましては、これまた有権者の数ということで基準になると思っております。

1, 000 人未満のところにつきましては 2 人ということであります。

1, 000 人以上のところにつきましては 3 人の立会人というのが基準になっております。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 1 点漏れておりましたので、追加で説明させていただきます。

選任の基準につきましては、地域の状況をよく熟知している方を選ばせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） 臨時職員の賃金のことについては、補助でやっていたのがなくなったということで、特設計上されたということですね。

そうすると、事務の中身も補助がなくなったということは、事務の中身そのものも少なくなったというふうに捉えていいのでしょうか。

そこはどうなのでしょう。

そうであれば、また、予算の組み方も違ってくるのではないかと思うのです。

それから、行革推進委員会のことは理解をいたしました。

電算管理、イントラのことなのですけれども、まず質問の中でお答え漏れていたのは、今年はどうなるのだということだったのですけれども、結局、3億5,940万投資して整備されたのですが、これで完了したというふうに押さえてよろしいのでしょうか。

どうなのでしょう。

申請の手続きができるのだよということではありますが、その申請というのはどこまでできるのか。

公共施設の利用などというのはわかりましたけれども、いろんな住民の方たちが申請行為によって受けられるものというのはたくさんありますね。

いろんな児童手当であるとか、あるいは住宅の減免制度であるとか、いろんなものがあるのですが、この申請というのはどこまで含まれているのか、伺います。

それと、公区の未加入の問題ですが、札内地区が多くて9%ということは、大体札内は世帯数でいたしますと6,000近いと思うのですよね。その9%ということになると500件以上が入っていない計算になるのかなというふうに思うのですけれども、そうなってくると、なかなか明暗は解決にはないというのもその通りだとは思いますが、都会になればなるほどこの傾向が強くて、地域の公区事業に支障を来しているということのはっきりしてきているのですよね。

それはどんな支障を来すかというのと、やはり行政の末端機関としての役割が果たせない。

つまり、ごみの問題であるとか、いろんな住民の方が参加してやっていかなければならないところでこぼれていってしまうという問題があるわけですね。

それで、周知をさせていくために、例えば、広報誌を公共施設に置くとかいろんな手立てをとって、その周知に力を入れているという方策も聞いてきておりますが、そういう点はどんなふうになされてきていますか。

あと、住基ネットは16件の利用ということですから、相変わらず少ない数ですね。

カードの発行そのものはどのぐらいだったのでしょうか。

いつも思うのですけれども、この事業そのものが本当に必要なものかどうか。ここは今年状況を見ても疑問に思うところです。

いかがでしょうか。

それから、投票所の集約ですが、100人未満のところはなくするという。これは一つの合理化だと思うのですよね。

確かに人数で定められていくというのが基準になるのかなというふうには思うのですけれども、幕別町は、ほかもちろんですが、高齢化社会に向かって、足がなくてなかなか離れたところには行きづらいのだという声が近年結構増えてきているものですから、その100人未満だけで、人数だけで決めてしまうのではなくて、その住民の住んでいらっしゃる方の現状も掌握してやらなければならないということと、もう一つは、では、上の方は何人ぐらいまでが1カ所の目安なのか。

2,000人でも3,000人でもそれは密集していたらそこは一つの場所だよというふうにしていくかどうか。

いずれにしても、住民の皆さんが投票をする行為ということが妨げられないような手法を行政は考えるというのが大事なことだと思うのですけれど、その辺の配慮はどんなふうになされているのか。

先ほどのところではちょっとわからなかったですね。

それと、立会人は2人か3人ということですが、事務の方もいらっしゃると思うのですが、かなりの数に見受けるのですけれども、例えば、まわりをよく知っているということであれば、一つの投票所に町内会が複数含まさってきておりますよね。

そうすると、その町内会ごとをお願いをするとか、そういうような基準でやってこられてはいなかったのですか。

その辺も再度確認をさせていただきます。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず第1点目につきまして、事務の中身が変わったのかどうかということ

ありますけれども、これにつきましては、通常、出張所及び支所におきまして、受け持っている業務は各種の受付業務だとか、また、税使用料等の収納業務。そういうようなことをやっておりますので、それについての中身は変更ありません。

ただ、その賃金の財源手当といたしまして、今まではいろいろな補助事務費といったのは、いろいろな事業におきまして、例えば、下水道事業であれば、下水道事業の本体の事業に対しまして一定の事務費が交付されることになっておりますので、そういう事務費につきまして、賃金を活用することができます。

そういうようなものを使って、賃金は、そういう予算科目の方の賃金を今までは組んできたということでもあります。

それが、建設事業等が段々落ちてきていますので、そういうようなことで、活用できる賃金額総額も減ってきていますので、その分につきまして、こちらの方の予算科目でも見るというようなことに組み替えてきたという事情であります。

それと、選挙における立会人のことにつきましては、選挙が適切に行われるように、よく地域のことを、人を含めて熟知している方を選ばせてあげることでもありますので、幅広い中で選考しているということでもあります。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 先に投票所の関係につきまして、ご説明申し上げますけれども、2年ほど前になるかと思っておりますけれども、投票所の見直しをさせていただきました。

そのときに、公区長会議で2回ほどご意見を頂くというような形で提案をさせていただきまして、やらせていただきまして、その当時は、今、課長の方から申しあげましたように、100人以下ということで行きました。

統合したのはほとんどが農村部の投票所を集約させていただいたというところでもあります。

いろいろな意見が出ました。

高齢化社会に向けてどうなのだという話もありまして、そのときにご意見の中では、今車を持っていない家庭はないという話で、高齢者の方もほとんどが車を運転されていると。

また、家族の中に車をお持ちだから、投票所については支障ないと。

逆に、都市部については、増やしたという経緯があります。

これは、やはり歩いて通える距離に投票所を置きたい。又は、国道を横断することのないように、危険な箇所を横断することのないように配置をしたいというようなことで、投票所の見直しを行ったというところでございます。

上限については、今、一番多いところで3,000人を超えるところが1カ所あるかと思っておりますけれども、これはどこが上限なのかということになりますと、いろいろありますが、私どもの方としては、大体その投票上に向かう距離、これがどれぐらいだろうというようなことを想定しながら、1キロから1.5キロぐらいとか、そのようなことを想定しながら、都市部についてはですね。設定をしてきているというところでございます。

これにつきましては、当然ある一定の期間をもって、その社会状況を見ながら見直しというのは行っていきたくて思っていますので、これに固定してこれからはずっといくということではなくて、場合によっては縮小する場合がありますし、そのようなことは考えていきたくて思っています。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 申し訳ございません。イントラの関係でございますが、17年度、18年度の事業をもって事業完了でございます。

それから、申請関係でございますが、本年、早ければ空きごろから供用開始したいと思っておりますが、中身といたしましては、例えば、印鑑登録の発行の申請、住民票の発行の申請。水道の開閉栓の申請、児童手当の申請、介護の申請等、大体10程度の申請を予定しております。

ただ、印鑑登録や住民票については、これは窓口で、御自分がいらして、お受け取り、本人確認し

なければなりませんので、お受けとしていただくと。

ただ、将来的には個人認証というシステムができあがりますので、その際には自宅において、パソコンでも受け取ることができるということが、将来的には想定はされております。

次、公区の未加入者の関係でございますが、おっしゃるとおり、地域コミュニティが崩壊しつつあるというのは、都市化では顕著でございます。

本町におきましては、特に顕著なのが、借家又は単身者住宅等の借家におきまして、自分はそういう公区に入らないという方が多うございます。

転入した際、本庁の窓口、札内支所の窓口。総合支所の窓口にも、あなたの公区はどこですよ。公区長はどなたですよという案内はしているのですが、全然本人が行かないというようなことで、公区長も大変苦慮しているというのが実態でございます。

先ほど申し上げましたように、私どもではそういう手は打っているのですが、なかなかそれに応じてくれないというのが現状でございますので、今後、先ほども申し上げましたが、どういう手立てがあるのか。いろいろ調査研究してまいりたいと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 住基カードの発行枚数でございますが、平成18年度2月末現在におきまして、延べ100枚発行しております。ちょうど100枚でございます。

それと、この住基ネットが本当に必要かということでございますけれども、平成17年度末におきまして、国ですとか県、市を相手に訴訟が53件、これに関して起きております。

そのうち、20件ぐらいが一審の判決出ているところでございます。

その判決の内容につきましては、この住基ネットの法的根拠、制度などについてはほとんどが妥当であるという判決が出ているところでございます。

そういうところからもちまして、我々といたしましては、幕別町といたしましては、離脱するというようなことは考えておりません。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 一番最後の住基ネットの方からいきますけれども、制度としてつくられたわけですから、裁判は裁判として、当然、違法か合法か、そういうことにはなっていくのだと思うのですが、たとえ合法であったにしても、行政の仕事としては、投資に対して必ずその住民の利益というふうな判断から、いろいろな事業が取り組まれていくというふうに思うのですよね。

そういうふうに考えたときに、今は立ち上げのときと違いますから、年間予算、そう多くはありませんけれども、こういった2万7,000人の人口の中で、数年経過してわずか100枚程度の発行というような形の事業が本当に有効かという、そこを私は言いたいのですよね。

それはやはり今後は考えていく必要があると思います。

それと、申請ができるというインフラサービスのことでありますが、10程度行えるということですが、これは今後も拡充されていく予定ではいらっしゃると思うのですが、いろんな住民の皆さんのお話を聞きますと、きちんと申請をしなかったらその利益に値しないという言い方も変なのですが、児童手当もそうですけれども、そのときからしか対象になりませんよね。

申請したらそのときからしか。

確か昨年でしたか、制度替えがありまして、例外的にさかのぼって支給をするという方法はとられたようでありますが、これまでは一切その時点で申請が行えば、そのときからしか対象にならない。

今回、住宅の減免のことで、実際的には収入の状況からいったら2年も3年も前から対象になるべきはずの人がそういうこと自体わからなくて、たまたま今回知る機会があって申請して、その減免に至ったということがあるのでございますけれども、そういう住民の方に広くお知らせすることによって、それから、手軽に申請をするという状況がつけられることによって、こういう問題も解決していけると思うのですよね。

その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 住基ネットの関係でございますけれども、全国的にシステムが稼動しているということから、幕別町だけ休止するというにはなっていないと思いますけれども、今後、利用しづらいということもあるのでないかと思っておりますので、利用しやすいような体制の改善等を求めていくようなことで努めてまいりたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 電子申請の関係でございますが、委員おっしゃいますとおり、今後、だんだん、随時、その対象となるものは拡大してまいります。

それに伴いまして、これらに対する周知等、また、申請の内容等につきましても、周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

永井委員。

○21番（永井繁樹） 53ページ。毎回の質問になっておりますが、13目の職員厚生費。

この9節の旅費ですが、このことについては、先の行革大綱、第3次の推進教育の中にも、職員の意識改革と人材育成ということが大きなテーマになっていきますから、当然計上されるのはわかりませんが、今回の計上額、見たとおり、かなり前年も低いというところで、減額のまず理由。

それと、前年度よりも新しいメニューがまず入っているのかどうかですね。

それと併せて、今回のメニュー。

それと、研修対象者の数が前年度と比較して、今年度はどう予定されているか。

それと、予算の中の項目にはないのですが、これと関連がありますので、大綱の中で職員提案制度の活性化というのが入っております。

この研修等々の成果の問題もありますのでここでお聞きしますが、近年、ここ2、3年でいいです。職員制度の活性化を目的として、現況がどうであったか。どの程度の提案があつて対応がどの程度あつたのか。

ここ、2、3年でいいですから教えてください。

それと、さらに関連がありますから、大綱項目の中で、庁内研究推進チームの設置ということで謳われております。

これらについても、政策能力等ですとか、いろんな諸問題の解決策として関連がありますから、こういった設置にかかわって、どのような内容で考えられておられるのか、併せて伺います。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 職員厚生費が前年と比較しまして30万6,000円の減となっております。

これの主なものにつきましては、委託料が21万円減になったということでありまして。

2点目の新しいメニューはということでもありますけれども、特に外部研修につきましては、新しいメニューは特に考えておりません。

地道ではありますけれども、今まで行ってきました研修を確実に進めたいと思っております。

3点目の対象者につきましては、その外部研修についてでありますけれども、18年度におきましては、41人を対象に組んでおりました。

19年度におきましては、39人で組んでおります。

主なものとしましては、新人採用者等の研修につきましては6人見込んでおります。

あと、政策研修、法制研修等のいわゆる専門的な研修につきましては、18人ほど見込んでおります。

あと、自治体に一人。

後は、自主研修は3人枠ぐらいを見ているというところでもあります。

それと職員の提案につきましては、ここ2、3年の状況ということでもありますけれども、ちょっと数字的なことは押さえておりませんが、行政改革について、役場庁舎内で議論していくに当たり

まして、職員からのいろいろな提案は受けているところではありますが、大変申し訳ありませんが、数字的なものは今ちょっと押さえておりません。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 最後の調査研究チームの設置ということでございますけども、今、行政の中には、一つの課題を解決できるという状況にはなくなってきていると。

広く横断的な形の中で、調査研究を努めていかなければならない。

これに向けましては、その時代時代でプロジェクトチームなどを庁舎内で立ち上げながら、今までも対応してきたところがございますけども、そういった機能をより充実をさせていきたいと。1点は。

それも、今起きてきた課題について行うのではなくて、将来的に向けて、調査研究をしていくような姿勢を行革の中では打ち出したというところでございます。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） まず合併で職員数が増えているのに研修費が増えないというのは、まず疑問なのです。

ということは、予算編成のときの予算削減項目の対象になっているのではないかと推測をしてしまうのですよ。

積極的に予算を計上していないのですから。

そうしましたら、行革大綱に職員の意識改革と人材育成って強く謳っているのに、どこでそれを補填していくのか。

今言ったように、委託料がもしないのであれば、これは何か研修に係る委託料が減るということですね。

そうであれば、どう考えても積極的にこれに取り組んでいるとは考えられません。

何回も言っていますが、この研修については、これは必要性を認めているわけですから。ここに予算計上が減っていくというのは、どう考えても今後の合併後の2年、3年後、さらには将来を考えて、職員意識を高めたり、専門能力を高めるのであれば、減るのは私はおかしい。

それで、人材育成を目指すというのは、方法が果たしてあるのかなという。うまくいくのかなということなのです。今、取り組まれている行政の内容なんかは。

これは非常に疑問に思っています。

それと、職員提案制度の活性化については、人数把握はされていない。

結局、能力開発が進んでいけば、職員制度の活性化は当然なっていくだろうと。

ですから、職員提案の数が増えたりしていかなければいけない。

私は過去に聞いたところでは数はすごく少ないのです。

そしたら、研修効果がここには直接つながっていないという考え方も一つできるのです。

それともう一つは、庁内の研究推進チームの設置があるのですが、こういうところは活発に行えば、この職員提案制度ですとか、人材育成の研修にかかわってはいろいろな関連がありますから、当然横のつながりが出てくるのでしょうけど、この大綱計画の中に、チームを設置するということが、果たして最終的には職員全体の能力につながったり、能力開発につながっていくのかどうか。

これがこれだけで独立をするのであれば、もう少し横のつながり、職員の提案制度との兼ね合いも含めた意味で、この在り方もやはり検討しなければ一連性は出てこないと思うのです。

この辺りどう考えていますか。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 職員の資質の向上、また、能力のアップ、これは大切なことだと思っておりますので、それについては考え方は同じであります。

予算的に減になったことにつきましては、一つは外部研修におきまして、自主研修、これは例年一定の金額を確保しているところでもありますけども、最近、これについての予算執行額が少し減ってきているというようなこともありまして、その分、予算を減らしたということでもあります。

ただし、先ほど言いましたように、専門的な研修、また、新人の研修、そういうものにつきましては、レベルを下げないように実施していきたいと思っています。

また、外部的な研修だけに頼るということではなくて、内部的な職場内における研修も19年度におきましては、積極的に取り組みたいと考えています。

例えば、職員が講師となって、そして研修を開いていくと。こういう場合につきましては、予算を伴いませんので、そういう研修を少しでも多くやって、そして職員の能力アップにつなげていきたいと考えているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 研修について、今、いろいろとご質問いただいていますけれども、研修の効果をどのように評価をし、どのようにやっていくのかと。

研修の中で、やはり今大事なことは、外に出して職員の研修に向かうと。

これは一人一人の個々のレベルアップには当然つながります。

今、大事なことは、そこで学んだことを広く職員に伝えていって、全体的なレベルアップを図っていくような仕組みが必要ではないかと。

その研修の成果が効果となって、行政に反映できるような仕組みをつくっていくことが必要でないかというふうに考えて研修計画というものを立てていっているという状況がございますので、その辺もご理解をいただければなというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 研修にかかわる目標は理解しています。

これはわかっています。

ただ、現状が伴っていないから聞いているわけで。

そうしたら、お聞きしますが、前年度の経費のかからない研修も含めて、対象者は今回はどの程度増えるのですか。

合併をした忠類との人数とのかかわりを考えたときに、研修者が増えなければこれは意味がない。

それと、職員提案制度の中で、政策立案にかかわる提案はどの程度毎回出ているのか。

この2点について。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 研修の増加ですね。

職員がどのように増えていくのかと。

私は研修を計画して、職員に伝えていく中で、できるだけ業務が多忙な時期でないとき。そういった時期だとか、そういったところをめがけまして、全職員に周知をしながらやってきております。

ただ、研修がおおむね昼間にどうしても偏ってしまう。夜、実施したこともありますけれども、昼間になってしまう。

そうしますと、全員が参加できるかどうかとなりますと、日常業務がありますので、なかなか全員の参加ということにはなりませんけれども、そういったものを複数回実施することによって、できるだけ多くの方の参加を引き出していきたいというふうに努めて、今、やっているところでございます。

それから、職員の提案なのですけれども、確かに職員提案制度というものは設けまして、町長に文書をもって提案するという形があります。

なかなかそういう形での提案というのは、ここ数年具体的にはありません。

ただ、いろんな機会を通して、先ほど、課長が申しましたけれども、行政改革、庁舎内における行政改革の本部を立ち上げたときに、職員自ら提案が行われる。

これは各課に、所属長などを通して、何かアイデアをいただけないかというような形で落としていったときに、それぞれの課からいろんな提案が上がってきているという状況であります。

こういったことについて、できるだけこれからも粘り強く職員の方といろいろと意見を交わしながら、よりよい研修の体制について努めていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21 番（永井繁樹） 職員研修の数にこだわるわけではないですが、やはり昼間の研修が多いという現状であれば、工夫がしようがいっぱいあると思いますから、当然、増員は図れるということですね。これはもう積極的な努力をしてほしいと思います。

職員提案については、私が懸念するのはそういう提案が出てこないのだったら、この制度はいらないのですよ。

必要ない。

がしかし、この下に庁舎内での研究チームが設置されるということであれば、それとうまく連動していくような形で、職員提案のものもこちらで検討していくとかということで、やはり職員提案ができないような雰囲気はどこかにあるのではないかとということも推測できます。

ですから、そういう活性化になっていかないのであれば、ここの大綱に載ること自体がおかしいわけで。

形だけ載せているのだったら大綱の意味はないですから、その辺も十分検討されて、やはり幕別町の職員は研修が非常に熱心で、政策立案も非常に積極的だというような方向性に持っていけることを、ここで強く要望して、期待をして終わります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

ないようでありますので、2 款総務費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、13 時まで休憩をいたします。

12：10 休憩

13：00 再開

13：00 坂本委員早退

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 款民生費に入らせていただきます。

3 款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3 款民生費のご説明をさせていただきます。

69 ページをお開きください。

3 款民生費の 1 項社会福祉費につきましては、本年度から障害者福祉費の目の新設をするとともに、目の再編を行っておりますので、ご留意願います。

1 目社会福祉総務費、本年度予算額 3 億 77 万 7, 000 円であります。

1 節報酬は、社会福祉委員。これは民生委員の方々に委員をお願いしておりますが、忠類地域 9 人を含め、62 人の委員報酬のほか、民生委員推進会開催に伴う委員報酬であります。

9 節の旅費は、委員に係る費用弁償が主なものであります。

11 節の需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品及び食糧費など。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 5 の社会福祉協議会の運営及び福祉団体の支援に対する補助。細節 6 の民生委員活動費交付金が主なものであります。

20 節扶助費は、生活困窮世帯扶助のほか、独居老人世帯や重度心身障害者等の世帯に対するし尿くみ取り料及び上下水道料の補助であります。

28 節は、国保特別会計への繰出金であります。

70 ページをお開きください。

2 目国民年金事務費、本年度予算額 288 万 9, 000 円であります。

国民年金の事務に要する経費で、7 節賃金は嘱託職員を配置し、年金の資格移動や免除申請等の事

務を行うものであります。

3目障害者福祉費、本年度予算額3億3,304万2,000円であります。

本年度から、障害者に係る目として新設をしております。

1節報酬は、障害者福祉計画策定委員15人に係る報酬。

12節の役務費は、障害程度区分認定審査に伴う主治医意見書作成手数料及び町が指定する医師の意見書作成手数料が主なものであります。

13節委託料の細節5は、障害程度区分認定に伴う訪問調査委託料。

細節6は、地域活動支援センターひまわりの家ほか池田町内の地域活動支援センターを利用する方にかかる委託事業。

細節の7から細節11につきましては、町が独自事業として行う各障害福祉サービス事業の委託料であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節4の社会福祉施設運営財団への負担金、細節6の大樹町地域活動支援センターに係る負担金。

細節7の障害福祉事業者の運営円滑化に係る補助金が主なものであります。

20節扶助費の主なものは、細節1の特定疾患患者に係る通院費の補助。

細節2の重度身体障害者の日常生活用具扶助として、ベッドや電気等の購入に係る扶助。

細節4及び細節5の障害者の施設サービスや居宅サービスに係る支援費であります。

72ページになりますが、細節6及び7の障害児に係る居宅支援費等の扶助。

細節8及び9の身体障害者及び障害児の補装具に係る扶助。

細節11の腎臓機能に障害を持つ方が人工透析を受けるために係る交通費の助成と。

細節14の障害者の自立支援医療に係る扶助費などが主なものであります。

73ページになります。

4目東十勝障害認定審査会費、本年度予算額286万9,000円であります。

障害者自立支援法の施行に伴い、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の十勝東部4町で共同設置しております障害程度区分認定審査会に要する費用であります。

74ページになります。

5目福祉医療費、本年度予算額8,969万円であります。

本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費を計上しております。

平成19年2月末現在の対象者は、重度心身障害者が401人で、前年度に比較して3人の減、ひとり親家庭等が709人で65人の増となっております。

6目老人福祉費、本年度予算額5億5,614万6,000円であります。

本目は、高齢者の方々の生活支援や介護予防に関する事業、また、敬老会、老人クラブ、健康増進センター等の生きがい事業など、高齢者福祉に関する経費を計上しております。

高齢者の状況であります。本年2月末日現在、65歳以上の人口は6,247人で、高齢化率は22.78%となり、前年より0.8%上昇しております。

ちなみに、幕別地域は5,723人で22.37%、忠類地域は524人で28.54%となっております。

1節の報酬は、老人ホーム入所及び生活支援ハウス入居に係る判定委員の報酬であります。

8節報償費は、敬老祝金及び敬老会記念品が主なものであります。

11節需用費は、忠類地域と幕別地域の2カ所において開催する敬老会に係る費用が主なものであります。

76ページになります。

12節役務費は、細節15の緊急通報用電話機の仮設に要する手数料が主なものであります。

13節委託料は、細節6の高齢者食の自立支援サービス。

細節7の外出支援サービス。

細節 8 のふとん洗濯乾燥サービス。

細節 9 の軽度生活援助事業。

細節 10 の生きがい活動支援通所事業など、介護保険を補完するサービスとして、引き続き実施するものであります。

77 ページ。

14 節の細節 20 は、忠類地域の 70 歳以上の高齢者がアルコ 236 を利用し、入浴した場合に係る使用料が主なものであります。

18 節は、緊急通報用電話機を更新により購入するもので、30 台分であります。

19 節の細節 3 は、老人クラブ連合会補助金で、65 歳以上の会員一人当たり 2,000 円を補助するものであります。

細節 5 は、特別養護老人ホーム、札内寮に対する建設費補助分であります。

20 節の細節 2、老人保護措置費は、自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費であります。

細節 4 社会福祉法人介護サービス減免費扶助は、本町では平成 13 年度から実施している軽減措置であります。

細節 5 の低所得者等訪問介護利用料扶助であります。これは町単独の事業として、これも平成 13 年度から保障しているものであります。

78 ページになります。

28 節繰出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計への繰出金であります。

7 目老人医療費、本年度予算額 1,040 万 2,000 円であります。

本目は、北海道医療給付事業の補助を得て実施しております。

いわゆる道老に係る医療費扶助とその事務費を計上しております。

なお、この事業につきましては、平成 19 年度をもちまして、廃止となる予定であります。

なお、平成 19 年 2 月末現在の対象者数は、81 人で、前年に比較しまして 32 人の減となっております。

8 目介護支援費、本年度予算額 678 万 2,000 円であります。

本目は介護予防プラン作成に要する費用であります。

7 節臨時職員賃金のほか、79 ページになりますが、13 節委託料の細節 5 介護予防プラン作成委託料が主なものであります。

9 目介護サービス事業費、本年度予算額 1,886 万円であります。13 節委託料の細節 5 デイサービス事業委託料が主なもので、忠類地域における事業の実施に伴う委託料であります。

10 目後期高齢者医療制度準備費、本年度予算額 962 万円あります。

本目は、平成 20 年 4 月から施行されます後期高齢者医療制度に係る準備経費及び北海道後期高齢者医療広域連合に対する負担金を計上しております。

80 ページになりますが、19 節の細節 3 は、北海道後期高齢者医療広域連合に係る負担金で、全道市町村に共通する経費、議会費、総務管理費、選挙費等になりますが、これを広域連合規約に定めるとおり、均等割りが 10%、高齢者人口割りが、75 歳以上の人口となりますが、40%分。人口割り 50%の割合で算出したものとなっております。

11 目社会福祉施設費、本年度予算額 350 万 3,000 円あります。

本目は、千住生活館の管理運営に要する費用であります。

8 節報償費の生活相談員謝礼は、アイヌの人たちの生活相談に係る謝礼で、ウタリ協会の推薦を受け、相談員を配置しております。

12 目保健福祉センター管理費、本年度予算額 2,197 万 6,000 円あります。

本目は、同センターの管理に要する費用であります。

81 ページ、13 目老人福祉センター管理費、本年度予算額 606 万 6,000 円あります。

本目は、老人福祉センターの管理運営に要する費用であります。

82 ページになります。

14 目南幕別老人交流館管理費、本年度予算額 274 万 9, 000 円であります。

本目は、同交流館の管理に要する費用であります。

83 ページ、15 目ふれあいセンター福寿管理費、本年度予算額 2, 446 万 3, 000 円であります。

本目は、同センターの管理運営に要する費用であります。

84 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、本年度予算額 2 億 257 万 6, 000 円であります。

本目は、児童福祉に要する経費であります。

85 ページ、19 節の細節 3 は、2 歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭支援ため、指定ごみ袋購入費助成に係る費用であります。

20 節、細節 1 は、児童延べ 3 万 276 人分の児童手当で、前年度比としましては、7, 400 人分の増となっております。

86 ページになります。

2 目児童医療費、本年度予算額 6, 213 万 5, 000 円であります。

本目は、就学前の乳幼児の医療費扶助とその事務費を計上しております。

本年 2 月末現在、対象者数は 1, 514 人で、前年度比 64 人の減となっております。

3 目常設保育所費、本年度予算額 1 億 7, 789 万 8, 000 円であります。

本目は、常設保育所 5 カ所の管理運営に要する費用であります。

87 ページ、15 節の工事請負費は、さかえ保育所の移転新築に伴う旧保育所を解体するための費用となっております。

88 ページになります。

4 目へき地保育所費、本年度予算額 6, 223 万 1, 000 円であります。

本目は、忠類地域 1 カ所を含む 6 カ所のへき地保育所の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、忠類地域を除く 5 カ所の臨時保育士 10 人及び代替保育士の賃金であります。

89 ページ、13 節委託料は、忠類へき地保育所の運営委託に要する費用であります。

15 節工事請負費は、糠内へき地保育所の水洗化工事を行うものであります。

5 目幼児ことばの教室費、本年度予算額 600 万 7, 000 円であります。

本目は、言葉の発達の遅れや情緒障害児に対する回復訓練を行うための経費であります。

90 ページになります。

19 節、細節 4 は、南十勝の広尾町、大樹町、中札内村、更別村及び幕別町の 5 町村において、共同設置している南十勝ことばの教室に係る負担金であります。

6 目児童館費、本年度予算額 1, 671 万 8, 000 円であります。

本目は、札内南、札内北、幕別南の 3 館の管理運営に要する費用であります。

平成 14 年度から学校週 5 日制の完全実施がなされ、家庭生活をする上での一助となるべき対策としまして、平成 15 年度から土曜日にも指導員を配置しまして、開館をしているところであります。

7 目子育て支援センター費、本年度予算額 2, 086 万 8, 000 円であります。

乳幼児期の子育てをしている家庭に対する児童の健全育成の支援に対する費用で、忠類子育て支援センター及び新設したさかえ保育所内の幕別子育て支援センターの 2 カ所分に係る経費であります。

91 ページになりますが、7 節賃金は、幕別子育て支援センターに係る代替保育士及び臨時保育士に係る賃金であります。

13 節委託料は、忠類子育て支援センターに係る委託料であります。

なお、幕別子育て支援センターにおいて、一時保育事業を開始する予定となっておりますことから、賃金及び需用費に一時保育分の経費を計上しております。

次の肢体不自由児通園訓練施設費は、十勝愛育園の廃止に伴いまして、廃目となっております。

92 ページになります。

3 項災害救助費、1 目災害救助費、本年度予算額 555 万円であります。

本目は、災害見舞等に要する費用であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

野原委員。

○20 番（野原恵子） 3 点について質問いたします。

1 番目は、72 ページです。

20 節の 11 人工透析患者通院補助金の件です。

今、人工透析されている方に交通費の助成がされておりますけれども、自動車とかバス、それから自家用車、タクシーになります。一番利用の金額が多くなるのがタクシーなのですが、タクシーの場合、全額一括自分で払いまして、それでタクシー会社に支払をいたしまして、領収書を頂き、それから町に申請するという、そういう制度になっています。

そういう場合、所得が余り高くない方では、その負担が大変重いということで、全額払う。それではなくて、委任払い制度にできないだろうかという意見が一つです。

もう一つは、76 ページの 19 節老人クラブの補助金ですが、今、幕別の老人クラブ、ここは一人当たり 2,000 円の助成ということが、今報告されました。

それで、老人クラブの運営の仕方ということでは、皆さんいろいろ楽しみながら、交流もしながら、それから、研修もしながら、いろいろな地域とのつながりも深めながらという老人クラブの運営をされているところも多くあると思いますが、中には助成金の使い方がそういう名目に値しないような使い方をして、一部そういう使い方をしているところもあるのではないかという疑問の声もありまして、そういう中で、町の方のかかわりというところでは、どのような指導とかそういうことをされているのか。

そういう点も一つお聞きしたいと思います。

それから、80 ページ、健康福祉センター全般についてなのですが、今、たばこを吸われる方は玄関の入り口のところでたばこを吸っているのですけれども、そういうところでは禁煙にしてほしいという、そういう意見もありまして、そういう手立てをどういうふうにかこれからされていくのかということ、1 点お聞きしたいのですが、そういうところではたばこを吸ったりなんかしますと、副流煙ですとかそういう点でたばこを吸わない方は大変体にかかわるのではないかということもありまして、その 3 点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） はじめに、72 ページの人工透析患者通院費扶助の関係でございます。

現在、人工透析通院されている方、約 46 名と確認しておりますが、これらの方の交通費の助成につきましては、自家用車で行かれる場合にはキロ当たり 10 円、あと、野原委員おっしゃるように、タクシーの助成もしておりますが、これについては委任払いができるようにということでございますので、検討させていただきたいと思っております。

2 点目、老人クラブの補助金についてでございます。

老人クラブ連合会の補助金につきましては、以前にも何度か同様のご指摘を頂いておりますので、その都度、連合会の役員会等に出席させていただきまして、実際の会員数より多い人数で補助金の申請をしているなどという声もあるけど、各単位クラブに適正な指導をしていただけるようお願いしているところでございます。

昨年の 11 月下旬にも、連合会役員と打合せを行いました。連合会としてはそのようなことのないように指導を行っているの、そういう事実はないというご返答を頂いております。

しかしながら、もしも具体的な情報として、特定の単位クラブ名とか内容等が示されておりました

ならば、町としても正式に調査いたしますので、後ほど、内容についてお知らせいただきたいと思
います。

3点目の保健福祉センターでの禁煙の関係でございますが、これは2月に町のホームページに、そ
ういう保健福祉センターでの喫煙はいかがなものかというようなご意見を頂戴して、玄関の位置に設
置しておりました喫煙コーナーを撤収いたしまして、職員玄関の入り口に1カ所にしたわけでござい
ます。

今後につきましては、国の方でも健康増進法の施行以来、禁煙に対する指導が厳しくなっておりま
して、こういった保健福祉センターなどでは敷地内一切禁煙という方針も打ち出されているとお聞き
しておりますので、そのような国の指導に従いながら、今後、対応していきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○20番（野原恵子） 人工透析の件は、検討していきたいというお答えでしたが、利用されている方は
本当に年金とかでは大変経済状況が苦しいということで、いつごろからその検討されるか、期日はは
っきりしているようでありましたら、教えていただきたいと思います。

それから、老人クラブの補助金の使い方ですが、この場でどこの団体がどういう使い方をしていま
すということはちょっと差し控えたいと思いますが、これは実際に老人クラブに加入されている方
の中から、自分が所属しているところにそういう提案をしても、なかなか研修ですとか、例えば、町
の出前講座で介護保険の学習ですとか、国保の学習とか、提案してもなかなか実施されないとい
う、そういう状況があると聞いております。

ですから、そういうところに町の方から、こういうことはどうでしょうかという提案をされるとい
うことも必要ではないかというふうに考えております。

連合会の方にそういう提案も何度かしているところでございますが、それも改善されないという、
そういう声も一つの団体とか二つの団体ではなくて、何箇所かの団体から聞いておりますので、そ
こはしっかりと指導が必要ではないかというふうに思っていますので、その点、お聞きしたいと思
います。

それから、保健福祉センターでの禁煙ですが、敷地内で禁煙ということで、これは多数の町民から
も意見が出されておりますので、早急にやはり敷地内禁煙ということはされるべきではないかと思
いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 1点目の人工透析通院患者の各種の助成については、直ちに検討を始めたい
と思います。

2点目でございますが、老人クラブ連合会の補助あるいは活動に対してでございますが、日ごろか
ら老人クラブ活動をされている皆さんは、自主自立の事務局運営を实践されておまして、本町の地
域コミュニティには欠くことのできない組織として、皆さまにお認めいただいている組織であると思
います。

今後とも、連合会役員と密接に打合せしながら進めていきたいと思います。

それから、3番目の保健福祉センターの禁煙につきましても、直ちに協議していきたいと思ってお
ります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませぬか。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 2点お伺いいたします。

1点目は、85ページの負担金補助及び交付金の子育て生活支援事業、ごみ袋のことでありますが、
昨年の4月から子育て支援事業として、10リットルのごみ袋が200枚各ご家庭に支給されているとい
うことで、大変喜ばれている制度だというふうに押さえております。

さらに予算は同じであっても、もっと喜ばれる手法として、現在の10リットルというのを、20リ
ットルの選択制にできないものかという声もございませぬ。

この辺は、こちらにもそんな声が届いているというふうに思っていますので、どのように検討されてい

るか。

予算的には変わらないわけで、取り組む必要性があるのではないかというふうに思います。

それから、87 ページ、3 常設保育所にかかわりまして、途中入所の児童に対する対応についてをお伺いいたします。

保育所は、新年度で新しい子供たちを迎えて保育に当たっておりますけれども、制度の中身、性格上、途中からの入所も可能な限りうけていらっしゃると思うのです。

それで、その受入れの仕方なのですけれども、こんなことを聞いているのですよね。

途中で入所を申し込んだ場合には、なかなか空いていない場合があると。そういうときには、毎月毎月、今月空きありますかというようなことで対応しないと、ずっと置いておかれるのだというようなシステムになっているというふうに聞くのですが、現在、これから新年度を迎えるわけですから、今の時点の待機者ということはなかなか難しいかなというふうに思うのですけれども、その辺の掌握と、待機者の状況と、それから、その途中入所の場合の入所の手続。これはどんなふうにされていますでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） はじめに、1 点目の子育て生活支援事業補助金の関係でございます。

これにつきましては、この制度開始するに当たりまして、おむつ等のごみ袋の購入費用を助成するわけでございますから、できるだけ細かく分けた方がいいということで、10 リットル、月 10 枚というふうに決定した経緯がございますので、20 リットルという意見は、私、まだ伺っておりませんでしたので、これから皆さまの声を伺っていきたくと思います。

それから、2 点目の常設保育所の途中入所の受入れの仕方ということでございましたが、平成 18 年度の 12 月時点での入所状況でございますが、定員は 450 人に対して財政 448 人とほぼ定員どおりとなっております。

在籍状況を見ますと、幕別の本町地区が、定員 90 人に対して 66 人と入所率が 73%と下回っておりますが、札内地区の四つの保育所の合計定員は 360 人に対しまして 382 人。入所率 106%、22 人の増となっております。

例年、年度当初の申込時には、ある程度余裕があるのでございますが、その後の転入等の関係もございまして、途中でのご希望になかなか添えない状況もあろうかと思いますが、今年度、さかえ保育所新築いたしまして、定員が 60 人の増となっておりますので、その辺の希望に添いながら、入所の希望に対応していきたくと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） ごみ袋の方は、現実にはそういう声がありますので、是非、今、お答えいただいたような形での検討を求めていきたくと思います。

それは答弁はよろしいです。

後段の保育所の待機者の問題と、入所の手続なのですが、全体の 450 人に対して 448 人、実際には全員入れる形ですが、地域別にこういう違いがあると。

それで、年齢別にはもっと違いが出てくるのではないかと思うのですよね。

特に乳児ですとか未満児ですとか、低年齢の子供さんの待機状況といいますか、入れない状況が多いように聞いているのですよね。

それも数字でわかったら教えていただきたいのと、それと、結局待機をされていて、待機はしているのですが、途中で空きがないというふうになると、申込用紙は受け付けてはいないのですね。

地域の方の声を聞きますと、申し込んでも申込みは受け付けてもらえないと。また来月出してくださいということになると。

来月になって、またなければ、また再来月問い合わせてくださいと。現実にはこういうふうになっているというのですよね。

それで、もっとひどいのは、結局受け付けてもらえていないものですから、ほかにももちろんそう

いう状況の人がいますよね。

そうすると、何箇月も前に声は掛けていても、その月に早くに声を上げた人が入っていくというようなこともありまして、札内は今、ベッドタウンで広がっているところは、随分帯広に入れている人が多いのですよね。帯広の民間のところはそういうことがないものですから。

ですから、せっかく幕別に住んでいるわけですから、その点では、きちっと改善をして、子育てを支援してくれるという形をとってほしいという声なのですが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 近年の傾向といたしまして、利用対象児童の低年齢化が進んでおりまして、今回、新さかえ保育所で定員増となります60人のうち、3分の1程度の22人を2歳未満児の定員として想定しております。

これによりまして、平成19年度からは、2歳未満児の対応も今までよりは比較的対応がしやすくなると考えております。

それから、途中入所児の受入れの状況についてですが、これはできるだけ公平にしようということで、毎月確認しながら受付をしているところでございますが、今、委員がおっしゃいますように、優先順位の決め方でございますけど、これはあくまでも保護者の勤務の状態を見ながら、一番フルタイムに近い形で働いている方などを優先するようにしておりますので、今後とも皆さまに公平に入所していただくように努めてまいりたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 公平にされていくということであれば、その1回申込みがあった時点で受付をするということが一番大事でないかと思うのですよね。

受け付けて、さらに次の空き待ちのときに、どんどん受け付けておいて、その中で一番優先度の高いという人にきちっと声をかけていく。それが大事でないかと思うのですけれども、今のようやり方ですと公平ではないのですよ。

結局その時点で、一番早くに声を掛けた人が入っていくということですから。

ここを改善しなかったら、課長おっしゃるような公平な対応にならないと思うのですけど、どうですか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 保育所の入所に当たっては、毎月受け付けているわけなのですけども、その時々空いているというか、その月に空いている状況が難しいものですから、その毎月々やっているのですけども、中橋委員おっしゃるように、以前からの待機して待たれるような方については、新しい方も併せて全ての中で優先順位というのが出てくると思いますので、その中で考えていきたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） そうあってほしいので確認いたしますけれども、途中でそういうふうに声を掛けたときに、そこで申込みを受理すると。受け付けるという体勢はとっていただけるのですか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） そのようにさせていただきたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

増田委員。

○19番（増田武夫） 3点ほどお伺いしたいというふうに思います。

1点は、72ページであります。

この72ページの17進行性筋委縮症診療給付激変緩和扶助と、こういうものが新たに出てきたのですが、結局道の方でこうした難病に対する援助を打ち切ってしまったと、こういうことで激変緩和をせざるを得ないという状況になったのだというふうに思いますけれども、治る見込みがない難病の人たちの日常、経済的な負担等は相当大変なものがあると。

そういうことで道が今までやってきたわけなのですから、これを無常にも打ち切ってしまうと、こういうことであります。

そうしたことを考えますと、是非、町でこの難病の患者の方に対する助成を続けることができないかどうか。それについて1点お伺いしたいというふうに思います。

そうするためには、どのくらいの支出が必要かも、わかっていたら併せてお願いしたいと思います。

それから、83ページでありますけれども、これは細かい問題ですけれども、福寿の生活支援ハウスがあるわけなのですが、以前からここを余り空けておくことのないように、有効に活用してほしいという、そういう要望はしてきたところでもありますけれども、現在、何単身者、それから夫婦向けのもの、何室のうち何室が空いているか。

その辺の状況を教えていただきたいというふうに思います。

それから、86ページの乳幼児医療費の扶助の問題であります。

ご承知のように、国では昨年の医療制度の改定で、就学前の負担を3割から2割にするという方針を出しまして、平成20年からやることになっているというふうに承知をしておりますけれども、昨年からの問題はお願いしているところでありますが、全国的に調べてみますと、小学校卒業、中学校卒業まで、その医療費を助成する市町村が年々増えてきております。

これは全国的な少子化対策、少子化に対する住民の意識の高まりというものもそうさせているのだというふうに思います。

ご承知のように、来年度から中札内村では中学校卒業まで所得制限なしでやるというような報道もされております。

管内では、更別村、大樹町、大樹町でも12歳まで助成をしているというふうに承知しております。

そうしたことを考えますと、やはりそうした国のその助成、平成20年度からのその処置を待つことなく、やはり積極的に子育て支援をする姿勢を見せるべきではないか。そのように思いますけれども、少なくとも、就学前まで医療費を無料にしていく。

それを平成19年度からすべきだと、このように思います。

町長選挙もあって、政策的なあれはその後になる面もあるかと思っておりますけれども、是非、その点で前進していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 障害福祉係長。

○障害福祉係長（伊藤憲彦） 72ページの進行性筋委縮症に関することについて、ご説明させていただきます。

進行性筋委縮症者療養給付事業受給者に対する激変緩和措置につきましては、進行性筋委縮症者療養給付事業受給者で、引き続き療養介護事業の対象となるものにつきましては、他制度利用者に比べ大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行いまして、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的としております。

これは進行性筋委縮症患者に対する町の支援が昨年の10月までは進行性筋委縮症療養等給付事業により実施されていましたが、10月からは、自立支援給付の療養介護に変わりました。9月までは負担上限月額が1本でしたが、10月からの療養介護に変わったことによりまして、療養介護、いわゆる福祉部分の上限負担額と、療養介護医療費、医療部分の上限負担額と食費部分の上限負担額の3本立てになっています。

現在、幕別町には、進行性筋委縮症で療養介護を受けている方が1名いらっしゃいます。

給付額につきましては、あくまで激変緩和の観点から行われるものでありまして、これにつきましては、国の特別対策の一つでありまして、前年度に比べて大幅な負担増考慮の上、2年間に限り実施されるというものになっております。

具体的に数字に表しますと、9月までは一般世帯で3万7,200円の自己負担で済んだのですが、10月の見直しの段階で、低所得にということで所得区分が変わっておりますので、療養介護の自己負担上限額2万4,600円、療養介護医療費の自己負担増減額2万4,600円、食費部分の負担増減額1万

4, 880 円になりますので、この三つを合算すると、6 万 4, 080 円になりまして、9 月までの自己負担額の 3 万 7, 200 円を大幅に超えることになります。

この激変緩和をするために、国の特別対策によりまして、2 年間に限り実施されるものであります。

なお、進行性筋委縮症で療養されている方の支援費につきましては、扶助費の中の障害者の施設支援費の中で計上しております。

○委員長（乾 邦廣） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（野坂正美） 生活支援ハウスの入居状況の関係につきまして、内容の説明をさせていただきます。

ただいまの入居状況につきましては、夫婦世帯が 2 室ございます。

それから、単身世帯が 7 室ございまして、現在、入居されている方が夫婦世帯 1 室、単身者 7 室ということで、ただいま空いておりますのは、夫婦世帯の 1 室のみとなっております。

○委員長（乾 邦廣） 助役。

○助役（西尾 治） 乳幼児医療費の関係でございます。

今、増田委員おっしゃっているとおり、これからの自治体にとって、子育て支援どんな形で支援をしていくのが一番いいのか。

これは支援の仕様としては、いろいろな形があるのだろうと思っております。

今、お話ありましたように、管内でも乳幼児医療、中学生まで無料化にしているということも十分実態として承知しております。

私どもとしても、これからの施策の中で、何を重点として子育て支援の中に向けていくのか。

今、お話ございました乳幼児医療も一つの観点かなというふうに考えておりますので、十分そういった意見も参照にしながら、将来に向けての子育て支援の施策、どう組み立てていくのか。

19 年度にはしっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19 番（増田武夫） 筋委縮性のやつ、僕の考えていたような簡単なものでないことが、ちょっとわかったのですけれども、いずれにしてもそれ以前に、来年度からということではなくて、道のその負担が打ち切ったという実態があったわけなのですけれども、いずれにしてもその激変緩和して、扶助しなければならぬほどの大変な状況だというふうに思いますので、是非、これは 1 名ということでありませうけれども、末永い扶助を行っていただけるように、今度とも検討していただきたいというふうに思います。

それから、福寿は以前の状態よりも、受入れがなされているようで、今、夫婦の部屋 1 室ということでもあります。

今後とも有効にこの施設が利用されていくようお願いしたいというふうに思います。

それから、乳幼児医療の問題でありますけれども、我々いろいろ町民と話しておりますと、それだけ援助してくれるのであれば、そっちの方に引っ越すかというような、そういう声も実際に聞くわけですね。

今年の 1 月に道新などにも載りましたが、幕別町の人口も昨年 12 月と一昨年 12 月を比較しますと 64 人減っていると、こういう状況も出ています。

そういうことを考えますと、これからやはりしっかりと人口も合併協議のときのような 1 年に人口 250 人延びていくというような想定に少しでも近づけていくためには、しっかりと子育て支援をしていかなければならないというふうに思います。

そうした点で、是非とも 19 年度からしっかりとそういうものの対応をとっていただきたい。

国が就学前まで 2 割負担にするということになりますと、やはり今までの使っていた予算の上に上乗せしていくことで、小学校 2 年まで、3 年までというような形で延ばしていくことも可能になってくると思うのですよね。

やっぱり国もそういう姿勢を示しているわけですから、是非とも積極的にそういう対応をとって

ただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 助役。

○助役（西尾 治） 最初の筋ジストロフィに関する激変緩和2年間ということでございますので、今、答弁させていただきますように、過程によりましては、この方については約3万近くの負担増、一月になっておりますので。

これはどんな手法がとれるのか、十分検討させていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど言いましたように、子育て支援として、本来は町長もよく答弁しておりますように、やっぱり総体としては国がしっかり施策を打ち立てていただくことが第一子ども自治体にとっても特に少子高齢化の問題については、基本はそこにあるのだろうというふうに思っております。

ただ、増田委員ご指摘のとおり、施策の中身によりましては、今、お話でございますように、ここの町に住みたい、あるいはここへ行ってみたいというようなことも現に子どもも聞いております。

子どもも、一定程度、ごみ袋の無料化、あるいは今回のさかえ保育所の新築、一時保育も含めて、種々子育て支援についての施策については、妊産婦検診も含めて拡大をしてきております。

先ほど言いましたように、乳幼児医療の無料化に向けて考えることも、確かに子育て支援の一因としては大きな要素を持っているのだろうということは十分認識しておりますので、先ほど言いましたように、どれをどう選択していくのか。

これは限られた財源の中で、何を優先していくのか。

十分子どもとしても、子育て支援に向けての組立てについては、19年度において検討させていただきたいということで、ご理解を賜ればなというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） そういう方向で努力していただきたいと思えますけれども、子育て支援の関係では、この乳幼児医療、今では子供の医療といえるほど上に上がってきているのですけれども、そのそういう要望というのが一番強い。

みんなから聞く要望としては一番強い要望だということも申し添えておきたいと思えますので、よろしく願います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

永井委員。

○21番（永井繁樹） 89ページの5目の幼児ことばの教室費にかかわりまして、まず、現況をお聞きします。

この教室については、保健センターが拠点施設となっておると思いますが、幕別地区、札内地区、併せて忠類地区、これらに対する現況の対応ですね。

通われている方の人数等も含めて、どのような状況になっているかということと、指導に当たられている方の資格はどういう状況になっているか。

それと、併せて利用者の方からちょっとお聞きした経緯があるのですが、以前は札内にもこういった教室があったとお聞きしておりますが、今は1カ所集中型でやられていると思うのですが、今後の利用状況、対象者が増えていくということになりますと、改めて分割教室の開催という検討も必要になってくるかと思えますが、その辺は現況分析からいってどのように考えられているか。

また、そういう可能性があった場合、交通にかかわっての、いろんな助成を含めて手立てをある程度考えていかないといけない時期が来ると思いますが、これらについての見通しはどのように考えているのか。

以上について伺います。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 幼児ことばの教室の利用実績でございますが、実人員で申し上げますと、平成16年度が61人、平成17年度が65人となっております。幕別とそれから札内の内訳がちょっと把握しておりません。

それから、忠類地区ということでしたが、忠類地区におきましては、大樹町にございます南十勝の通園センターことばの教室に通っております児童が年間7人から8人ということがございます。

それから、幕別幼児ことばの教室の指導員は5人体制でございまして、資格については保育士と幼稚園教諭でございます。

それから、今後の対策についてでございますが、最近の傾向といたしまして、通園児の低年齢化がみられております。

発達障害の内容はそれぞれでございますが、対象児童は人口の5%ないしそれ以上というふうに推定されておまして、今後もある程度増えていくのかなと思っておりますので、今後、母子保健事業と調整しながら、1歳6カ月児、3カ月児検診等において、早期発見に努めていきたいと思っております。

また、学齢児童につきましては、教育委員会と連携調整しながら、就学後の特別支援教育につなげていくことが重要と考えております。

それから、交通費の助成につきましては、現在行っております。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 幕別地区と札内地区の両方で行えないのかというご質問だと思いますけれども、現在、幕別地区のみで行っておりますけれども、今の場所がそういう施設、設備とか整っておりますので、その中で対応していておりますので、現在の段階では、幕別地域のみで対応可能となりますけれども、今後、先ほども課長が申し上げたように、人数が増えてくれば、その分については考慮していかなければならないものと考えているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 確認をしますが、資格については、今申された資格のみでしょうか。

言語関係ですか聴覚関係の資格を有してはいないのでしょうか。

そういう資格があると思うのですけど。

以前にこのような形で質問したことあるのですが、資格取得には努めていくという方向性で打ち出されているので、その辺も、結局スタッフの資格がきちっと整備されているかどうかということを開きたかったものですから、お答えください。

それと、今、1カ所集中型というのはわかるのですが、確かに保健センターの方の設備はかなりきちっとした、防音も含めた設備になっていきますけれども、理解はするのですが、やはり、札内の方の人口を考えたときに、かなり将来的には増加するだろうということありますので、分割教室、同じ施設はできないまでも、騒音とかそういったものがある程度防止できれば分割教室というのは可能な範囲になると思うのですが、それらに考えたときに、子育て支援の一環とは言えないかもしれないですけど、さかえ保育所辺りの子育て施設というのは、上手に有効利用できないのか。

その辺もちょっと検討の中には入れるべきかと思えます。

それから、この助成というのはどういう基準でどのぐらいの実態になっているのか。交通費の助成ですね。

ここでちょっとお聞きをしておきます。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 子育てことばの教室の指導員の資格につきましては、以前に言語聴覚士の試験を受けたこともございましたが、資格の取得には至っておりません。

それから、今後の課題ということなのですが、平成17年に発達障害者支援法が施行されて、市町村が発達支援センターを指定して発達障害者に対する支援を行うように位置付けされておまして、現在、帯広、芽室、幕別の1市2町で、帯広児童養育センターを発達支援センターとしております。

今後、そこを通じまして、言語聴覚士による指導等も受ける方法、派遣していただく方法も考えていきたいと思っております。

それから、交通費の助成につきましては、自家用車で1キロ当たり10円となっております。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） ただいまの資格についてですが、現況では幕別町の施設はないということで、いないよりはいた方が当然いいと思うのですが、いないというのはそういう対象資格に対する人材が全くいないという意味なのか、受ける制度があるのに受けさせていないのか。

他の頼るよりは、幕別町ぐらいの自治体になると、こういう方が一人か二人いた方がいいと思うのですが、どうしてそういう現況になっているのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 以前に確認いたしましたところ、当時、言語聴覚士を普及させるために、緩和措置で試験が2年か3年か行われたようでございます。

そのときの合格率は、かなり高かったそうでございますが、その後、合格率がかなり低くなって、資格の取得が困難になってきていると聞いております。

専門の資格、言語聴覚士等の資格取得者の派遣等につきましては、先ほど申し上げましたように、帯広児童養育センターと発達支援センターに協力を求めながら、派遣の要請をしていきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 確認しますが、うちの指導者は、通常、どういう研修を受けられて、その難しい資格はとれないという状況の中で、現況、どういう、勉強面も含めて、対応をされているのですか。

○委員長（乾 邦廣） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 職員の研修につきましては、言語聴覚士とかそういった資格の取得に関する研修には派遣しておりませんが、療育に当たる職員、立場において必要な研修には派遣しております。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） そうしますと、最終的にですが、うちの指導者の現況で、今、抱えている言葉の障害のある子どもたちを対象にした場合、資格を持っている指導者と比較した場合、うちの指導対応というのは問題はないという理解をしいですか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 言語障害児の教育研究協議会というのがございまして、19年度も開催される予定になっておりまして、そこに負担金も納めているのですけども、その中で帯広市で、今年19年度開催されるということがありますので、5人の保育士につきましては、全員そこで研修を受けたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございせんか。

3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、14時10分まで休憩をとります。

13:57 休憩

14:10 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4款衛生費のご説明をさせていただきます。

93ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額2,806万3,000円であります。

1 節報酬は、嘱託医師 16 名分の報酬及び健康づくり推進に係る協議会委員の報酬であります。

7 節賃金は、検診に係る臨時職員等の賃金であります。

8 節報償費は、夜間救急診療を帯広医師会に対応いただいている謝礼などであります。

9 節旅費は、嘱託医師に係る費用弁償が主なものであります。

13 節委託料は、各種健康診査に係る委託料であります。

94 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝圏複合事務組合の高等看護学院負担金のほか、細節 6 の十勝救急医療啓発事業負担金につきましては、十勝管内の町村から十勝医師会にお願いをしている救急医療啓発事業に対する負担金でありますけれども、この事務につきましては、十勝医師会の会長所在地の町村が努めることとなっております。本年度から札内青葉町の柏木内科医院の柏木道彦委員長が十勝医師会の会長となりますことから、幕別町がこの事務を担当するもので、本年度予算額 134 万 8,000 円のうち、他の町村が負担する分の 120 万円と、幕別町負担分の 13 万 8,000 円を合わせて、十勝医師会に負担金として支払うものであります。

細節 8 は、日曜診療に対する交付金。

細節 11 は、公衆浴場の確保対策事業補助金、そのほか、子育て支援及び少子化対策としまして、細節 12 の赤ちゃんクラブに対する補助、細節 13 の妊婦検診に対する助成。

細節 14 の不妊治療費に対する助成などを行うものであります。

なお、この不妊治療費につきましては、年に 1 回の助成でありましたけれども、本年度から年 2 回までに拡大し、助成するものであります。

2 目予防費、本年度予算額 1,350 万 3,000 円であります。

本目は、予防に要する費用で、95 ページの 13 節委託料の細節 5 結核検診。

細節 6 麻疹予防接種のほか、エキノコックス症、風疹、インフルエンザなどの予防に係る費用であります。

3 目、保険特別対策費、本年度予算額 3,578 万 6,000 円であります。

本目は生活習慣病の予防など、保健対策として実施する各種検診に要する費用であります。

96 ページになります。

13 節委託料は、細節 5 の胃の検診を始め、各種検診に係る委託料であります。

97 ページ、4 目診療所費、本年度予算額 3,023 万 9,000 円あります。

本目は、駒畠、糠内、新和、古舞、日進の各診療所で行う診療のほか、13 節委託料は、忠類地域の診療所及び歯科診療所の管理運営に要する費用であります。

98 ページになります。

5 目環境衛生費、本年度予算額 9,288 万 6,000 円あります。

1 節報酬は、省エネ普及員の活動に要する報酬であります。

7 節賃金は、環境衛生業務員の賃金が主なものであります。

13 節委託料は、葬祭場の管理に係る委託料が主なものであります。

99 ページ、15 節は、葬祭場 2 号火葬炉の再燃焼炉補修工事に要する費用であります。

19 節は、新エネルギー導入に対する補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置した場合に補助するもので、1 件 15 万円を上限として、4 件分を計上しております。

28 節は個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費、本年度予算額 2 億 6,355 万 9,000 円あります。

19 節は、十勝中部広域水道企業団への補助金及び負担金で、24 節につきましては、十勝中部広域水道事業団及び水道事業会計の出資金であります。

100 ページになります。

28 節は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、本年度予算額 3 億 7,043 万 8,000 円あります。

1 節報酬は、廃棄物減量等推進審議会開催に伴う報酬であります。

11 節需用費の細節 30 印刷製本費は、ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費用であります。

細節 40 修繕料は、忠類地域のごみ収集車修繕が主なものであります。

12 節役務費、細節 15 は、公共施設等に係るごみ処理手数料で、細節 16 につきましては、指定ごみ袋取扱店に対する手数料であります。

細節 24 は、ごみカレンダーの配付に係る手数料であります。

101 ページ、13 節委託料の細節 5 は、ごみ収集委託料で、可燃、不燃、資源、大型ごみ等の収集運搬に係る経費であります。

細節の 6 は、平成 18 年度で適正閉鎖工事が完了しました豊岡ごみ処理場に係る地下水等の水質検査の要する費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝環境複合事務組合の負担金のほか、細節 4 は、家庭用の生ごみ処理機の購入補助であります。

電動生ごみ処理機につきましては、本年度 33 台分、また、コンポストにつきましては 60 台分を予定しております。

細節 5 は、資源回収業者の協力に対する交付金であります。

なお、公区等の資源回収推進実践地区に対する交付金は、本年から協働のまちづくり事業へ組替えをしております。

細節の 7 は、南十勝複合事務組合負担金で、広尾町、大樹町及び幕別町の 3 町で共同実施をしておりますごみ処理事業に係る負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

中野委員。

○11 番（中野敏勝） 一つだけお伺いいたします。

94 ページの 2 目予防費、20 節の扶助費。インフルエンザの予防接種の扶助というところなのですが、65 歳以上の高齢者が利用されているのですけれども、どのぐらいの数が利用されているのか、お伺いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） インフルエンザの予防接種の関係でございますけれども、18 年の実績ですけれども、2, 886 名の方が接種を受けております。

今、ご質問ありました 20 節のこの扶助費に関しましては、委託料の中に細節 11 でインフルエンザがございますけれども、こちらが幕別分といいましようか。

それから、扶助費の方で出ておりますのは、一部忠類地区の分が入っているということでございます。

○委員長（乾 邦廣） 中野委員。

○11 番（中野敏勝） 多くの方が利用されているのはわかりますけれども。

今、地域住民が要望されている部分なのですけれども、高校を受験される方とか、あるいは大学を受験される方、夜中まで勉強されていて、このインフルエンザにかかってしまう場合があるというようなことで、高いお金をかけて、予防接種をして、受験に望んでいる方もおられるのですけれども、この部分で何とか高齢者並みとは言わなくとも、援助をしていただけないものかという要望が非常にあるわけです。

この辺について、お考えはないのでしょうか。伺います。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） ただいまの受験生の関係でございますけれども、帯広市などでは実施をしているというようなこともお聞きをいたしております。

幕別町としても、子育て対策の一環、かなり大きなお子さんということになりますでしょうけれども、実際にその受験のときに、そういった状態になって受験を受けられないということになるとあれですから、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

野原委員。

○20番（野原恵子） 96ページです。

13の委託料の検診のところですが、昨年度は肺がんと大腸がんの検診がされておりますが、19年度予算の中ではそれが入っていないのですが、これはどうしてでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） ただいまの質問でありますけれども、スマイル検診というのがございまして、スマイル検診につきましては、総合型の検診、それから、あと、個別、選択制の検診というのがございます。

選択制のものにつきましては、それぞれ自分の好きなものを選択して受けられるというような形になっております。

この請求の中身がスマイル検診一発で請求が来るものですから、ここの中には出ておりませんが、スマイル検診の中に含まれているということで、ご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○20番（野原恵子） それでは、スマイル検診で肺がん、大腸がん、検診を受けたい方が希望をすれば、これで検診が受けられるということですね。

この検診の内容は、広報などできちっとお知らせはされているのでしょうか。

こういう中にこういう検診、肺がん、大腸がんの検診もありますよということを、広報でお知らせしているのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 今、野原委員おっしゃるとおりでございまして、そのスマイル検診の中で受診することができます。

あと、広報につきましては、それぞれスマイル検診の中に、それぞれの検診項目が出ておまして、その中の選択をすることができますということで、周知を図っているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 94ページの予防費の中に入るのでないかというふうに思いますが、新型のインフルエンザがいつ発生してもおかしくない時期ということになっています。

抗原性鳥インフルエンザ、日本でも宮崎だとか岡山で発生しているわけなのですが、今の段階では、ベトナムだとかあいう東南アジアの方で、鳥から人へという、それで死亡者が出るという状況。

また、家族の中でこの感染するという、そういう状況ではあるのですが、いつ人から人へどんどん移っていくかわからないという状況があります。

国の方でようやく県単位などでそういう訓練とかそういうことを行ってくるという段階でありますけれども、しかしながら、そういうことを市町村が、こういうものが発症したときに、どういう対応をとるかということ、日ごろから検討していく必要があるというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 鳥インフルエンザの関係、市町村の対応ということでありますけれども、保健所の方で、こういったことに関する市町村の職員を対象にした研修会等もございまして、そういった中で、こういう市町村が十分対応できるような形で研修に努めるとともに、検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） これはいろいろな研修もそうなのでありますけれども、そういう新型のインフル

エンザが発症したときに、どういう体制をとっていくかというのは非常に大きいのですよね。

全国的には何十万人という死者が出る。北海道でも何千人という死者は間違いないのではないかと。そういうことで、千九百十何年にスペインでスペイン風邪が起こったときには、これでも、そういう時代、船で行き来する時代であっても世界的な流行があったと。

その後、香港風邪というようなことで、繰り返しているわけなのですが、必ずその新しい形の、人から人へ移る、新型のインフルエンザが必ず突然変異で出てくるということは、もう確実なわけですので、是非ともそういうことに、そうなりますと、一斉に伝播して、猛威を振るうわけですから、患者が溢れると。そういったときに、この町内では入院施設とかそういうものも限られるわけですので、公共施設その他を使ってどのような対応をしていくかというものも立てていかないと、発症したときにあわてても、これは仕方がないということにもなりますので、是非、そういう研究をしてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 保健所の方というか、国の方から、その危機管理のマニュアル的なものも示されるようでありますので、そういったものに基づきまして、適切に対応できるように努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

4款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 5款労働費についてご説明させていただきます。

102 ページをお開きいただきたいと思います。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,255万1,000円。

本目につきましては、労働者対策にかかわる経費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、返納協力会、季節労働者協議会、幕別地区連合会補助金が主なものでございます。

21節貸付金、勤労者福祉資金貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託をして、貸付けを行うものでございます。

2目雇用対策費、予算額493万9,000円。

本目につきましては、雇用対策にかかわる経費でございます。

8節賃金は、高校、大学等新卒者で就職を希望しながらも、未内定者の方を臨時職員として採用し、事務の補助などの仕事を通して、社会人としての基礎的な資質を身につけてもらうことを目的といたしまして、前期、後期各2名を雇用する経費でございます。

13節委託料、細節5、6につきましては、季節労働者の雇用対策として、街路の清掃・除雪等を行うものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） ただいま、説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。

5款労働費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 6款農林業費について、説明させていただきます。

103 ページをお開きいただきたいと思います。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算額 1, 977 万 2, 000 円。

本目につきましては、幕別、忠類両農業委員会委員の報酬と経常経費でございます。

2 目農業振興費、予算額 1 億 4, 583 万円。

本目につきましては、農業振興にかかわります各種補助金、負担金、これらに伴います事務経費でございます。

104 ページ、19 節負担金補助及び交付金、細節 10 は、町内の農業団体、機関、団体等で組織いたしますゆとり未来 21 推進協議会に対する補助金。

細節 11 から 105 ページ、細節 13、16 につきましては、各種借入資金に対する利子を補給するものでございます。

細節 15 は、良質堆肥の確保、緑肥、種子の購入に対する補助。

細節 18 は、中山間地域と直接支払制度の対象地域であります忠類集落に対する交付金でございます。

次に、106 ページになります。

3 目農業試験圃場費、予算額 304 万円。

本目につきましては、試験圃場の運営経費でございます。

今年度につきましては、たまねぎの栽培試験、あるいは成分解性マルチ効果等の試験などを予定いたしております。

107 ページ。

4 目農業施設管理費、予算額 818 万円。

本目につきましては、農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房にかかわります管理運営費でございます。

7 節賃金は、味覚工房で管理指導に当たります臨時職員 2 名分の賃金、108 ページになりますが、13 節委託料、細節 2 は、担い手センター清掃委託のほか、味覚工房の特別清掃経費を計上いたしております。

5 目畜産業費、予算額 1, 090 万 7, 000 円。

本目につきましては、畜産振興にかかわる経費でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は、町内 3 JA 乳牛検定組合に対する補助。

細節 8 は、南十勝及び幕別、池田両酪農ヘルパー組合に対します補助金でございます。

109 ページ。

細節 10 から 12 につきましては、各種借入資金に対する利子を補給するものでございます。

6 目畜産担い手育成総合整備事業費、予算額 1 億 4, 414 万 5, 000 円でございます。

本目につきましては、生産性の高い酪農経営の育成を図るため、草地の造成整備事業、また、家畜保護施設用排水等の整備を行うものでございますが、事業主体は北海道農業開発公社、事業期間につきましては、平成 18 年から 21 年度までの 4 年間、参加農家は忠類地区 42 戸となっております。

110 ページ。

7 目町営牧場費、予算額 4, 221 万円。

本目につきましては、町営牧場運営委員会委員の報酬と、幕別地区 1 カ所、忠類地区 4 カ所の町営牧場にかかわる管理運営費でございます。

111 ページ。

8 目農地費、予算額 3 億 7, 374 万 3, 000 円。

本目につきましては、国営、公団営等事業の償還金及び土地改良施設の管理に要する経費でございます。

112 ページ。

13 節委託料は、上統内排水機場保守点検及び幕別ダム操作点検委託にかかわる経費。

113 ページ。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 農地排水向上対策用重機借上料につきましては、明渠排水路に堆積いたしました土砂の除去に要するバックホー等の借上料でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 国営事業償還金は、古舞地区ほか 3 地区。

細節 4 公団営事業は、幕別地区、いわゆる東西線にかかわる事業償還金でございます。

細節 6 は、札内川かんがい排水事業供用開始に伴います共同施設維持管理にかかわる 4 市町村で構成する協議会への負担金でございます。

9 目土地改良事業費、予算額 3 億 7,069 万 1,000 円。

本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費でございます。

114 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 6 から 115 ページ、細節 10 につきましては、道営畑総事業 5 地区にかかわる負担金でございます。

細節 12、糠内農道整備特別対策事業は、本年度事業完了の予定でございます。

次に、116 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 2,896 万 7,000 円でございます。

本目につきましては、林業の振興にかかわる経費でございます。

7 節賃金及び 8 節報償費は、きつね、シカなど有害鳥獣駆除にかかわる経費。

19 節負担金補助及び交付金、117 ページ、細節 10 から 13 につきましては、民有林振興にかかわる補助金でございます。

なお、細節 13 の森林整備地域活動交付金につきましては、平成 14 年度から実施されておりました制度が、平成 18 年度で終了し、今回は前の制度では交付単価が 1 ヘクタール当たり 1 万円を 5,000 円に変更。

こうした内容を一部改め、本年度から、平成 23 年度までの 5 カ年で実施されるものであります。

2 目育苗センター管理費、予算額 4,938 万 3,000 円。

本目につきましては、忠類育苗センター管理に要する経費でございます。

118 ページになりますが、18 節備品購入費、細節 1 につきましては、育苗作業にかかわるロータリーハローを更新する費用でございます。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

岡田委員。

○6 番（岡田和志） 2 点ばかりお伺いしたいと思いますが、110 ページの町営牧場のことについてお伺いしたいと思いますが、今、幕別に 1 カ所、それから忠類地域で 4 カ所という牧場が運営されているわけですが、この 4 カ所、幕別 1 カ所とのこの関係は、そのまま将来ずっと続けられていくのか。

それとも、ある程度集約されるのかということ、まずお聞きしたいと思います。

それと、2 点目、育苗センターの管理のことについて、お伺いしたいと思いますが、117 ページです。

従来から村で森林組合に委託している育苗センターの管理なのですが、当初から 35 万本という苗木の出荷を販売先との契約といいますか、販売経路を通じて 35 万本の苗木を出荷されているわけですが、この点について、将来、どのような見通しであるのか。

とりわけ、その 2 点、お聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 町営牧場の関係について、ご説明を申し上げます。

現在、岡田委員おっしゃいますように、幕別地区に 1 カ所、忠類地区に 4 カ所、牧場を管理運営させていただいておりますが、端的に申し上げますと、当面は現状のまま活用していきたいというふ

うに考えてございます。

ただ、昨今、入牧の頭数が若干減るような傾向になってございます。

今後もしろんな状況の中で、牛の数等が減っていくようなことがあるとすれば、統廃合についても検討もせざるを得ないだろうというような思いは持っております。

ただ、現状、公共牧場の役割と申しましょうか、1戸あたりの農家さんにすれば、多頭化している傾向にあると。1戸の農家さんがかなり何百等という多頭化する傾向にもございますものですから。

あるいは、幕別地区においては、畑作と兼業されている酪農家さん、畜産農家さんがいらっしゃると。こういうようなこともございまして、一挙に統廃合ができるかどうか。これも非常に難しい問題なのだろうと。そういうことからいきまして、当面は現状のままで推移を見守りたいということで考えてございます。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 育苗センターにおけます育苗本数のご質問でありますけれども、何分にも道有林に対する苗を供給しているという非常に不安定といいますか、そういう立場にありますけれども、今のところは35万本が維持できるというようなお話を頂いているというところであります。

○委員長（乾 邦廣） 岡田委員。

○6番（岡田和志） 町営牧場のことにつきましては、ご存知のように、4カ所、かなり距離的にも離れていまして、牧場の管理、それぞれに作業員の方が配置されているので、特に問題ないかと思うのですが、やはり距離的に離れているものですから、急ぎの間に合わなくて、事故があったり、それから、牛のいわゆる事故で見えなくなったという管理監督の面でありますけれども、そういう事故だとか。

それから、お聞きするところによると、受胎率が悪いと。そういうこともたまたまお聞きするのですけれども、その事故と、それから、受胎率の関係について、どのようにお考えですか。お伺いしたいと思います。

それから、育苗センターの関係ですけれども、当座、35万本は確保されているというお話でございましたが、3年ほど前、大きな台風がございまして、苗木の販売は順調に出荷されているように伺っておりますけれども、その台風の災害も大体復旧を見るに至り、それから、合わせまして、国・道の森林に対する考え方と申しますか、補助率の低下とか、こういう面で非常に森林を所持している方々にとっては非常に森林に対する考え方に落胆をしているというような、そういう現状でございます。

この観点から、是非、苗木の確保、主に道の方に販売経路を持っていると思うのですが、雇用対策も含めて、今後、この35万本あるいは、また、地域の森林に対する考え方を前向きに考えて、この今のところはとどまつ、エゾマツが主体でございまして、緑化木、からまつ等とこの育苗をするお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） まず、前段の牧場での受胎率、それと事故の関係ということでございましょうか。

これについて、私の方からご説明申し上げたいと思うのですが、受胎率につきましては、昨年18年度、南勢牧場においては、おおむね89%受胎していると。

これは南勢牧場の和牛についてです。

それから、ホルスタイン、乳牛につきましては80%程度。

それから、忠類地区の乳牛につきましては、同じく80%、こういう受胎率になってございますが、これが病気等、事故との関係。これについては、私どもの方で調査したものは正直言ってございません。

ただし、今後におきましては、これは受胎の関係につきましては、忠類地区におきましては、ノーサイの獣医さんをお願いをしている。

幕別地区においては、各農協の受精師さんが対応していただいているわけですが、牧場の運

営委員会等でも、この受胎率についてはいろんなご指導も頂いております。

さらに、受胎率を高めるような管理運営に努めてまいりたいというふうには思っております。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 苗畑の関係でありますけども、確かに岡田委員おっしゃいますように、台風被害によりまして、一時、一昨年辺りは需要が非常に多ございました。

ただ、これは35万本以外の余剰苗を売却したことによりまして、収入も増えたわけなのでありまして、35万本というのは、これまでも将来も維持ができるだろうというふうに期待をしております。

それと、からまつ等の他の苗木の育苗につきましてでありますけども、これはアカエゾトド以外につきましては、道有林の方で引き取っていただけないというようなことがありますので、やはり供給先がはっきりしないと、なかなかつくってもお金になっていかないというような問題もありますので、そこら辺は現状のアカエゾトドの育成をしていくほかはないのかなというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 岡田委員。

○6番（岡田和志） 牧場の関係ですけども、最後に1点お伺いしたいのですけども、お聞きしますところによると、幕別の牧場には、トラクターと申しますか、機械が、新しいものではないらしいですけども、2台か3台かあると聞いていますけども、なぜそういうことを申すかともうしますと、忠類でも4カ所牧場があるのですけども、そういう機械類が一つも配置されていないと。

これは農家の人の大事な財産を預かる上においては、機械がいわば事故、側溝に落ちたとかという場合には、1分1秒を争う事故をも想定されるわけですけども。

そういう観点から、大事な農家の財産を守るという上からおいて、機械、新しくなくても、将来、晩成とか中当とか、そちら固まっている方とか。

あとは、中当、茂岩の方もありますけども、全部といいませんが、そこらでどこかにそれぞれ事故の起きそうな牧場に、そういう機械があれば、即対応できるというような話を聞いておりますので、もし、そういうあれがありましたら、今後、参考にしていただいて、配備の方向に進めていただきたいと、こんなふうなことを要望いたしまして、終わりたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 古川委員。

○24番（古川 稔） 105ページ、2目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の中の細目18中山間地域等の直接支払い交付金についてでありますけれども、これに関連するのですが、近々各町村で、今、会計監査員の中で、この含まれる要素の中に、河川地が含まれているというようなことで、補助金の返還が求められているというような状況がございます。

本町の場合は、いかがな状況にあるのか、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 古川委員おっしゃいますように、管内でも三つほど、本来入るべきでない号線用地あるいは河川敷地が入っているということで、返還を求められているケースがございますけども、本町、忠類地区におきましては、そのような事例はございません。

○委員長（乾 邦廣） 古川委員。

○24番（古川 稔） それでは、対策とかそういうことは考えなくてよろしいということですね。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 地籍と航空写真と、そういった図面を照らし合わせて確認をいたしておりますので、心配はないというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 一つは、今、来月からオーストラリアとの農業交渉を始める。そういう予定で政府はことを進めて・・・。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員、ページ数。

○19番（増田武夫） あえて言えば、農業振興費の中に入るかと思うのですが、103ページですね。

こうした中で、そのオーストラリアとの農業交渉が本町の農業にどのくらい影響を及ぼすかという
ような、そういう試算をしておられたら、是非示していただきたいというふうに思います。

なぜそれを申し上げますかといいますと、この問題は、単に農業者だけの問題でなくて、そうした
ことで FTA 交渉などは、関税をゼロにするという、そういう大きな目標を持って行われる交渉であり
まして、その中に主要な農産物を入れて交渉することは、絶対避けなければならないわけですが、そ
ういう事態になりますと、農業者だけでなく、本町の市街の人たちも含めた全町に影響を与える問
題として、非常に大きな問題だと思います。

本町に対する影響などをしっかりと調べられて、そして、そうしたことも町民に知らせていく必要
があるのではないかというふうに思いますので、1点、お聞きしたいと思います。

それから、108 ページ、畜産業費の中でありまして、今、酪農を取り巻く状況は非常に厳し
いものがあります。

なぜかといいますと、干ばつによる外国の飼料の不作などによって、非常に農耕飼料が値上がり
しております。

そうした状況で、非常に経営が困難になってきているわけでありまして、そうした中で、こ
の畜産業を振興するという、そういう立場から、是非、水道料金、これの水道料の畜産業に与えて
いる影響というのは非常に大きなものがありまして、それこそ何十万というような単位で経費になっ
ていくというのがあります。

是非とも、畜産振興、農業振興というそういう立場から、これを減免するというような大きな立場
で、是非とも振興策をとっていただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、乳価は抑えられて、下がっていく中で、農耕飼料も非常に高くなっ
ているということで、非常に困難な状況にあります。

そうした点で援助すべきではないかというふうに思いますが、2点いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） まず、ご質問1点目の FTA に係ります農業交渉の影響ということでござい
ますけれども、前に町長も一般質問のご答弁の中でお答えをさせていただきましたが、幕別町としての影
響額については、計算できておりません。といいますのも、もちろん農産物の生産額そのものもござ
いましょうし、あるいは、それに伴う関連産業へ波及する影響。

それから、さらに雇用についても影響があるというようなことから、当町としては、町内でもつ
てのその影響額を算出することについては非常に難しいと。こういうことで、影響額については算出さ
れてございません。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 水道料の関係でございます。

水道料につきましては、合併協議の中で下げられたということがございまして、その恩恵をかなり
今、皆さん、酪農家の方は受けられているのかなというふうに思っております。

他の受益者、一般の方との均衡もございまして、その辺のところ、水道料を下げるのがいいのか
どうなのかということは、十分考えなければならない。むしろ、他の施策の面で、何ができるかとい
うことを考えていく必要があるのかなというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） FTA のその影響の関係では、いろんな町村で、我が町にはどんな影響があるのだ
という、そういうものを出しています。いろいろな。

道でも全体含めて1兆3,000億ぐらいの影響だということで、それこそ失業者どのくらいというよ
うなあれも出しているわけでありまして、是非、本町の農業にはどのくらい影響があるのだと。こ
ういうことも町民にも知らせて、そして、しっかりと運動をしていく必要があると。これをやられた
ら、様々な努力がみんな水泡に帰すわけですね。

だから、そうした点からいっても非常に大きな問題で、これは政府に任せておけばいいというよう

な、そういうものでありませんので、是非、心を引き締めて、そうしたことにも対処していただきたい。

これはあなた任せで、成り行きを見守っていただければいいというような問題でないのですよね。

だから、その点でもう1回伺いたい。

それから、畜産に対する水道の問題は、町全体の問題として、これは今、この乳価は本当に抑えられているし、農耕飼料の全体の経費に対する割合も非常に多いのが今の経営の実態なのですよね。

そのことを考えますと、町ができることは何なのかということも、やはり考える必要がある。

そのことから言いますと、やはり相当大的な幕別町、旧忠類村の方がもう少し高かったのですが、幕別町自身の農家の水道料も非常に高いということがあります。

せめて、そういうものを援助することによって、経営が安定していくような支援を町もしていくべきだというふうに思います。

そうした点で、いかがでしょうか。もう1回。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 前段の方のご質問でありますけれども、FTAにかかわって、農業に影響する影響額というご質問なのでありますけれども、先ほど申し上げましたように、北海道が試算をしている中身につきましては、農業生産額、それに関連製造業等への影響、それから、雇用含めた地域経済等に対する影響という、こういう三つの積算根拠で推計がされております。

私どもとして、幕別町として算出できる範囲と申しますのは、農業算出額の部分。これについては、北海道の金額と幕別町の中での割合、シェアでもっての計算。これについては割合ですから出すということはできます。

ただ、そのほか、乳業メーカー等ですとか、そういった関連業、それから運送業等々への波及額、これについては正直計算することができないという状況であります。ただ、北海道で総体では影響額として1兆3,700億程度の影響額が出るだろうと推計をされておりますが、これのうち、農業生産額、北海道の影響は4,400億程度。この部分だけで申し上げますと、幕別町で申し上げますと、約125億という数字は出ます。

あとの関連産業、雇用等々については、推計することが非常に難しいということでご理解を賜りたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 水道料の関係でありますけれども、確かに農業者、酪農家にとって重い負担になっているということは重々承知をしているつもりであります。

しかしながら、農政といいますのは、国政があり、道の政策があり、そこをいかに地方が埋めていくのかということになってまいりますので、そういう役割分担の中で、町が何をできるのかということとは検討してまいらなければならないというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 国でもそういう事態になったら、例えば、麦は生き残れるのは0%だろうとか、そういう数字まで出しているのですよね。

だから、そういうことからいって、本町の農業にどう影響を与えるかというものは、やはりそれは正確な数字は出てこないにしても、どういう影響があるのだと。

これは町全体にとっても大変なことなのだという認識を町民にも持っていただくためにも、やはりそういうものは積極的に、ほかの町村もいろんな数字出していますけれども、それがそしたら本当に正確な数字かって、その事態にならないとわからないわけですから。

ですけれども、そういう中でもこういう影響が予想されるということで、町民にもこの問題の重要性を訴えているわけですから。

そういう立場でしっかり取り組むように要請したいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） ページ数は115ページ。

説明のところの10番でございますが、昨年から23年間の間に、古舞に畑総事業が始まるわけですが、その事業の中身について、一度私、この席で申し上げたと思いますが、そのときの説明では、地権者の方々から了解を受けたと、こういうことを聞きましたので、地元の事業者がそういうふうにするのであればいいという判断に立っておったのですけれども、最近、何か不公平があるということで、町の方に要望をしたと。そういうことを聞きました。

それで、また、同じようなことでございますが、このパワーアップ事業というのは、三度出たということは、道・国なりが当初パワーアップをつくったときに、農家の20%負担が大変だということから、この5年間、パワーアップという事業をつくったというのは事実であります。

それが5年間だというのだけでも、終わらないということで、また5年。それでもまだ、全道的にこの基盤整備が必要だということで、全道的に多くの声が上がったということで、三度、このパワーアップ事業を取り入れたと。

これについては、平成8年に申し込んだものだけを対象にするという考え方ではないということをはっきりしております。

では、どういう考え方かと申しますと、それは事業される方が、少しでも経費を負担するようということで、この事業を今回は挙げたという。

そうすれば、幕別の場合は、平成8年に申し込んだ人たちが、この対象にしていくということは、ちょっと中身を、道が聞いている中身は違うのではないかと考えて前にも話したのですけれども、今も私、どうもそこら辺で、どうして調整というものを考えて、今申し込んだ人、あるいは平成8年に申し込んだ人。そういう中で、同じ隣同士で、片一方は7.5、片一方は20%と。そういう中で事業が開始されるということは、農家同士が非常に、言葉では言えないつらいものがあると思います。

それで、その調整するというものの考え方でこの事業ができないのかということで、一つお伺いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 質疑の途中でありますけれども、この際、15時15分まで休憩をいたします。

15:05 休憩

15:15 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） パワーアップ事業についてでございますけれども、これは伊東委員おっしゃいますとおり、平成8年度に21世紀高生産基盤整備促進特別対策事業ということで、平成8年から平成12年度までの5年間ということで、創設されております。

その後、引き続きというような形になりますけれども、名称が変わりまして、食料・環境基盤緊急確立対策事業ということで、通称パワーアップ2と呼ばれてはいますが、そういうような形で、平成13年度から17年度について、この対策がとり行われておりました。

昨年度でございますけれども、また、引き続きの事業ということで、持続的農業農村づくり促進特別対策事業ということで、平成18年度から平成22年度まで、この対策を道の方で施行しているような形になっております。

町といたしましては、平成8年度にこのパワーアップ事業がつけられるときに、平成7年度末に全農家に、このパワーアップにおいて基盤整備をする希望がありますかということで、聞き取り調査を行っておりまして、それに基づきまして、平成8年度から、その資料をもとに基盤整備を進めてきている状況でございます。

ちょうど平成8年度というところになりますと、ちょうど古舞地区の緊急畑総の5地区あったところ

が完了したばかりか、9年度ぐらいまでに終わっている。

それから、新川地区の2地区が8年度、9年度で終わっている状況にありまして、ちょうどその部分について、この申込みされた方について、まだ、そのパワーアップ申し込みされた土地がパワーアップで整備をされていないという状況にございまして、そのほかの地区に行きますと、明倫、駒島、駒島東、それから糠内第二、軍豊、相川等ですね。それについては当時申し込まれた方についてはパワーアップ事業を対象として整備を行ってきております。

これで、平成18年度からパワーアップ3が引き続き道の方で行われるということでございましたので、町といたしましても、当時、平成7年度、多少古い聞き取りにはなりますけれども、平成7年に申し込まれた方につきましては、古舞地区についてもパワーアップの対象とする。

それから、平成20年度を予定しておりますけれども、新川、明野地区、明新地区と呼んでおりますけれども、その地区につきましても、当時申し込まれた方については、パワーアップの対象とする。

申し込まれていない方については、道営畑総事業の通常の20%負担でやっていただくという、そういう方針で進めてまいる予定でおります。

それで、平成22年度までに町内一円のパワーアップの聞き取り分について、整理ができるという考え方でおります。

なお、途中、平成14年ころから、当時申し込んでいなかったのだけれども、20%でもいいから、畑総事業をやりたいという方もおられまして、それにつきましては、平成18年度末の段階でいきますと、南幕別地区、中央幕別地区、それから美川地区で計48名の方が、個人負担額でいきますと6,300万円ほどですけれども、20%の負担をして整備をしているという状況にございしますので、19年度から古舞地区について、申込み箇所をパワーアップの対象として行うということについては、かなりの不公平感が出るということで、当初の方針通り、一巡するまでは聞き取りに基づいた形でパワーアップ事業の対象として事業を進めたいと考えているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 今、説明を聞いたのは、前も聞いておりますのでよく承知をしております。

そこで、端的に申し上げまして、今回、第3期ですか。出された担い手云々というこの事業は、平成8年に申し込んだものだけですと、そういう道・国の指示であるならば、私はそれでいいと思います。

それで、10年前に申し込んで、私、申し込んでいたかというものは忘れるころに、たまたまやめると。

それから、今、こういう横断品目が出たりして、基盤整備をしなければならないということで、今、こういう畑総事業をやる人については、当時、申し込めなかった人、あるいは1回もまだ補助事業を受けていなかった人。同じ村に、同じ公区にそういうものがあって、非常に、言葉で言えないぎりぎりすしたのものをもっている中で、道が少しでもやる人については負担を軽減していただきたいということで、この事業3期出しているので、平成8年に申し込んだものだけに限りですとというものは上から来ているのであれば、私はそれでやむを得ないと思うのですが、道はそういう言い方はしておりません。

ただ、やる人については少しでも軽減をさせていただきたいということで出しているわけですから。

ある町村においては、痛みわけというところもあるだろうし、やるところにおいてはもう終わったところについては問題もないというところもあるし、私はそのところを考えて、調整をする意思がないのですかと。調整する考えはないのですかとおたずねしておるので、町としては、幕別は調整する考えはございませんというのであれば、私はもうこれ以上言う何ものもないので、後は地権者がどのように、今後、その事業を進めていくことについて行っていかは、それは、私は何も言いませんけれども、そういう配慮をする気持ちがあってもいいのではないかと、こんなふうに思いますので、その辺だけ一つ聞かせてください。

○委員長（乾 邦廣） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 今回のパワーアップ事業につきましては、今、町の方から過去の経過も含めて説明をさせていただきました。

道の方で第3期の新たな事業がまた継続になるということでございますけれども、町といたしましては、平成8年の聞き取りから、土地基盤整備の今回の事業については、その基本方針に乗っかってずっと進めてきております。

農業情勢も大変な状況の中、特に一番、整備というのは農業者にとっても重要な、私は案件だなど思っておりますけれども、やはり今回の一連の流れからいたしまして、これは道の考え方は考え方として、町の考え方も平成8年から1期、2期、3期という形で今回きておりまして、町といたしましては、基本的には公平性の観点から、不公平感を招くという重要な問題がございますので、第3期のパワーアップ事業については、20%、そういった形の中でやっていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 私もこの件については、前回の決算委員会で質問したのですが、ただ、町の考え方が全町的に見て不公平だというのが、理事者側の考え方。

そして、私どもの不公平というのは、受益者間の同じ地区の不公平感ということで、多分話はすり合わないと思います。

そういった方針でやるというのでありますから、それはそれで仕方がないかなと理解をしているわけですが、一巡目が終わってから、また新たにこういった畑総事業的なものができれば、是非、町としても、財政負担は出るわけですが、是非取り組んでいただいて、これは10年、15年で必ずまた土地なんていうのは、常に変わるわけですので、一つ前向きな体制で取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その辺、いかがですか、町長。

○委員長（乾 邦廣） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） せっかくご指名を頂きましたので、私の方から。

私はこの施策については、今、課長から説明ありましたように、平成8年からずっと続いている。これは道に責任を被せるわけでないですけど、平成8年にできたやつは5年で終わるといようなことが前提にあったものですから。

実は町も、まだ5年経っても終わっていない人がいるのに、次に施策が出てくると思わないものですから。

まず、平成8年度で申し込んだ方の終わっていない人を優先的にやろう。

ところが、事業料が余ったものですから、申し込んでいない人でも20%でやりますかといったら、手を挙げてやった人も実はいらっしゃるものですから。

それで私も大変つらい立場で、今言われたとおり、隣で7.5%、隣が20%。しかし、糠内の人たちは実際20%でやっているのに、後から申込みしなかった人が、今回、7.5%でやるとなると、町内的にはどうしても不公平感が出るのでないかというようなことで、どうしても最初の申し込んでいただいた方をまず終わらせていただくこと。

そのために、今回、このようなことで、大変申し訳ないのですが、町の立場、いわゆる住民の皆さんの公平感ということからいくと、やむを得ないのかなということで、ご理解を頂きたいということで、前回もお話をさせていただいたわけでありまして。

今後も道の、今言ったように、あと5年で本当に終わるのかどうかと言われると、実はわからないのですが、今回で全て平成8年の申込みは終わりますから、今後はまたどうなるかは別にしましても、言われたように、何としても私どもは、農家の方々の基盤整備を進めたいという思いと、いわゆる公平感を保っていかなければならないというような思いもあって、そのような決断をさせていただいたと、一つご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番(中橋友子) 103ページの農業振興費でいいのかなと思ひまして、2点伺うのですが、一つは品目横断の事業が昨年からは始まりまして、農家の皆さんにとっては大変厳しい状況が生じてきているというふうに受け止めております。

それで、これは面積要件や収入要件で、満たさないというところは当然離農という形に追い込まれたのではないかと思います。まずはその実態はどうであったかということと、それから、今年度の事業としまして、環境対策の分野、みどりの政策ですね。これは実は他の町村では、既に昨年から始めたところもあったようですが、うちの町は遅れたということも聞かされております。

それで、今年度開始されると思うのですが、具体的にどのように進めていかれるのか。

この点を伺います。

それと、111ページの農地費で伺うのが適当かどうか、定かではないのですが、これも農家の方からのご指摘なのですけれども、農家の中の町道といいますか、農道といいますか、何件は奥に入っているところは、今から40年ぐらい前に、土地を町に寄附して、それを町道として近所で使ってきていると。

そういうような経過があったのだそうです。

ところが、その40年前に寄附されている土地が、正式な登記がされていなくて、未だにそれは、その農家個人の方たちが、税金や何かをもちろん払っていくわけですが、そういう実態が一つ二つでなくて存在しているのだというようなこともお聞きいたしまして、実際にどうなのかということを含めて、対処も、もしそうであれば、対処もしていかなければならないことではしょうから、実態について伺います。

○委員長(乾 邦廣) 農林課長。

○農林課長(増子一馬) 私の方からは、第1点目、品目横断的経営安定対策にかかわる状況ということでございます。

現在、幕別町におきましては、694戸の農家さんがございまして、認定農業者、そして交付金の対象申請できる方々。さらには、酪農、畜産専門ということで、品目の対象者になりえない方々。いろいろいらっしゃるわけですが、実際、今、694戸のうちに、畑の農家さんで品目横断的経営安定対策、申請をしないか、若しくは申請しても受け入れられないという農家さんが17戸ございます。

17戸のうち、現在、5名の方は野菜づくりが中心ということで、品目の加入申請をしないという方が5件、残り12件が実際農地を持ってられて経営をされているのですが、この12件の農家さんについては、持っている農地を他の方に、全地貸付けされているという状況でして、品目の加入申請をしていないと、こういう現状になっています。

○委員長(乾 邦廣) 土地改良課長。

○土地改良課長(角田和彦) まず、2点目の農地・水・環境保全向上対策についてでございますけれども、これは確かに平成19年度から実施される対策でございます。

国では、平成17年の11月だったと思ひますけれども、経営所得安定対策の3本柱の一つとして、この農地・水・環境保全向上対策を位置づけて、町議決定しておりまして、昨年1月から5月ぐらいにかけて、国の出先である帯広開発建設部、それから道の出先である十勝支庁から、この対策の内容について説明は受けておりました。

ただ、その時点では、概略しか決まっておらず、余りにも詳細の部分が決まっていなかったことから、町といたしましては、19年度については着手をしないで、平成20年度からの取組にしようというのが、結局余りに中身が見えずございまして、これはあくまで地元の農家さんが中心となって、農地の景観ですとか、農業資源を保全していこうという施策なものですから、町が実行するものではございませぬので、そういった中身を十二分に地元の方に説明して、組織をつくっていただいて、行動を起こしてもらおうと。

それに交付金を交付するというような施策でございますので、余りに説明のしようがないということで、19年度の着手は見送った次第であります。

それで、昨年 11 月には、対象の農家さんに、市街地は除きまして、1 枚もののパンフレットですけど、全戸配付をいたしまして、今年に入りまして、1 月の下旬に農家さん、それから明渠愛護組合の役員さんを集めて、内容の説明をさせていただいております。

その後、現在に至るまで、地域で個別に説明会を、希望を受けて説明会を開催しているところでありまして、これから 3 月下旬、4 月の中旬にかけて、公区で総会等が開かれるので、その中で実際に取り組む地域が決まってくるのかなというふうには考えているところでもあります。

それから、もう 1 点。

過去の農道用地として寄附して未処理だったというところについては、実際にあると思います。

どういう経緯で寄附された土地が未処理になっているのかというのはちょっと古い話ですので、私が答えればいいのか、土木課長が答えればいいのかもちょっとわからないところなのですが、私的に現実的には残っている部分がありまして、それが畑総事業等で、例えば、明渠の工事ですとか、道路の工事ですとかで見えていきますと、そういった部分が出ている場面がありまして、そういった部分については、そのときにご説明をさせていただいて、改めて印鑑を頂いて、処理させていただいているというような形をとらせていただいております。

税金等については、現況が道路になっておりますので、個人所有地でも、税金はかかっていないという部分が結構多くて、たまには税金が賦課されている部分もあるかと思いますが、ほとんどは税金はかかっていない状況ではあると思います。

処理については、そういうような形で、気が付いたところから順次処理をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） まずはじめの品目横断の関係ですが、確か昨年の予算のときに農家戸数をお尋ねしたら 600 戸前後だったと思うのですが、今のお答えは 694 戸ということで、100 戸ぐらいの差があるのですけれども、これはどちらが正しいのでしょうか。

それと、この 694 戸のお答えが正しいのであれば、そこから 17 戸の離農が出たということなのでしょうか。

17 戸が申請をしていないということなのでしょうか。

この戸数が、もう一度これが正確なのかどうか、伺いたいと思います。

それと、実質的にはこの新しい制度によって、農家個々の収入が全体としては 1 割若しくは 1 割 5 分のダウンになっているのだというふうに、全国的には言われているのですけれども、幕別町にとっても、同じような状況が生まれているのかどうか。

今、食糧の自給率を上げるといふことと、農業を継続してやっていただくということは、町の経済の根幹にかかわることですから、きちっと対策をとって、不利益を被らないようにやっていかなければいけないと思うのですけれども、その辺の実態はどうでしょうか。

それと、みどりの対策が遅れたというのは、詳細が出ていなかったからだとということではありますが、20 年からの実施ということになりますと、今年度は 19 年度の予算ですから、ここでもできないということなのですね。

そうすると、早く手掛けたところから見ると 2 年遅れでやっていくということで、これは不利益はもっと大きくなるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

それと、未処理の問題ですが・・・、わかりました。

それはいいです。

未処理の問題ですが、これはやっぱり、今、農業委員会分野でマッピング化というのもやっていますよね。

それから、地籍調査は地籍調査でやっていますよね。

不都合が、その時点で見つければ対処するというのは、余りにも行政としては不親切といいますか、放置したままでいいのかというふうに言いたいのですけれども、そういうことをなくしていくために

も、正しい農地をきちっと押さえていくというふうにしているのしょうから、これは不都合が生じた場合ということではなくて、もっと積極的に解決を図っていく必要があるのではないしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 1点目の関係でありますけども、まず、戸数につきましては、忠類地域も含めまして、全町合計で694戸という現在の戸数になっております。

それから、17戸のお話を申し上げましたが、17戸のうち5個の農家さんは、野菜中心でやっておられると。

残り12戸は、持っておられる農地を他の方に貸付けをされているということで、平成19年、今年は今農自自体は停止しているというふうなお話をお聞きしております。

それから、所得の関係でございますけども、この品目横断的経営安定対策、これは実質今年の春からスタートしまして、今年の秋にならないと、最終的な所得というのが確定しませんものですから、正直なところわからないというのが本音でありますけども、ただ、先ほど中橋委員言われましたように、当然今までよりは、農家さんには入る所得が減るだろうということは、我々としても認識しております。

○委員長（乾 邦廣） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 農道の認定の関係でございますけども、現在、農道で整備したもの、すべて町道という形で、農道の体系はとってはいないのですけれども、今、委員言われるように、過去、50年以前に寄附という行為の中で、ただ、砂利を敷いた中で、町道のようにしたという結果も確かにございます。

それで、50年以降については、事業の単独か補助にかかわらず買収という形態をとってきているのですけども、委員言われるような形で、町道にはなっているのだけれども、その用地が処理されていないというところ、あとから何件か、ずっと現在まで出てきているのが現実。

それで、先ほど、土地改良課長言いましたように、事業が重なった時点では、その処理は必ず行っていくという方針ではいるのですけれども、町道になっていないところ、なっているところというのは、現在、号線敷地も含まして、大蔵省との協議もし、用地処理をしてやっているところでございますのでちょうど全路線について確認をして、昔の経過も踏まえて、当時、寄附を頂いたということであれば、今、まさにその手続をする難しいところもあるのですけども、地権者の方に理解を頂くような形で整理をさせていただきたいなというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございせんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 7款商工費について、ご説明させていただきます。

119ページをお開きいただきたいと思います。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額3億1,007万7,000円でございます。

本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費でございますが、19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策として、幕別町商工会に対する補助。

細節4、5につきましては、中小企業融資にかかわる保障料及び利子補給費補助でございます。

2目消費者行政推進費、予算額136万4,000円。

本目は、専任の消費生活相談員、消費者協会にかかわる経費が主なものでございます。

3目観光費、予算額3,356万円。

本目につきましては、観光振興アルコ236道の駅忠類の管理に要する経費でございます。

120 ページになります。

13 節委託料、細節 5 につきましては、指定管理者に制度にかかわりますアルコ 236 道の駅忠類の管理運営委託料でございます。

121 ページ、19 節負担金補助及び交付金、細節 5、観光物産協会補助についてでございますが、各種イベント協会運営に対する補助であります。

4 目スキー場管理費、予算額 1, 994 万 5, 000 円。

本目につきましては、明野ヶ丘スキー場、忠類白銀台スキー場管理に要する経費でございます。

122 ページ、13 節委託料、細節 8、リフト管理委託料は、明野ヶ丘スキー場にかかわるものでございます。

123 ページ、5 目企業誘致対策費、予算額 2 億 1, 958 万 5, 000 円でございます。

本目につきましては、企業誘致にかかわる経費でございますが、19 節負担金補助及び交付金につきましては、企業誘致に対しまして、固定資産税相当額を補助するものでございます。

商工総務費は、1 目商工振興費に統合いたしますことから廃目、道の駅建設事業も事業完了により廃目となります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

齊藤委員。

○15 番（齊藤順教） 120 ページ。

アルコ 236 道の駅忠類。この関係について、2、3 点お伺いいたします。

新しい道の駅が完成したようであります。

4 月 1 日の営業開始というふうにお聞きいたしておりますけれども、そうであるとするならば、今からもう半月しかない。

そこで、1 日の営業開始まで、今後のスケジュールをとりあえずお知らせ願いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） まだ建物の内部につきましては、備品がすべて揃っていないという状況にあります。

これにつきましては、3 月 30 日をめどにすべて取り揃えると。

その段階で、出展者の会も 9 団体程度、内部に出展をする予定でありますので、それらの陳列なども行うと。

その前段、今、27 日に、これはマスコミも招きまして、パンの試食会をやりまして、ちょっと PR を図りたいというふうに思っているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 齊藤委員。

○15 番（齊藤順教） 今、言われたように、備品が揃っていないということだけでも、去る 10 日に経済課長がぬいぐるみを着て、NHK で放映されました。

大変ご苦労さまでした。

道の駅の宣伝のためには顔を見ない方が良かったのかなと。こんなふうに思いながら、放映を見ておりましたけれども。

実は、課長、道の駅の内部がどうなっているのか、全然我々は知らないのですよ。

そしたら住民からどうなっているのと聞かれたって返答しようがない。

そしたら、結局はこの道の駅というのは、4 月 1 日に開業、ましてやパンということになったら、地元のいわゆる忠類地区の住民に、まずもって利用してもらわなければならないですよ。

通りがかりの人がトイレタイムしてパンを買うだけだったら、これは道の駅、まるっきり儲かるどころか、本当に赤字だけになっていくと思う。

そのためにも、やはり住民本位で、やっぱり施設はこうなっている。せめて、8 人いる議会議員だ

とか、住民会議の人方に、事前にやっぱり内部はこうなって、ここがこうなっているという説明があつてしかるべきでないかと思うのですけども、未だにない。

そして、今、聞くというと、報道機関を呼んでパンの試食会。そんなものなんか後でいいのですよ。だから、そこら辺、やっぱり行政が考えていることと、我々が考えていること、すごくずれがあるのだよね。

だから、そういうこともやっぱり、だから地域の住民にまずもって愛される道の駅忠類でなければならぬと思うから、その点どうするの。

それと、4月1日の営業だとなると、忠類住民の人も知らない人も結構いるわけですよ。

そうすると、通りがかりの人が、ドライバーが、あそこで寄ったときに、1日という営業開始ですよという何か看板でも立てているかい。

そこら辺どういうふうになっているの。

ご答弁願います。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） おっしゃることは十分承知をいたしました。

ただ、やはり道の駅、4月1日オープンに向けて、工事完成から2カ月あったといいながらも、完成した後に備品を取り揃えていかなければならないということがありました。

やはり、見学していただくにしても、備品が揃う、ある程度陳列がされた中で、やはり見ていただくことが、よりムードを味わっていただけるということが、そういうふうを考えておりましたことから、一般の地域住民を対象とした見学会については、ちょっとできないなというような思いでおりました。

それと、オープンに向けた PR でありますけども、この間、ほくほくテレビにも出させていただいて、4月1日オープンするというようなことは言わせていただきましたし、報道機関を招くということは、そこで報道していただいて、PR していただこうと。そういった意図もございます。

余り早いと、逆に宣伝効果が少ないというようなことがあって、27日であると、4日、5日前ということで、ちょうどタイミングとしてはいいのかなと。そういう思いがあって、とり進めてきたところであります。

○委員長（乾 邦廣） 齊藤委員。

○15番（齊藤順教） 先ほど私が言った、いわゆる施設の見せるということについては、何も回答ないけど、全然見せないで営業してしまうのですか。

だから、そこら辺なのだって。

だから、やっぱり住民も一丸となって、いわゆるこうだよと。みんな使ってねというふうにしていかなければならないと。

行政だけがそんなことでぼんぼん言ったって、これはどうにもならないでしょう。

ですから、その点も一つ、4月1日の営業までに何とか考えてというか、実施する方法でできませんか。

もう1回返答願います。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 確かに地域の皆さんに愛されて利用させていただくということがまずもって一番大事であると。

それがために、パンもそこで販売をして、地域の方々に食べていただくと。そういう思いがありました。

今の日程を考えますと、ぎりぎり今30日の納品があるということで、かなり現場が混乱するような状況になってくるというふうに思っていますので、かなり難しいかなと思っておりますので。

そういうタイミングが見つかりましたらやりたいと思っておりますけども、今の見通しではちょっと厳しいかなというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 齊藤委員。

○15 番（齊藤順教） もうこの件はいいです。

そこで、担当助役にお伺いしますが、この際、本会議で、いわゆる指定管理者の5カ年で6,000万認めていただきました。

これは誠に有り難いことだなと私も思っております。

この件で、6,000万、5カ年でついたので、もうこの5カ年間は安心だというような状況の中で、これ、運営者が運営されたら困るのですよ。

やっぱり危機感を持ってもらって、そして、いわゆる運営に当たってもらわなければ、これから5年過ぎたときにどうなるのかという展望は全然ないわけですからね。

ですから、そういう中で、私はいろいろな面で危機感を持っております。

そういう危機感の中で、当面も、いわゆる昨年が指定管理者料が500万でしょう。今回、1,200万、700万近くも値上げさせてもらっているのですよ。

そういうような状況の中で、いわゆるこの指定管理者制度の皆さんにお認め願う段階で、いろいろと運営者に対して、いわゆる町は第3セクターですからね。

町は大株主でもある観点から、この運営者に対して、危機感を持って望むように話し合いをしているのかどうか。

その点、お伺いします。

○委員長（乾 邦廣） 遠藤助役。

○助役（遠藤清一） お答え申し上げたいというふうに思います。

実は、3月の2日に議決を頂きました。

その後、指定管理者となりました忠類振興公社の代表取締役、あるいはまた、支配人等は議会の経過等も説明をしなければならない。

それから、今後の対応についても協議をしなければならないということで、3月の5日に、担当課長と私と社長と支配人とでいろいろ今後の在り方等につきまして、協議をさせていただきました。

お話ししましたように、5年間の指定管理の中で、6,000万という大変なお金を町に面倒みてもらうというようなことになるわけでありますから、何とか6,000万ということではなくて、1年も早くそういうことにならないように、努力をしなければならないということを主にお話をさせていただきました。

そういう中で、新たに、先ほども担当課長の方からお話し申し上げましたけれども、4月1日からは道の駅の管理も新たに行うわけでありますから。

そういう面では、地域が一体となって取り組んでいけるように、そういうようなことを主に協議をさせていただいたということでございます。

○委員長（乾 邦廣） 齊藤委員。

○15 番（齊藤順教） わかりました。

一応、6,000万という大きなお金をつけていただいたわけですから、やはり行政も、それから運営する方も、やっぱり一体となって危機感を持った中でやっぱりこれから取り組んでもらわないと、本当は皆さんにご迷惑がかかると思うのですよ。

そういう点で、これからの新しい道の駅の相乗り効果というものも期待しているからこそ、地域住民の理解も得て、協力も道の駅も入れなければならないよというような発想で物を申し上げているわけでありますから、どうかひとつそういう点で、担当助役、頑張って、本当に余り町に負担のかからないように、お願いしたいと、こういうことをお話し申し上げて終わります。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

岡田委員。

○6 番（岡田和志） スキー場管理について、お伺いしたいと思います。

121 ページでございますが。

今年度のスキー場が一昨日 11 日に終了しましたので、一応、次年度の参考にとお思いまして、お伺いしたいと思いますが、ご存知のように、忠類スキー場は十勝最古のスキー場でありまして、かなり歴史のあるスキー場として広く十勝、それから日高の方からスキーヤーが訪れていることは、皆さんご承知のとおりでございますが、それと反面に、道内では半数以上のスキー場が、スキーヤー離れのため、閉鎖しているというのも現実でございます。

そこで、スキー場管理についてですけれども、総体的に、スキー場の照明がつき、リフトが動いた時点でスキー場が運営されるという中で、その中には雪が降ってゲレンデの整備なんかもちろんされるわけでございますけれども、ここ 1 年見ている限りでは、忠類の白銀台スキー場もかなりのスキーヤー離れということで、日中は、土日以外は閑散としているという現況の中、いわゆるスキー場管理費だけは淡々とかかっているというのが現状でありまして、その中で、ゲレンデの圧雪関係なのですけれども、この点、従業員の方が大型特殊免許と作業免許があれば、圧雪車が運転できるということもあります。

それで、委託をしているわけですが、収入が少ないという観点から、少しでもこのスキー場が長く続けられているという願望のもとにお話しさせていただいているわけですが、少しでもこのスキー場の経費を節約するという意味で、今、働いている方々の中で、2、3、交代制でも、圧雪車に乗ってもいいのではないかと、こんなふうに考えておりますが、その点、どういうふうにお考えか、答弁の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） スキー場の管理につきましては、夏場は牧場、冬場はスキー場ということで、牧場に勤めている方が 6 名のほかに、臨時雇用をいたしまして、リフト担当で二人、事務担当で二人の雇用をいたしまして、合計 10 名でスキー場の運営をしているという実態にありまして、これは朝の 9 時から晩の 9 時までという営業時間に勤務時間割を張り付けておりまして、今の 10 人体制がびたびたの状況で、全くの余裕がないというようなことから、もし、仮に圧雪車を運転するならば、これは時間外勤務を払って運転しなければならないというような事態になりますので、それは今の体制の中では無理かなというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 岡田委員。

○6 番（岡田和志） わずか 2 カ月、今年は 1 月、2 月と 3 月のはじめに運営中止ということになりましたけれども、委託料幾ら支払われているかわからないのですけれども、そのために一人雇用しても、委託料から見ると、地域活性というか、地域の業者の今度も十分考えなければならないと思うのですけれども、この付近も将来の展望に立って、考えていただければと。経費の節約と末永いスキー場運営を願望するから、上でお話しているわけですが。

それと、今、齊藤委員の方から発言がありましたけれども、道の駅、それからアルコ 236、スキー場との横のつながりで何とかスキー場の売上げを伸ばせないこと、常日ごろ考えておるわけですが、その点、どうお考えでございますか。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 今の従業員の圧雪車運転については、先ほどご説明したとおり、しかも圧雪車の運転につきましては、深夜に圧雪をしなければならないというようなこともありまして、朝 9 時から夜 9 時まで働いている人間がさらに深夜働くというのが非常に無理があるというふうに思っております。

それと、スキー場の PR についてでありますけれども、これは道の駅というのは、一つ情報発信機能も持つというようなことがありますので、道の駅をキーにしまして、アルコでありますとか、スキー場でありますとか、あるいはナウマン象記念館、あるいは町内の飲食店等の情報提供に努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19 番（増田武夫） スキー場の関係なのですが、その年のその雪の降り方、その他で非常に始まる日

にちが新しい年になってからしか開けないということが多いわけなのですよね。

以前にも降雪機をつけたらどうかという話もありました。

今日のような財政状況の厳しい中で、そういうことを積極的に進めるのがどうかという見方もあるかと思うのですが、とにかくこのいつ開けるかわからないというような状況の中で、例えば、お客さんを呼ぶ点では、ロッジを利用して、内地の方の大学の合宿を呼ぶだとか、そういう計画性がもてれば、もっとお客さんの入りこみを図りながら、とにかく南十勝の一つしかないものですから、小学校や中学校、高校などのスキー事業にも非常に有効に生かされているという点を考えますと、未永くこれを維持していかなければならないと。そういうようなことをいろいろ考えますと、安い経費で降雪機を設置できないかどうか。

この辺も是非検討していただきたいと。

その検討の結果、今日の経済状況、財政状況ですので、これは是非ということにもならないかもしれないのですが、是非、そういう研究もされて、計画的にお客さんを呼び込めるような体制、これが是非とる必要があるのではないかというふうにも思いますので、その辺、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 降雪機の導入についていかがかというご質問であります。

道内的に見ますと、小樽にあたり、あるいは道東でいきますと津別に降雪機があたりしております。

津別はつい最近のお話では、国に国有林をお返しするというようなことも載っております。

降雪機を導入する最大のメリットといいますのは、忠類辺りでありますと、11月初旬にオープンができること。

その結果、大学あるいは強化選手等の招致ができるというようなことで、地元に対する経済効果が非常に大きいものがあるということは十分認識しておりますし、スキー関係者からも検討してはどうかというお話も頂いておりますので、今、研究中であります。

ただ、一つ問題点は、コストがどれだけかかるかという点と、それがうまく地域の受入れ体制が整って、それがマッチして、お金がきちっと落ちていくかという点で、問題が多少あるかというふうに思っておりますので、我々はスキー場の活性化といいますか、利用客増の観点から、今言った降雪機の導入あるいは受入れ体制が可能かどうかという点について、今、研究を進めているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 降雪機、芽室でも動いていると思うのですが、そうした、是非、どのくらい経費がかかってどうだという、そういう具体的な検討をする中で、将来のことも方針を出していくことが必要でないかと思っておりますので、是非ともどのくらい経費がかかってどうだという、具体的な検討を是非やっていただきたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 先ほど、答弁でも触れましたけれども、スキー場関係者、特に競技スキーに熱心な方も地元にはいらっしゃいますので、その方から、一体どのくらいかかるのだろうというお話を頂くことにもなっております、現にその具体的な検討を進めようと、研究を進めようとしているところでございます。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時15分まで休憩をいたします。

16：06 休憩

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8款土木費について、ご説明をいたします。

124 ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額、272万6,000円であります。

本目は、車両センター事務所の管理費及び事務経費であります。

2目道路管理費、本年度予算額、1億8,400万2,000円であります。

本目は、町道の維持管理及び除排雪に要する経費であります。

7節賃金は、忠類地域の町道維持管理に関する作業員賃金であります。

125 ページへいきまして、13節委託料の細節1は、幕別地域の年間を通しての維持管理委託料。

細節2は、清掃委託料。

細節5は、忠類地域の除排雪委託経費。

細節6は、札内駅自由通路エレベーターの保守点検料であります。

14節使用料及び賃借料、細節5は、除排雪にかかわる除雪機械51台及び排雪ダンプ等の借り上げ経費であり、新雪の一斉出動4回分と、幹線道路の排雪のほか、路面拡幅整正や吹雪対応経費を想定しているものであります。

なお、町道管理延長は、約880キロメートル。除雪延長は、約670キロを予定しているところであります。

16節原材料費は、維持管理のための資材購入費であります。

次に、3目、地籍調査費、本年度予算額4,773万円であります。

本目は、地籍調査に要する経費でありまして、13節委託料の細節6は、字途別及び古舞の一部、22.23平方メートル。

忠類白銀町及び忠類東宝地区の各一部5.14平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節7及び8は、土地の移動に伴い、地番図、地籍図を修正するための費用であります。

127 ページへいきまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額944万9,000円であります。

本目は、樋門管理人99人の賃金と、道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

13節委託料は、道路台帳、河川台帳の修正委託料であります。

2目道路新設改良費、本年度予算額3億4,124万7,000円であります。

本目は、町道の改良舗装など道路の整備に要する経費であります。

128 ページへいきまして、13節委託料は、今年度と翌年度以降の整備路線の調査設計委託料であります。

15節工事請負費であります。継続事業9本、新規事業15本の工事を予定しており、幕別地域18本、忠類地区6本の内訳となっております。

129 ページへいきまして、工事ごとの事業料といたしましては、道路改良が延長1,469メートル。幕別分では1,249メートル、忠類分では220メートル。

道路舗装延長3,616メートル。幕別分では2,041メートル、忠類分では1,575メートル。

歩道改良延長1,800メートル。幕別分では1,443メートル、忠類分では357メートル。

このほか、町道の歩道段差解消工事等を予定しております。

17節公有財産購入費は、元忠類線、西町12号道路などの用地買収費であります。

131 ページへいきまして、3目道路維持費、本年度予算額4,670万円あります。

本目は、車両センターで行う町道管理以外の町道維持補修に係る経費であります。

132 ページへいきまして、15 節工事請負費は、舗装補修のほか、防塵処理、雨水枡の補修、歩道の補修、区画線の引きなおしなどに要する経費であります。

次に、4 目橋梁維持費、本年度予算額は 823 万円であります。

本目は、町道に係る橋梁の維持管理費と十勝中央大橋に係る音更町との共同管理の負担金であります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 5 億 3,995 万 9,000 円であります。

本目は、都市計画に関する計画並びに整備に要する費用であり、1 節報酬は、都市計画審議会の委員報酬。

13 節委託料は、街路の交通量調査委託料及び都市計画図作成に係る経費であります。

133 ページへいきまして、19 節負担金補助及び交付金は、各種協議会負担金のほか、北栄区画整理事業に対する事業費負担金であります。

28 節繰出金は、公共下水道会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額 1 億 937 万 8,000 円あります。

本目は、公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

4 節共済費及び 7 節賃金は、臨時作業員 1 名分の経費であります。

11 節需要費のうち、細節 21 から 24 は、公園照明灯及びトイレなど、維持にかかわる経費。

細節 40 は、遊具、水飲み場及びトイレ等の修繕料であります。

13 節委託料は、18 カ所の公園、12 カ所のパークゴルフ場の芝刈り及び清掃等の管理委託費用のほか、フラワーガーデンや果樹の管理委託料費であります。

15 節工事請負費は、遊具補修及び緊急整備工事費のほか、桜町北公園トイレの水洗化工事であります。

135 ページへいきまして、16 節原材料費は、張り芝、花の苗、肥料などの購入費用であります。

3 目街路事業費、本年度予算額は、4,011 万 9,000 円あります。

本目は、北栄大通り、北栄西通りの街路事業にかかわる費用が主なものでありまして、13 節委託料は、北栄西通りの街路整備に要する実施設計物件調査、土地評価にかかわる委託料。

15 節工事請負費、細節 1 は、千代田通り、幕別の駅から国道 38 号線でございますけれども、照明灯設置に係る費用でありまして、工事費の一部につきましては、幕別町商工会より負担を頂き、整備するものであります。

細節 2 の北栄大通り整備工事は、町施行分の札内 4 線南側判断面の整備費用。

17 節公有財産購入費は、北栄大通りの用地買収に要する費用。

22 節補償補填及び負担金は、北栄大通りにおける物件保証に要する費用であります。

4 目公園建設費、本年度予算額は 8,021 万 5,000 円あります。

本目は、公園緑地などの整備に要する費用でありまして、136 ページへいきまして、15 節工事請負費の細節 1 は、札内西緑化重点地区の公園整備に要する費用であり、近隣公園 1 カ所、街区公園 2 カ所、緑地の 1 カ所の整備費用であります。

街区公園 2 カ所と緑地につきましては、本年度完成を予定しております。

細節 2 は、忠類ナウマン公園パークゴルフ場の夜間照明灯などの整備に要する費用であります。

次に、4 項住宅費、1 目住宅総務費、今年度予算額 382 万 9,000 円あります。

本目は、住宅関係の事務などに係る経費であり、臨時職員並びに嘱託職員の賃金及び社会保険料などが主なものであります。

137 ページへいきまして、2 目住宅管理費、本年度予算額は、3,238 万 1,000 円あります。

本目は、町営住宅 888 戸、道営住宅 317 戸、合わせて 1,205 戸の維持管理及び修繕等に要する経費であります。

7 節は、住宅管理人 34 人分の賃金、11 節細節 40 は、床・壁・建具・設備など一般修繕費でありま

す。

15 節工事請負費は、外壁・塗装等経費であります。

138 ページへいきまして、3 目公営住宅建設事業費、本年度予算額 2 億 3, 610 万 3, 000 円でありまして、旭町東団地公営住宅建て替え経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、工事管理委託料、細節 6 の公営住宅整備事業基礎調査委託料は、今年度に公営住宅の建て替え及びリニューアルなど、整備などの計画でありますストック総合活用計画を策定いたしますが、その基礎となる調査に係る経費であります。

15 節工事請負費は、1 棟 12 戸の建設、外構工事及び既設団地 4 棟の解体経費。

細節 4 は、火災報知機取付工事は、住宅火災報知機等の設置が義務付けられたことによります公営住宅全戸に設置する経費であります。

22 節補償補填及び賠償金は、入居移転保証経費であります。

以上、8 款土木費の説明を終わらせていただきました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思います。

ございませんか。

中橋委員。

○9 番（中橋友子） 132 ページ、土木費の 1、都市計画総務費、以前から依田地域の開発計画につきまして、議員協議会で経過の説明を頂き、その後、決算においても説明を頂いていたところですが、その後の進展といたしますか、状況について、伺います。

○委員長（乾 邦廣） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 議員協議会等で説明したとおりでございまして、その後、道と何回か協議はしておりますけれども、具体的に今の段階で、町の考え方、あるいは開発自体の考え方が理解をされて、その前に進んでいるという状況では、今の現段階ではなっておりません。

まだ協議をしている最中でございまして、具体的には恐らく私どもの観測としては、今年度末か、遅くとも 4 月ないし 5 月ぐらいまでには、道としての一定の判断が出てくるだろうというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） 確か協議会は 8 月だったでしょうか。

ですから、それから期間はかなり経っておりますから、難しい状況なのかなというふうには思うのですが、私の考えとしては、これ以上の商業、大型店は必要がないという考えで発言させてもらったのですけれども、新聞報道等によると、この道の考えをクリアするに当たっては、幕別町が近隣の 1 市 2 町の合意が必要なのだというような書き方もされておりました。

そういう点での動きもされてきていたのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 1 市 2 町とは、計画の概要について、私どもからきちんと説明をさせていただいております。

報道等でもありますように、1 市 2 町の方は、幕別町がお考えでやられることなので、あえて反対とか賛成とかというような意思表示にはならないということで、ご回答を頂いておりますので、私どもとしては、幕別町の計画については、賛成とかという意味でなくて、計画内容についてはご理解をいただいているのだろうというような観点で、道と協議をさせていただいておりますけれども、今、中橋委員おっしゃるとおり、できれば 1 市 3 町の積極的な賛成があると、事業としてはいろいろ進めやすいというようなご見解を頂いておりますことから、そのような新聞報道になっているのかなというふうに思っておりますが、ただ、今でも結果からいって、土地区画そのものは、やはり 1 市 3 町とは言いながらも、それぞれの町がどのようなまちづくりをしていくかということの主眼と置きながら、帯広拠点として今までできたという経過がありますので、そのことに対して、1 市 2 町からは直接的にど

うのこうのということにはなつてございせんけども、そういうことからそういう報道がなされたということで、ご理解をいただければなというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） わかりました、経過は。

やっぱりいろんな点を考えてみて、うちの町のまちづくりでありますから、うちの町がきちっと考え方を明確に持って臨むと、これは大前提だと思うのですよね。

ですから、これからのあり方についても、うちの町の商工業の発展を、本当に踏まえた上で、きちっと臨んでいきたい。このことを申し上げておきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 136ページの都市計画費の中で、忠類ナウマン公園整備工事ということで、パークゴルフ場の照明と伺っているわけですが、非常に財政状況が厳しい中での工事でありまして、町民の健康増進のために、何が有効かということもしっかり考えていかなければならないと思うわけですが、幾つかそういう方策の中で、例えば、忠類では非常にゲートボールが盛んでありまして、そして冬も毎日のようにやっておられる。

今、体育館でやっているのですが。

そういう中では、こっちの札内の方にも週の1回ぐらいは通ってやってきているという状況も聞いていますと、やはり年間を通して使えるという意味では、室内のゲートボール場なんかも、忠類地域にとっては非常に、冬は使えない、そのパークゴルフの照明よりももっと健康増進の効果は大きいのではないかというふうに、僕なんか考えていたところなのですけれども、そうした点で、ゲートボール場の室内ゲートボール場などを建設する計画というのは、どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 暫時休憩いたします。

16:32 休憩

16:33 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩を解きます。

ほかにございせんか。

岡田委員。

○6番（岡田和志） この際ですから、ちょっとお伺いしたのですが、128ページ、13節の元忠類線調査設計委託料ということで、14線道路だと認識しているのですけども、この道路の進捗状況をちょっと、この際教えていただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 土木課長。

○土木課長（佐藤和良） 今現在の状況ですと、実施設計が終わりまして、19年度につきましては用地交渉をさせていただくというか、用地を購入させていただくということで予算を上げさせていただいております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございせんか。

齊藤委員。

○15番（齊藤順教） 忠類ナウマン公園整備工事、2,300万つけてもらっておるのですけども、道の駅やらいろいろとご負担願って、また、これをさせていただくわけでありまして、このナウマン公園の整備事業、概要どんなふうになっているのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） 忠類ナウマン公園整備事業におきましては、忠類チャンピオンコースでございまして、これについては忠類住民会議の方からご提言を受けまして、夜間照明を設置するというものでございます。

これに伴いまして、パークゴルフの普及、健康の増進、また、アルコの宿泊者、利用者のサービス

の提供というような形で、観光振興にもつながるといことで整備をするものでございまして、現実的には照明灯を、今の予定では 32 灯設置するというものでございまして、これに伴いまして、パークゴルフ場自体のルクスでいくと約 30 ルクス程度の照度の確保ができるということになります。

30 ルクス程度の確保というのはどの程度かといいますと、ソフトボール場とかパットゴルフ場の夜間照明について、約 50 ルクスということになっておりますので、それよりは弱冠暗いわけですけども、競技ではなく利用して楽しむということであるならば、30 ルクス程度で十分だろうというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 齊藤委員。

○15 番（齊藤順教） パークゴルフ場にオートキャンプ場が併設されているのですね。

本州方面から 3 カ月も 5 カ月も常駐するような人がいるのですよね。

うちのオートキャンプ場には。

そうすると、8 月お盆辺りなんかの中で、いわゆる車で来る人が混むというと、隣の民有地のところにも踏み込んでいる場合もあり得るのですよ。

ですから、この際、今のオートキャンプ場が手狭なものですから、それに隣接してということにはならないだろうけども、そのパークゴルフ場の方に近いようなところに、またちょっと整地だけでいいのですけども、そういう考え方はないのですか。

○委員長（乾 邦廣） 建設課長。

○建設課長（吉田隆一） ただいまのご質問でございますけれども、今、議員さんおっしゃいますように、非常にオートキャンプ場がシーズンになりますと、長期滞在の方も多いですし、非常に手狭になっているような状況ではございますけれども、今現時点では、拡張していくような状況にはないという考え方で、考えておりません。

ただ、その状況が、いろいろなご意見を頂いた形の中で、必要となってきたときに、民地ということもございまして、その辺の取得ということもございまして、それについては、今後、検討させていただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 齊藤委員。

○15 番（齊藤順教） ナウマン記念館とパークゴルフ場の間に、元梅林をあれしたところの土地がありますね。

現在、あそこにオートキャンプ場でないにもかかわらず、どんどん車を入れてテントを張ったりなんか、連日しているわけですよね。

ですから、あそこは草地みたいになっているわけでしょう。

だから、そこに、一応、例えば、バラスを敷いて整備するといったってそんなにかかるわけでない。

だから、オートキャンプ場でないところに上がってきてそこに止めているわけですから。

ですから、やっぱりせつかく忠類に来て、一晩でも二晩でもそこで泊まって、そしていろいろあれしながら温泉にも入ってもらう効果も出てくる。

いろんなことを考えると、そこをやはり、オートキャンプ場のあれとするような考え方はないの。

○委員長（乾 邦廣） 建設課長。

○建設課長（吉田隆一） 今、議員さんのおっしゃる土地については、元梅林ということもございまして、今、砂利というか草地の状態になっております。

その関係で、現在のところでは、オートキャンプ場が満杯になったとき、自由に使用されているというような状況でございます。

かつ、それ以上に溢れた方については、道の駅の駐車場にもキャンピングカーを止めて、キャンプをされているというような状況でございますけれども、あくまでその土地につきましては、あそこは公園というよりか、村の普通財産として捉えている場所でございますので、今後、検討をさせていただきたいなと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 杉山委員。

○14 番（杉山晴夫） 参考までにお聞きいたしますが、このチャンピオンコースの現在の利用者数はどのくらいか。

この街灯 32 機つけることによって、利用者はどのくらいに増加する見通しがあるのか。

答弁を頂きたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 建設課長。

○建設課長（吉田隆一） パークゴルフ場の利用につきましては、現在のところ、実質的な人数は把握しておりません。

ただ、検討としまして、新しくパークゴルフ場の夜間照明が設置されるということがございますので、その中で、使用名簿等を設置しながら、今後の把握に努めていきたいなという考え方でおります。

○委員長（乾 邦廣） 杉山委員。

○14 番（杉山晴夫） きちっと現在の利用者数を調べて、この照明を設置することによって、どのくらい増加するのか。利用者が。

そういった数字の上で、この設置するというようなことになるのでないですか。

全然、ただ要望があったからただつける、ということでは、ちょっと私は計画性が乏しいと思いたすがいかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 暫時休憩します。

16 : 41 休憩

16 : 42 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩をときます。建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 利用実態ということでございますけども、本町の方では、開けている時間を想定して、随時そこにいる人数に応じてオープン時間を想定した中で、概略ですけども、押さえているところがございますけども、大体 18 ホールございましたら、年間で 2 万から 2 万 5, 000 人ぐらいという想定をしております。

それで、今、忠類地域、照明灯をつけるに当たっての計画はということでございますけども、2 カ月ほど今の照明灯は、夜を使えるということでいった場合に、3 時間から 4 時間延長ということの利用になるわけでございますけども、それが平均して利用されるということでは、多く見積もりますと、2 割程度の利用が多く図られるかなという想定でございますけども、そういう試算の中で考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） 設置費用で 2, 300 万ということですね。

維持管理費用はどれぐらいみているのですか。

○委員長（乾 邦廣） 車両センター所長。

○車両センター所長（森 範康） 幕別地域の 3 カ所の照明の電気費用についてですけども、本町につきましては、白人の東コース、それからサーモンコース、糠内地域のやまびこコースと、3 カ所に設置していますが、夜間照明に係る電気料につきましては、大体、通常 6 月の 20 日前後から 8 月のお盆過ぎ程度で照明灯をつけていますが、月 3 万円から 4 万円程度という数字になります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） そうしますと、この新しくナウマン公園整備された場合には、6 月、7 月、8 月の 3 カ月間で 1 カ月 3 万、維持管理費はその照明にかかわっては 12 万程度ということではないのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 車両センター所長。

○車両センター所長（森 範康） 委員ご質問のとおり数字になるかと思います。

○委員長（乾 邦廣） 前川委員。

○1番(前川雅志) 238ページ、3目、15工事請負費の火災報知機取付工事について伺いますが、先ほど、道と町で1,205個の住宅が、町営、道営住宅があるというお話だったのですが、1戸に一つつけたりとか、二つつけたりとかという場合も想定はされるのかなと思うのですが、全体的に火災報知機の数は何個ぐらい見込んでいるかということと、その予算は幾らかということ。

併せて、かなり大きな金額になってくると思うのですが、多くのメーカーや業者がある中で、どのように発注をなされるのか、お伺いをいたします。

○委員長(乾 邦廣) 施設課長。

○施設課長(古川耕一) 火災報知機の関係でございます。

取付け個数につきましては、道営住宅を抜かしまして、幕別町で888戸あるわけですけれども、そのうち政策空き家を抜かしまして、取付け戸数については804戸分を今考えております。

それで、取付け戸数でございますけれども、寝室となるところにつきましては全部配置をしたいということで、数としては1,722個ほど考えております。

金額につきましては、大体900万程度の予算を上げさせていただいているものでございます。

あと、設置につきましては、消防法で全部周知している中においては、取付け位置については明確になっておりますので、個人でもよろしいのですけれども、町の公営住宅につきましては、そういう資格を持った人間にお任せを、消防設備士の資格があった方がいいというようなこともございますので、その方にお願ひできるような方法でというふうを考えているところでございます。

○委員長(乾 邦廣) 施設課長。

○施設課長(古川耕一) 申し訳ございません。答弁が漏れておりました。

発注方法につきましては、今、入札を考えております。

○委員長(乾 邦廣) ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了いたします。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅 好弘) それでは、9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

139ページをご覧いただきたいと思っております。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度予算額5億6,188万円であります。

本目は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。

2目非常日消防費、本年度予算額3,239万円あります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等通常団費といわれる経費の分担金であります。

3目水防費、本年度予算額77万9,000円でございます。

災害に備えての費用であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(乾 邦廣) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 9款消防費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（乾 邦廣） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は、10時から開会いたします。

16：50 散会

平成19年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成19年3月14日
開会 10時00分 閉会 15時55分
- 2 場 所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委 員 (26名)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|---------|
| 1 前川雅志 | 2 芳滝 仁 | 3 前川敏春 | 4 牧野茂敏 | 5 草野奉常 |
| 6 岡田和志 | 7 中村弘子 | 8 大坂雄一 | 9 中橋友子 | |
| 11 中野敏勝 | 12 伊東昭雄 | 13 助川順一 | 14 杉山晴夫 | 15 齊藤順教 |
| 16 堀川貴庸 | 18 小田良一 | 19 増田武夫 | 20 野原恵子 | |
| 21 永井繁樹 | 22 千葉幹雄 | 24 古川 稔 | 25 佐々木芳男 | 26 南山弘美 |
| 27 杉坂達男 | 28 大野和政 | 29 瀬瀬太郎 | | |

② 委員長 乾 邦廣

③ 議 長 本保証喜

④ 説明員

町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 税務課長 前川満博 保健課長 久保雅昭
町民課長 田村修一 水道課長 橋本孝男 会計課長 鎌田光洋
学校教育課長 八代芳雄 学校給食センター所長 仲上雄治
生涯学習課長 長谷 繁 図書館長 平野利夫 地域振興課長 姉崎二三男
保健福祉課長 野坂正美 建設課長 吉田隆一 教育課長 中川正則
ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

4 欠席委員

23 坂本 偉

5 審査事件 平成19年度幕別町一般会計ほか9会計予算審査

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 乾 邦 廣

議事の経過

(平成 19 年 3 月 14 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（乾 邦廣） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、本日、坂本委員より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告をいたします。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 10 款教育費につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の 140 ページから 172 ページになります。

1 項教育総務費、1 目の教育委員会費は、教育委員 4 名の報酬、旅費、交際費などの費用でありまして、本年度予算額 272 万 8,000 円を計上しております。

2 目事務局費は、教育委員会事務局の管理運営及び事務並びに臨時職員等の共済費、さらには各種負担金などに係る費用であります。本年度予算額 2,383 万 5,000 円であります。

1 節の報酬の中に、学校あり方検討会委員報酬ですが、当初は 18 年度中に答申を頂く予定でありました。

しかし、若干 19 年度にずれ込むことが予想されますので、会議 3 回分の予算を計上させていただきました。

141 ページをお開きください。

18 節の備品購入費は、教育委員会事務所の暖房機の更新であります。

19 節の負担金補助及び交付金ですが、新しいものでは、142 ページの細節 12 と 13 にありますように、幕別小学校と札内南小学校の開校 30 周年に当たりますので、記念事業に対する補助金を交付するものであります。

次、3 目教育財産費、本年度予算額 3,846 万 9,000 円であります。

本目は、学校及び教職員住宅等の維持管理に要する費用であります。

11 節需用費、修繕料は、町内 15 校の校舎内外、教員住宅などの修繕に要するものであります。

143 ページ、13 節委託料のうち、細節 10 で、札内中学校校舎の耐震補強及び改修に係る設計委託料。また、11 では、札内東中学校のグラウンド整備に係る設計委託料を計上しております。

15 節の工事請負費につきましては、学校及び教員住宅の維持管理上、緊急を要する工事に対応する予算であります。

次に、4 目スクールバス管理費につきましては、本年度予算額 6,487 万 2,000 円を計上しておりますが、これはスクールバス直営 3 路線と委託 8 路線の運行に要する費用であります。

続きまして、144 ページ、5 目国際化教育推進事業費、本年度予算額を 1,095 万 2,000 円としております。

本目は、国際交流員 2 名の賃金、共済費等に要する費用であります。

次に、145 ページになります。

6 目学校給食センター管理費、本年度予算額 1 億 8,067 万 2,000 円であります。

本目につきましては、学校給食センターの管理運営及び給食調理にかかわる費用であります。

ちなみに、本年度の給食数は、幕別 2,670 食、忠類 150 食、合わせまして 2,820 食。

また、給食日数を 193 日と見込んでおります。

7 節の賃金は、幕別 12 名、忠類 3 名の調理員の賃金。

11 節の需用費は、センターの光熱水費や給食の材料費などが主なものであります。

次、147 ページ、2 項小学校費、1 目の学校管理費につきましては、小学校 10 校の管理に要する費用であります。本年度予算額 1 億 2,733 万 3,000 円です。

7 節の賃金につきましては、事務補助職員 4 名分、指導助手 3 名分、コーディネーター推進員 1 名分の賃金であります。

コーディネーター推進員ですけれども、平成 19 年度から特別支援教育が明確に位置付けされましたことに伴い、障害のある子供たちへの教育の充実を図るために、推進員を配置して、各学校に対する助言や支援を行うものであります。

なお、コーディネーター推進員は、小学校管理費に 1 名分、中学校管理費に 1 名分それぞれ計上させていただきます。

次に、149 ページ、13 節委託料は、学校管理、清掃、警備などに要する委託経費であります。

次に、2 目教育振興費につきましては、小学校の教育振興にかかわる費用でありまして、本年度予算額 4,908 万 7,000 円の計上です。

11 節需用費の消耗品は、児童にかかわる教材購入費用。そして、教師用の教科書の購入。

14 節使用料及び賃借料は、幕別小学校分のコンピュータ借上費用であります。

18 節の備品購入費ですが、備荒資金組合資金の活用によりまして、計画的に購入を進めておりますコンピュータの償還分を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金では、スケートリンク造成や学校で行う独自の教育活動に対するいわゆる生きる力を育む教育活動支援事業。

また、学校・家庭・地域の一層の教育連携を目指した地域教育連携支援事業などに対する交付金であります。

続きまして、150 ページ、3 項中学校費、1 目学校管理費、本年度予算額 9,492 万 4,000 円。

本目につきましては、中学校 5 校の管理に要する費用であります。

7 節の賃金につきましては、事務補助職員 2 名分と心の教室相談員。

それから、特別支援のコーディネーター推進員の賃金であります。

ページ開いていただきまして、飛びまして、152 ページになりますが、上から 2 段目に 18 節備品購入費がありますが、札内東中学校に机と椅子を購入するものであります。

次、2 目教育振興費、本年度予算額、3,506 万 3,000 円。

本目は、中学校の教育振興にかかわる費用であります。

11 節需用費、細節の消耗品は、生徒用の教材、教師用指導書、教師用教科書などを購入するものであります。

14 節の使用料及び賃借料は、2 校分のコンピュータ借上料。

18 節の備品購入費は、主に教育機器や図書などの購入費用であります。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、先ほどの小学校費同様、スケートリンクや生きる力を育む教育活動支援事業、地域教育連携支援事業などに対する交付金であります。

次、153 ページ、4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、本年度予算額 1,095 万 2,000 円。

本項につきましては、わかば幼稚園の管理にかかわる費用であります。

7 節の賃金におきましては、疑障害児 5 名の対応に臨時教諭 3 名を雇用する分と、嘱託職員に要する費用であります。

154 ページ、2 目教育振興費は、わかば幼稚園の教育振興に要するものですが、本年度予算額 1,831 万 7,000 円を計上しております。

主なものとしましては、20 節の扶助費でありまして、公立と私立の幼稚園就園奨励にかかわる扶助であります。

続きまして、155 ページ。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、本年度予算額 1,747 万 1,000 円です。

本目は、社会教育委員の 15 名の報酬、生涯学習アドバイザーの人件費のほか、各種団体等に対する

補助金などであります。

9 節旅費の細節 3 特別旅費につきましては、海外研修や国内研修の引率分。

また、19 節負担金補助及び交付金は、国内や海外研修などに要する経費が主であります。

次に、156 ページ、2 目公民館費、本年度予算額 956 万 8,000 円であります。

本目は、糠内、駒島の両公民館及び少年自然の家、学び舎 2 館の管理運営などに要する経費ですが、このうち 8 節の報償費の講師謝礼は、しらかば大学やナウマン大学の各種講座に要するものであります。

次、157 ページの 19 節負担金補助及び交付金につきましては、公民館まつりや家庭教育学級などへの活動補助であります。

続きまして、3 目保健体育費。

本目は、体育指導員 12 名の報酬及び大会参加の奨励金、体育施設の管理運営、スポーツ団体への補助などに要したものであります。

本年度予算額 5,164 万 3,000 円を計上しております。

7 節賃金は、主にプール監視員に係る経費。

8 節報償費は、小中学生が全国全道大会に出場する際の参加経費の助成。

需用費、役務費、そして 159 ページに渡る委託料がありますが、金額が大変多くなっておりますけれども、プールやクマガラハウス、運動公園内の施設に係る管理費用であります。

159 ページの 19 節負担金補助及び交付金につきましては、各種団体の活動費の助成が主であります。

次に、160 ページ、4 目青少年育成費、本年度予算額は、1,547 万 3,000 円であります。

本目は、青少年問題協議会委員 20 名の報酬のほか、学童保育所 2 カ所の管理運営費用、児童生徒健全育成団体への活動補助などであります。

次に、161 ページ、5 目町民会館費、本年度予算額 2,136 万 6,000 円。

本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。主に光熱水費や管理清掃委託料の金額が大きいものと思っております。

162 ページ、6 目郷土館費につきましては、本年度予算額 1,032 万 8,000 円でありまして、主に文化材審議委員 5 名の報酬、ふるさと館並びに蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。

次、163 ページになります。

15 節工事請負費は、ふるさと館の受電施設の設備の更新。

164 ページ、19 節の負担金補助及び交付金、細節 6 の文化財保存補助金につきましては、糠内の獅子舞保存会、忠類のナウマン太鼓保存会それぞれ調整するものであります。

7 目ナウマン象記念館管理費。

本目は、ナウマン象記念館の管理運営に要する人件費や光熱水費などが主であります。本年度予算額は 1,124 万 8,000 円であります。

続きまして、165 ページ、8 目スポーツセンター管理費、本年度予算額 5,326 万 7,000 円を計上するものですが、本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館 3 館の管理運営に要する費用であります。

特に 167 ページになります。

18 節の備品購入費では、札内スポーツセンターのエアロバイク、ランニングマシンの更新費用を計上させていただいております。

次に、8 目図書館管理費、本年度予算額 3,493 万 4,000 円であります。

本目は、図書館の管理運営に要するものであります。7 節の賃金は、支所運転手などに係る臨時職員の人件費。

168 ページの 18 節備品購入費につきましては、本館と各分館に新規に図書資料や映像資料を購入するものであります。

次、169 ページ、10 目百年記念ホール管理費は、百年記念ホールの管理運理に要する費用ですが、今

年度予算額 6,028 万 5,000 円の計上であります。

8 節報償費は、各種講座・講演会などの講師謝礼。

金額が大きくなっておりますが、11 節の需用費は、主に光熱水費。

170 ページ、13 節の委託料は、主に清掃や舞台機器操作に係る費用であります。

171 ページ、19 節の負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場の交付金。文化団体への活動補助が主であります。

なお、生涯学習講演会やサロンコンサートにつきましては、昨年に引き続き、忠類地域でも開催を予定しております。

最後に、11 目文化材調査費。文化財の発掘調査に要する経費であります。本年度予算額 2,137 万円です。

本年度の調査は、札内桂町の札内K遺跡でありまして、調査員、作業員の賃金や消耗品代、借上料などを計上させていただいております。

なお、特定財源の欄に記載してありますが、埋蔵文化材の補助要綱によりまして、かかる経費は国が 2 分の 1、道と町がそれぞれ 4 分の 1 の負担となっております。

以上、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

野原委員。

○20 番（野原恵子） 3 点についてお伺いいたします。

145 ページ、11 節需要費の学校給食費ですが、この間、学校給食にかかわっては、地場産の食材を使っていくことを求めてまいりました。

お母さんたちからも、そういう点では幕別の野菜を使っていることですか、十勝産の小麦を使っているとか、大変好評です。

それで、もう 1 点ですが、生産者と直接契約をいたしまして、食材を購入する。その点、これから検討していくということでしたが、どのように進められてきているか、お聞きしたいと思います。

もう 1 点は、150 ページの 7 節、その賃金で、心の教室の相談員の件ですが、この相談件数は何件くらいありまして、どういう利用状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つは学校施設全般なのですが、昨日も保健福祉センターで禁煙を実施してほしいということで検討していくということでしたが、学校施設の中でも子供たちへの影響ですとか、そういうことから禁煙にしてほしいという要望も出されております。

その点について、お伺いをいたします。

○委員長（乾 邦廣） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） 生産者からの直接購入についての検討ということでの質問に答えさせていただきます。

生産者からの直接購入という形になりますと、給食センターの場合、前回の答弁でも教育長が述べているところでもあります。野菜等同日納入、その日の朝の当日納入で、100 キロとか 150 キロというような形。

あるいは、1 カ月を通じてその日絶対使うものが、当日、仮にないなどということになると、非常に給食に支障を来すなどということ等がございまして、何らかの案があればということの検討はしているのですが、現状では非常に難しいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） まず、2 点目の心の教室相談員の関係でございますけれども、まだ 18 年度の集計ができておりませんので、17 年度の数字でご報告申し上げたいと思いますが、年間の相談件数は 117 件となっております。

内容としましては、不登校の関係ですとか、友人関係、家庭の関係だとか、進路に関する相談だとい

うふうに聞いております。

それから、3点目の学校施設内での禁煙のことでございますけれども、基本的に今、委員会として把握している範囲は、学校として完全分煙をやっているというふうに理解をしております。

学校によりましては、喫煙場所を校舎外にしているところがございますので、そこについては、校舎内での禁煙ということが成り立っているかと思いますが、その区域に喫煙の環境があるというのは事実でありまして、禁煙というような形がとれているというふうに言い切れるものではないかと思っております。

ただ、今、完全分煙が行われている中では、生徒に対する受動喫煙というものは存在しないというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○20番（野原恵子） 学校給食の食材の件ですが、現実では難しいというお答えでしたけれども、全ての野菜というふうにすれば確かに難しいと思います。

けれども、貯蔵しておくことのできる野菜、芋とかにんじんとか根菜類ですとか。そういうところは貯蔵していくところを検討していけば、年間通してそういう幕別の野菜を生産者から直接購入して使用していくということは可能ではないかと思うのですが、そういう点での検討。

それから、直接、生産者とお話して、そういう対応ができることがあると思うのですが、それは生産者の中で、子育てしているお母さんたちからも、そういう提案があれば考えてもいいという、そういうお答えも頂いていますので、そういう検討も必要ではないかと思いますが、その点、お伺いしたいと思います。

それから、心の教室の相談員ですが、利用者が多いのかなというふうに思うのですが、今、携帯ですとか、それからパソコン、ネット上でのいろいろな問題もありまして、親の知らない、大人の知らない部分でのいじめ被害ですとかあるというふうにも聞いておりますが、そういうことも対応されているのではないかと思うのですが、そういうことも相談の中にあるのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

それから、学校施設の中での禁煙、校舎外で喫煙をしているということもお話、今答えありましたけれども、今、調査の中では子供たちも将来たばこを吸わないという子供たちがだんだん増えてきているというアンケートの結果なんかも見ましても、大人たちが禁煙をしているという、そういう状況を見ていく中で、将来的にすわないという、そういう子供たちが増えてきていると思うのです。

学校施設の中で、吸わない、それから、玄関で吸っている。そういう状況を子供たちが目の当たりで見るとするのは、やはりたばこを吸っていてもいいのかなというふうな影響も与えると思うので、校舎内禁煙というのが、敷地内禁煙というのが、これからの保護者ですとか、そういうところからの要望になってくると思いますし、子供に与える影響も大きいと思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） 芋とかにんじんとか、根菜類についての貯蔵施設の検討という質問に答えさせていただきます。

給食センターに係る管理運営指導、道とか国とかの基準でございましてけれども、この中で、生鮮食品については、貯蔵ではなく、できるだけ同日納入が望ましいという指導をされているところであります。

そのようなことで、現状では貯蔵施設を検討するということは考えておりません。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 心の教室相談の関係ですけれども、携帯、パソコンというようなお話もございましてけれども、最近の子供たちは、電子機器を自在に使っているということもありまして、そういったケースもあろうかと思っておりますけれども、直接今のデータとして、何件あってこうだというようなことは把握しておりません。

それから、3点目の喫煙のことですけれども、昔、喫煙といいますと、子供たちの問題を議論していたのですが、今は先生の喫煙についてが話題になっていて、非常に管理としては課題として重く受け止

めておりますけれども、手本となるべきというところに観点を持っていくと、すべてのことをそういう見本とならなければならないということになるのかもしれないですけれども、そこは分煙という形の中で、子供に対する影響、受動喫煙を防ぐということをきちんとした中で、ストレスの多い先生方の職場の中で、分煙がラインかなと思って考えております。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○20番（野原恵子） 食材の件ですけれども、貯蔵施設、当日納入がネックだと、今お答えになりましたけれども、貯蔵ということであれば、根菜類はどこかに貯蔵しておいて、それで当日納入というふうになると思うのですね。

そういう点では、今の生産者も貯蔵庫を持ってありますし、農協の協力を得る。そういう形で貯蔵しておくことはできると思うのです。

それで、給食センターで当日納入というのは可能だと思うのですが、そういう点で生産者から直接購入という方向はとれないのだろうかという点をもう一度お聞きしたいと思います。

それから、教職員のストレスがあるので分煙でということでしたけれども、皆さんたばこを吸わない方もいらっしゃいます。教職員の中には。

それで、今、分煙ということで当面とおっしゃいましたけれども、敷地内禁煙というのは、これからどこでもとっていかなければならない対応になっていくのではないかと思います。

そういう点では、教育の現場であるそういう施設の中から、敷地内禁煙ということは必要ではないかと思うのですが、その点について、お伺いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） 生産者が貯蔵して、当日、給食センターに間違いなく持ってくる。なおかつ、給食センターに求められるように安定供給ができるというような形があれば検討を当然するというにはなると思うのですけれども、現状で、給食センターの使う量、あるいは何月何日に何キロ持ってきてくださいというような指示の中で、それが安定的にできるかというところについては、どうしても危険性を感じているところでございます。

そういう条件が、当然整うような状態であれば、当然、検討をしたいと考えております。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 敷地内の全面禁煙という目標ということですので、検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 野原委員。

○20番（野原恵子） 今、農協の貯蔵ということでは、業者さん、お菓子メーカーですとか、そういうところで貯蔵して、農協で貯蔵して使用している。そういうこともあるわけですから、学校給食の食材を農協で貯蔵してもらっておいて、それで当日納入してもらおう。そういうことを話合いの中で解決されていくのではないかと思います。そういう姿勢で臨むことが大事だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 今、学校給食の食材の関係ですけれども、いろんな問題が、今、所長が話したようにあるということなのですよ。

それで、まず、貯蔵施設の問題、それから、量的な問題、それから、新鮮度、安全・安心の問題。いろいろあるかと思います。

ただ、今、状況としましては、業者を選定して、月ごとに契約をしているという状況がありますので、そうなりますと、月ごとの契約の自体も考えなければならない。こういう問題もあります。

だから、いろんな面でそういう面も含めながら、きっと可能な生産者から直接取り寄せるものも、可能なものもあると思うのですよね。

そういったものもちょっともう一度テーブルの上のせて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、敷地内禁煙の関係ですけれども、まず、学校としての問題なのですけれども、いずれにしても禁煙の方向で進んでいることは間違いありません。

だから、各学校によって禁煙を、完全分煙にしたり外で吸ったりという工夫をしながらやっているのですけれども、町としてどう、公共施設もありますので、学校だけでなく、どう取り扱っていくかという問題、今現在、長部局とも協議中でありますので、そういう敷地内禁煙の関係につきまして、学校だけという形に恐らくならないと思いますので、町内全体を含めながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

牧野委員。

○4番（牧野茂敏） ページ数は140ページの細節の1の報酬のところなのですが、学校あり方検討委員会、これは去年度から立ち上げていますけれども、先ほど、答申はまだ19年度というお話でしたが、今の進捗状況とか、あるいは19年度のいつごろ、これが答申されるか、まず一つお伺いしたいと思います。

それと、関連があると思いますので。中学校の通学区域の問題なのですけれども、札内北小が通学区域の弾力化というようなことで、13年度から進まれていると思います。

それで、札内中学校と札内東中学校に振り分けて、希望者が通学されていると思いますけれども、その人数、札内中学校に何人、東中学校に何人って、わかりましたらお教えいただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） まず、1点目のあり方検討委員会でございますけれども、進捗率といえますか、立ち上げてから年度末までの間に、各月ごとに2部会に分かれまして、協議を重ねております。

1部会につきましては、適正配置にかかわること。

2部会につきましては、通学区域にかかわること、部会でそれぞれの協議をしております。

2月の末までの間に、かなりなところまで煮詰まって、素案の骨子のところまでの組立てはできておりますけれども、各部会の承認を得た後、全体会議でご意見を頂くということを、可能であれば、3月末ぐらいに、それを仕上げ、4月には答申ができるかなという、そういうような作業スタンスでございます。

それから、2点目の通学区域のことでございますけれども、平成18年の実績ですけれども、北小の生徒のうち、札中に進学したのは24名、東中には32名という比率で、4対2で札内中学校4割、東中6割というような形でした。

今、平成19年度に予定している、これは一応年度末に保護者と本人の希望を確認して、数字を確定するのですけれども、そこでは、札内中学校が58人、それから東中学校が22人ということで、7対3の割合で、今度は札内中学校が多くなるというような現象がおきております。

過去にも平成15年にも一度札内中学校が大きくなるということがございましたけれども、そういった動きになっております。

○委員長（乾 邦廣） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） あり方検討会についてはよくわかりました。

それで、今、北小の中学校の通学区域の話なのですけれども、これ、バランスが非常に悪くなったとき、例えば、施設だとか人的配置だとか。許可されていますから、調整ということはできないのだと思いますけれども、これからいろんな現象が起きてきて、例えば、部活動なんかでも、こっちの中学校がいいからそっちへ流れるとか。

あるいは、いろんな生徒指導の面でも偏るというようなことは考えられないでしょうか。

そういったことも含めて、今後、どういった対応をされるのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 現在、札内地域の中学校の問題でありますけれども、東中と札中の関係。割合が逆転している状況にあります。

これはおっしゃるとおり、部活ですとか生徒指導の関係もございまして、友人関係もございまして、一人こちらの方に行きたいということになれば、俺も俺もということになって、そちらに流れる傾向があると。

これは毎年毎年逆転するのかわかるといったらそうでもなくて、札中よりも東中の方が多いい年もあるわけですし、その年になってみなければよくわからないという状況がありますので、何ともお答えのしようがないのですけれども、非常にバランスが悪くなっているというふうに思っております。

今の規定では、定員を定めているわけではございませんので、増えたら、もし増築が必要な場合は増築をしなければならない。こういう状況であります。

人的な問題につきましては、教職員の配置につきましては解決できると思っておりますが、施設の問題につきましては、ちょっと何とも今のところお答えのしようがないという状況であります。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） ページ数では155ページ。

1 社会教育総務費の、ここは報償費に成人式記念品のところにかかわってお尋ねするのですが、記念品そのものの問題もありますけれども、今、取り組まれております我が町での成人式のあり方について、このまま今のやり方を続行していったいいのかわかるかというような疑問の声がたくさんありますので、お尋ねしたいと思います。

以前は違った形で、たくさんの時間をとって、そして成人を迎えられた皆さんを町民みんなで祝うということを中心にしてながら、様々なイベント的なことも盛り込まれて、盛りだくさんの内容の成人式が行われてきたと思うのですよね。

ところが、参加者の全国的に乱れた参加状況というようなことが生じてきて、そのころから、今、かなり短時間でやっているというようなことで、実質的に式典そのものは数十分で終わっているのではないかとこのように思うのですよね。

それで、そういう現状の中から、本当に私たちは、お祝いされているのだろうかというような声なんかもありまして、それで、この内容については過去にも、この委員会などでも論議がありまして、成人を迎えられる人たちそのものにも実行委員会に入らせていただいて、内容を検討してやってきたのだということも聞いているのですが、現状がどんどんそういうふうになっていくものですから、今の取組の状況と、この状況についてどんなふうに対応して、今後ともこういう携帯でやろうとされているのかどうか、伺いたいと思います。

それと、もう一つはこの33万6,000円の成人式記念品であります、どんなものを予定されて予算が組まれているのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、記念品なのですが、この2年ばかりは図書カードですね。

古くはテレホンカードですとか、あと、3年前、4年前は、町内で木工をやられている方がいらっしやいましたので、お皿とか時計というものもありました。

ところが、なかなかこの記念品というのは難しく、いいという人もいれば、こんなもの。はっきり言えばそういう評価まであるのですね。

ですから、すべての成人の皆さんが満足してくれる記念品というのは、今時はなかなか難しいかと思っております。

これは私たちずっと毎年、時期が来るたび、実は悩んでいるところなのです。

それで、最近の図書カードということでは、これはうちの町では読書活動等もございまして、成人になってもまた本を読んでいただきたいという、そういう思いを込めてお送りをしております。

今後のあり方ということです。

実行委員会形式ということになって、かなり経つと思っております。

例年、大体5、6名の方にお集まりを頂いて、自分たちでつくっていきましょうということで、まずはお話を申し上げます。

そして、例えば、昨年はこういったような式次第でやってきましたと、そういう説明もした上で、希望があれば、これは実行委員会でやるのですから、それは自由ですよというお話をしています。

ですが、毎年やはり見た感じは前年踏襲と思われるかもしれませんが、そんなような式の持ち方になっています。

それと、やはり成人の皆さんとお話している中では、ひさしぶりになつかしい友達と合えると。そういえば、中学校出て以来初めて会ったという人たちもかなりいます。

そういう人たちの待ち合わせ場所といますか、私はそういう捉え方もしております。

ですから、成人式が単におごそかな式典というだけではなくて、そんなような成人者自身の考え方もございますので、とにかく当事者の考え方を尊重して、これからも成人式は行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 私も同感なのです。

参加者の皆さんからお話を聞きますと、友達と会えるのが一番楽しいのだと。そして、そこで交流ができるのがいいのだということなのです。

それで、当事者の意向を一番大事にしながらやるということも大事なところだと思いますから、そういう流れを汲んで、今の形になっているということは認めております。

ただ、その参加者の人たちは、長くおしゃべりもしていただいのだけれども、式典そのものの短い時間と、いつまでもその会場にいるということにもならないのだというようなこともありまして、もっとプログラムの中に、たつぷりと友達と交流できるような時間が組んでいただければ、違った形になるのではないかというような声もあります。

それと、今年からは忠類の方からも参加されておりますから、今年は特に気候が悪かったので、1時間以上かかって来られたということなのですが、実質的に式典そのものは、二十数分ですか。という形で、友達の交流といっても、向こうの人たちは限られた人数でしょうし。

そういうふうになると、やっぱりもうちょっと工夫をして、どこにポイントを置くかということにはなってくるのだと思うのですけれども、本当の意味で町民が成人を祝うのだと。みんなを大人になったことを本当に誇りに思うのだというような形にさせていく。難しい面ありますけど、そういう組立てが大事なのだろうなというふうに思うのですよね。

それで、今年は随分夕張で取り組まれた成人式が話題になりましたよね。

マスコミの影響もあるのだろうと思うのですけれども、いわば手づくりの成人式ということだったと思います。

ですから、自主的にいろんな実行委員会に入っていて、やっていただくところのアドバイスの部分で、もっともっと多面的な考えが持てるようなまわりからの委員会としての援助といいますか、その辺ももっと深める必要があるのではないかと思いますかどうか。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 実際にはいろんな悩みというか難しいところがあります。

振り返れば私たちの世代のころの成人式であれば、地元によくの仲間がいました。

ですから、実行委員会を組むといっても、声をかければすぐ友達づてにどんどん集まったというふうに記憶しています。

ところが、今は、例えば、大学進学だとか、あと、勤めていてもすごく忙しいのです。

ですから、実際に実行委員会のメンバー5人、6人揃ってもらおうということ自体が今とても難しいです。

そこで、やはり、効率的にというと、ちょっと誤解しないでほしいのですけれども、やっぱり短時間で手際よくプランを仕上げていく。

やはり、実際に集まってくれる実行委員もやはりそういう気持ちのように、私からは思います。

ですから、いろんな演出ですとか、イベントだとか、考えられることは考えられるのですが、それを本当に実行委員会の力で形にしていくというそういった余裕、特に時間の面では、私はちょっと難しいのかなと思います。

夕張については、私はある意味ふだんはないエネルギーというのがふっと出てくる。そういういろんな条件があったからだというふうに捉えています。

それが幕別で絶対に起こらないとは申し上げませんが、やはり何かのきっかけがなければ、なかなかそういうことは難しいのではないかなと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） そういう現状であれば、なおのこと教育委員会側の姿勢といいますか、なかなか実行委員の人に集まっていただくことそのものも難しいような状況であれば、委員会としてのプランの立て方、毎年毎年これでいいのかどうか。

成人ですから保護者の意向ということにはもうなりませんけれども、やはりきちっと参加した人たちの感想なども聞いていただいて、そして新しい年の成人式を築き上げるという、そういうふうにしていくことが大事ではないかと思うのですよね。

それともう一つ、場所の問題で、以前は札内も百年ホールも使ってやってられましたよね。

このところずっとこちらの町民会館だけなのですが、これは何か理由があって、そういうふうになされているのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 申し訳ありません。

百年ホールでの実施というのは、私ちょっと把握していないので申し訳ないですけども。以前あったということで、すみません。

ちょっと町民会館に固定になったという理由までは把握はしていないのですけども、今の人数からいいますと、百年ホールの大ホールでやると、かなり前の方でちょっとで終わってしまいますよね。

そういったこともあったのかなと。

今の人数でいきますと、町民会館での席が埋まりきるというところまではいきません。

詰めて座れば3分の2ぐらいになりますでしょうか。

だから、ちょうどいい雰囲気の中で、コンパクトなスペースの中で、集いが持てるということで、今、町民会館を選択しているのでないかなというふうに思われます。

それから、実行委員会のことなのですが、私たちの姿勢としては、やはり成人する皆さん自身が自分たちで考えてつくりあげていく。

これはやはり一番大事にしたいと思います。

教育委員会の方でおしきせの、こちらが良かれと思ってでも、いろんな演出だとか余りこちらが過度に手を出していくということはずに、今のやり方というのを、まだ続けていきたいと思えます。

あと、式が終わった後に、私たちも実行委員はじめ、知ったか鬼はどうだったというふうに聞きます。おおむねやはり満足のようなようです。

知っているからリップサービスで言ってくれるのかもしれませんが。

ですが、長い時間あそこに座らせられるよりは、ちょうどいい時間だった。そういう声が多いように思われます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 場所の問題では、実はこんな意見があったのです。

過去に障害を持って成人式に参加された保護者の方だったのですけれども、自分のその障害を持った子供が成人を迎えるときには、たまたま町民会館だったのだそうですね。

そうすると、車椅子のまま上げていくのは本当に大変だったのだそうですね。

それで、百年記念ホールの方でしたら、そういうことは解消されるというようなこともありまして、

そういう状況も判断して、場所の検討というふうにはならないのだろうかということもあったものですから、そういうことも是非含めて、今後は考えていただきたいと思ひますし、みんな満足だという答えということでもありますから、そこまでしか届いていないのだなというふうには思ひますが、実際、私たちのところには、不満足という声もたくさん届いておりますので、もっとその辺、幅広く、ウイング広げられて聞いていただいて、今後に生かしていただきたい。そう思ひます。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 長谷課長、風邪を引いておられて、非常につらそうですので、最後ちょっと私がお答えしたいのですけれども、今のお話、十分、課長のお話もおわかりいただけたと思ひますし、中橋委員さんも状況はご存知だというふうに思っております。

ただ、私どもの方には、中橋委員さんがおっしゃるような意見が余り届いておりませんので、十分ご意見はわかりました。

少しアドバイスの関係、少し検討してみたいというふうに思っております。

それから、会場の関係ですけれども、町民会館を利用した理由につきまして、今ちょっと聞いたのですが、祝賀会があったので町民会館を利用したという話ですので、これは百年ホールでもこちらは一向に構いません。

ただ、場所的に今年の様子を見ますと、町民会館がちょうどいいかなという感じは受けました。

百年記念ホールの大ホールですと、本当に前列の席ぐらいかなというふうに思っておりますが、これはいずれにしても参加者の希望を聞いて、会場を決めていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 157ページの保健体育費の関係。全道・全国大会に参加する人たちの援助だという、こういうことであります。

今、全道・全国大会に参加する、中体連ですとかいろいろな形があるかと思ひますけれども、最近では、部活も必ずしも全員が参加ということにはなっていないようでもありますけれども、しかしながら、教育の一環として、スポーツ活動に努力をして、そして全道・全国大会に出て行くわけですので、経済的な負担をかけないように配慮していくことも一つ必要ではないかというふうに思ひます。

以前は、忠類でも幕別でも、全額助成していただいていたわけですがけれども、最近はそうならないようでもあります。

生活に困難な家庭に対する援助は特別考えておられるとは思ひますけれども、そうした点で、子供たちが嫌な思いといひますか、積極的にそういうものに喜んで参加していかれないような状況はつくってほしくないというふうに思ひますけれども、そうした点、どういう配慮しているか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 以前は確かに全額ではないですけども、交通費が実費と、それから宿泊料が5,000円までという助成をしておりました。

今はその2分の1としております。

一つには、なぜこういう以前よりも絞った形にしたかということなのですが、一つは予算がどんどん膨らんでまいりました。

かつては300万ぐらいだったと思ひます、年間。

それが今は2倍を越えてまいりました。

今はというのは17年度ですね。

その増えてきた理由ということなのですが、一つには、大会の数がすごく増えました。以前よりは、特に少年団の方です。

中学校ではなくて、少年団の方ですね。小学生を対象とした大会がとて増えてまいりました。

中にはスポンサーシップの大会もございます。

企業が主催しているような、そういったところですね。

そういったところまで含めて、公費でどこまで出せばいいのだろう。これはずっと懸案でございました。

それで、確かに頑張っ上りの大会へ行けることへのご褒美といいますか、お祝いといいますか。そういった意味合いです。もちろん負担の軽減はございますよ。

ですが、それを公費で全額見るといのはどうなのだろうと。良かったね。町も保護者も半分と。そして元気で行っておいでと。そういう制度でよいのではないか。

そして、私たち管内状況も調べました。

未だに全額に近い補助をされている自治体もございます。

これは年間の数が少ないのですね。

ですからできるのです、それは。

700万、800万というラインになってきますと、これも毎年動きますし。

それから、帯広、音更含めて、あと、それ以外の町村でも最近見直しの動きがやはり増えてきております。

全額補助のあり方というのを見直してくるといのがとても増えてまいりました。

そういった管内状況もございます。

我が町の財政状況もございます。

それと、公費負担をどこまでとかという観点もございます。

そういった結果でこの見直しをさせていただいております。

なお、就学援助受けられている家庭に関しては、従来どおりお出しするように、扶助費の方で見えます。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） いろんな大会が増えてきたりということに困難だ。そういう状況もわかります。

例えば、中学校の部活などで、中体連の大会だとか、そういう何でもかんでもということにはならないかと思えますけれども、そういう中学校教育の中で、積み上げられてきたものがつなげていような大会もあると思うのですよね。

少なくともそういうものについては、みんなが余り嫌な思いをしないで、参加できていような援助はどうしても必要だというふうに思うのですよね。

だから、そうした点で、就学援助を受けておられる方には全額という、そういう配慮もされているようですので、そういうことは続けていってほしいと思えますけれども、そういう大会、どの大会もということではなくて、やはり学校教育の中の一環としてやっていっているようなものについては、そうしていくべきではないかというふうに考えたものですから、話したわけですが、その辺はどうでしょう。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 今、大会の援助の話ですけれども、今、生涯学習課長がお話したように、大会の数が膨大に増えてまいりました。

ただ、私どもとしましては、学校の大会だけに絞るといのはちょっと困難があるのかなという感じはいたします。

そういう点も含めまして、本当は見直したばかりなのですけれども、もう一度そういうことも頭におきまして、内部だけでちょっと協議させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 芳滝委員。

○2番（芳滝 仁） 153ページのところだと思っておりますが、中学校費の教育振興費、19節負担金補助及び交付金の細節7の生きる力を育む教育活動支援事業交付金のところで、少しお伺いしたいのでありますが、この間、札内中学校にお伺いをいたしましたら、バスで通学をされていらっしゃる方だとか、子供たちがいるということ。

その待ち時間を利用して、空き室で補助事業のような形の取組をされておって、端的に言えば、国語が苦手な子供たちだとか、漢字が苦手な子供たちだとかというような形で、その実施をされている

ようであります。

非常にそれが、子供たちが嫌がるかと思ったら、手を挙げてそういうところに参加をされて、非常に保護者にも喜ばれて、子供たちも喜んでいるという、そういうお話を聞かせていただいて、これが生きる力のところに入るのか入らないのかわからないのでありますけれども、学校内でそういう取組をされていらっしゃる。

これは、私は、札内中学校の取組として非常に評価されていいのではないかなというふうに思うわけがあります。

具的にほかの中学校でもこういう形で切磋琢磨して、底上げをして、そして子供たちが元気に学校に快活に、このような形のそういう指導と申しますか、活動と申しますか、そういうことがほかにもあれば、紹介をしていただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 質疑の途中でありますけれども、この際、11時10分まで休憩いたします。

11:00 休憩

11:10 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 札内中学校の事業のことでございますけれども、実際に実施されています事業につきましては、基礎学力をやるためのということで、いわゆる特別補修のような感じで、放課後に時間設定をして、そこに希望者を受け入れてということで実施されているというふうに聞いております。

大変成果を上げているということで、学校からは報告も受けているところです。

同様のことを東中も実施しておりますし、ほかの中学校についても、基礎学力の劣っている生徒については、個別に対応しているというふうに聞いております。

また、小学校につきましては、朝読書の時間帯を使いまして、100マス計算ですとか漢字の書き取り等も実施しながら、基礎学力の向上に努めているというふうに聞いております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

岡田委員。

○6番（岡田和志） 社会教育費の159ページ、体育連盟振興補助金について、お伺いしたいと思います。皆さんご承知のように、昨年、忠類体育連盟と幕別体育連盟、10月1日に合併をいたしまして、合併の以前であります。忠類地域においては、元来ずっと続いてまいりました開村記念運動会というのを長年やっておりましたが、合併協議により、この運動会が中止されました。

そこで、体育連盟の役員は、公区も含めていろいろ検討を重ねた結果、それと前後しますが、ふるさと忠類の日ということで、位置付けされたわけでございますが、それにちなんで、今までやっておりましたふるさと忠類運動会と称して、忠類地域の全員を対象にして、昨年は盛大に行うことができたところではあります。このことにつきまして、地域の総意といいますか、今年度も役員会もやったそうですし、その中でも、是非、ふるさと忠類運動会というのを、イベントとして、そしてまた、地域の人たちが一堂に会して情報交換、親睦も含めた中での有意義のおまつりといいますか、運動会にしたいという計画が、着々準備を進めておられるわけでございますが、このことにつきまして、どのように理解をされているか。将来に向かって、どのように協力をしていただけるかということ、この際お伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 今のお話は、忠類の今までの経過からお話を頂きました。

私も忠類ですので、事情は重々わかっております。

体育連盟主催により、ふるさと忠類の日に運動会を開催するという経過であります。

従来までは開村記念日に村主催で運動会を開催しておりました。

是非、そのような方向でお願いをしたいと思います。

協力体制ですけれども、これは総合支所の職員がお手伝いをするという形になるかと思えますけれども、私ども教育委員会では、ちょっと今のところは、今現在は何ともお答えができないものですから、総合支所の遠藤助役とも相談しながら、体制を整えていきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 岡田委員。

○6番（岡田和志） 体育連盟の忠類は非常に少なく、本町の体育連盟としてはほとんど各協会に行事を任せているということで、忠類地域は、体育連盟独自で行事を持っているという中で、なかなか役員だけではこういう大きなイベントをこなすということもできませんので、どうしても総合支所の方々のお手伝いを頂かなければ、なかなか大きなこのイベントをこなすことはできないのではないかと、こんなふうに思うわけでございます。

その点、今のところ教育課でお世話になっているところでございますけれども、地域振興課とか教育課とかということで、いずれにいたしましても、総合支所の中で、今までどおり協力をしていただければと思うのであります。

協力をお願いするという形だけで、終わりたいと思っております。

総合支所長、是非、よろしく願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 遠藤助役。

○助役（遠藤清一） 今、岡田委員からお話ございました運動会の関係でございますけれども、金銭的なことにつきましては別といたしましても、人的な支援、これにつきましては、集合していきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 142ページの3目、ここに職員住宅の貸付けについてお聞きいたしたいと思っておりますが、今、職員住宅は全部で何戸あるのか。

そして、その住宅に職員が何戸入っているのか。

それと、特例というのか、その他で一般の住民が入っておるとすれば、そのうちに何戸くらい入っているのか。一つお伺いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 現在、幕別町本町の方に140戸、忠類地区に23戸ということで、全戸数としては163戸ございます。

そのうち、老朽化していることもございまして、入居可能な戸数については158戸とされております。入居数ですけれども、全体では122戸が入居しております。

内訳として、うち教員は、90戸が教員でありまして、一般の入居は32戸というふうになっております。

○委員長（乾 邦廣） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 今、教員が90戸で、一般の方が32戸、3分の1入っておられるということですが、問題は、私がお聞きしたいのは、これだけ入っておって、入っていることはいいのですけれども、廃校になったとか、そういうところは問題ないのですけれども、今、学校でやられているところの一般の方が、その教員がそこに入って住みたいと言ったときには、スムーズに明渡しをしてもらえる。そういうような内容になっておるのか。

あるいは、今、そういう問題はないということであれば、その内容はどのようにして、内容になっているのか。その辺一つお聞きいたします。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 入居に関しましては、特別に一般の方にお入りいただいているものについては、まず、空いていることが条件として、例えば、この3月、4月の異動期に、すべて先生が納まっ

たと。その後に空いているものについて、利用していただくということで発想ですけれども。

契約自体は半年ごとに住宅を探していただく臨時的なということでの契約をさせていただいております。

ですから、ここでいうと、4月からですと、9月いっぱいまでで切れまして、そこからもう1回更新をするというような形をとっています。

通常、お話の中では、公営住宅等に申し込んでいただくことになっておりまして、その中で、今の公営住宅のルールでは、最優先になる件数とか応募数があるそうでして、そのところまでという、最長2年ということになろうかと思えますけれども、半年ごと契約を更新しているところでございます。

ただ、先生方の異動に伴って、年度末までに空けていただくということは必ずお話しておりますし、その中で不都合が生じているものについては、退去いただいているということもございます。

○委員長（乾 邦廣） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 今の説明では、半年ごとに出ていただくという契約になっておるので、教員はその学校に来て、ここに入りたいと言ったときには、半年は一つ我慢してくれよということですね。そういうふうに理解してよろしいのですか。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 4月の異動時に、全員の先生方の住宅の状況でありますとか、教員住宅に入られるかという希望の確認をいたしまして、そこで確定して、実際に空いているところにお入りいただいておりますので、年度途中で先生が、例えば、産休代替のような形で、突然臨時的にという場合についてはありますけれども、それ以外は基本的には空き家になっている状態ですので、そういう利用をいただいているということです。

ただ、契約は半年・半年となっております。

○委員長（乾 邦廣） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） ちょっと私、ちょっと聞いたのですけれども、そうすれば、4月の異動のときに、その学校でその住宅に入りたいと言ったときには入れるということですね。

はい、わかりました。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 152ページ、中学校費の2目教育振興費に係りまして、19節、細節4のスケートリンク整備交付金にかかわって質問いたします。

この予算に入る前に、18年度では、町営のアイスホッケーリンクの設置委託料及び造成管理費というのが、社会教育費に計上されています。

お聞きをしますと、この予算は今年度は執行されていないとお聞きします。

どういう理由で、まず、この町営アイスホッケーのリンクが予算執行されなかったのかという理由をまずお聞きしたいことと、そのことによって、かかわっている人たちに対してはどのような説明をされてきたのか。

その対策として、どういう方法を、対策をとられたか。

まず、これらについてお聞きします。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、町内のアイスホッケーリンクというのがもともと二つございました。

一つは、幕別中学校が体育の授業、部活で使うある意味専用リンクですね。

これが校地内にごございました。

そしてもう一つ、お話の町営のホッケーリンク。こちらは少年団が使っております。

それは幕別中学校のグラウンドに、冬期間造成するというのでやってまいりました。

18年度からなのですが、幕別中学校のアイスホッケー部が休部になりました。

したがいまして、そちらのリンクというのが体育の授業でしか使われない。放課後は空いているとい

うことがございました。

それで、少年団、それから学校の方にもご相談を申し上げまして、中学校のリンクを両方が使えないでしょうかということでお話をいたしました。

そこで、調整が整いましたので、従来、中学校のグラウンドにつくっていた少年団が使っていたホッケーリンクの造成をせずにということで18年度は行いました。

それで、費用なのですが、一つは中学校費の方で、学校のリンクに関してはみております。

そちらから10万円。

それから、少年団に対して、保健体育費の方から18万という支出を18年度は行いました。

これは、なぜそうしたかということなのですが、造成を終わった直後から、実際に除雪だとか製氷という作業は、少年団の後援会の方で行っていただいていたということですので、そちらへお金をお出ししたということがございます。

19年度は、当初から中学校費の方で全額見るということで、保健体育費の方には計上をしておりません。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 18年度にかかわっての措置は理解をできるところでありますが、中学校のホッケー一部が、もちろん今後また再開するというのも当然考えられますね。前提条件として。

今回の場合、こういう措置をとったところなのですけれども、町営リンクをなくして中学校のホッケーリンクを使うということになりますと、基本的にどちらのリンクがどうという意味ではないですが、基本的に町営の方が、かかわる生徒については利用しやすいだろうという考えが私にはあります。

ですから、このまま、例えば、中学校のリンクを、今のような形で使用を続けていくとなると、これ、あくまでも中学校のリンクということですね、扱いは。

私はそうではなくて、もしそのことで方針を余り変えられないようであれば、これを町営のリンクとして扱うべきであろうと。

そうすることによって、利用者は利用しやすいですし、調整もしながらということになりますけど、かなり変わった形になっていくと思うのですが。

今のお話ですと、たまたまホッケー部が今のところないと。休部になっているということですから、この辺の見通しについてはどう考えられているのでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず、中学校のアイスホッケー部がどの時点でまた復活するかどうかというめどは今のところちょっと立っておりません。

ただ、少年団の方が、今、団員が26名おられるということで、この子供たちがそのままホッケーを続けていけば、また、部の復活の可能性もあるのかなというふうに見ております。

そこがはっきりした時点で、お話のそのリンクのあり方ですね。

部活が復活すれば、また二つのリンクが必要になってまいりますので、今の段階で、名称というのは、まだちょっと実は検討はしておりません。

いずれにいたしましても、町の方でお金を出してつくっている。どちらのリンクもですね。

そういった意味では、両方ともある意味町営といえども町営です。

ですから、その使いやすさの面で、誤解を生じないような説明というのは、関係者にもしてまいりたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） これはホッケー場の現況なのですが、この中学校のホッケー場の方がかなり立派につくられておりますね。

この少年団が使っている町営リンクは仮設ということで、その都度その都度つくってフェンスもつくっていくという形でやられてきたのではないかと思います。

それを考えたら、当然、中学校の方の設備の方が、現状いいわけですし、体協のやつもあるわけです。

から。

仮設のところを町営にしていくという考え方が果たして私はいいのかなと。

やっぱり公共施設の見直し、1回した方がいいのではないのでしょうか、この辺は。

これは即答できないかもしれませんが、やはりこれからずっと使える設備状況にあるリンクを、中学校の附属施設として考えるということに、私は反対しませんが、将来的に考えると、町営リンクのあり方から見て、少し疑問が残る。

これらについてはどう考えますか。

○委員長（乾 邦廣） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） お答えさせていただきたいと思います。

昔のことはちょっとよくわかっておりませんが、今現状聞いておりますのは、今、お互いにやりとりがありましたとおりに、町営リンクを廃止して、中学校リンクを残したと。

永井委員のご意見につきましては、よく理解をしております。

町営リンクとした方がいいのではないかというご意見であります。

中学校も現在、中学校の授業として現在使っております。

部活の方はなくなったということでもありますので、そこら辺もありますので、全く永井委員のお話ですと、立場が逆転してしまうという形になりますので、中学校の方とも十分協議が必要だというふうに思っております。

今後とも、できるだけそちらの方に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 永井委員。

○21番（永井繁樹） わかりました。

後、これ、取組なのですが、少年団と中学校の部活との関係というのは、横の連携きちっととられた方がいいだろうと。小学校から中学校に行く生徒も当然、続ける生徒もいますけれども。

関係者の意見を聞きますと、この町営リンクの廃止に当たっては、十分な理解が得られていないと私は考えております。

それは説明を受けた関係者はもちろん理解はしているでしょう。

しかしそこから先、このアイスホッケーにかかわっている人たち。町民いっぱいおりますから。

これについては十分な情報が公開されていないようです。

ですから、どういう形で説明をしたということを言い切っていますけれども、やはりいろんな誤解ですとか不満があるのは事実ですから。

この辺については、こうなりましたから後は中学校にお任せしますからお話をしてお使いくださいみたいな形ではなくて、やはり廃止をした側が町であるならば、そこに仲裁を入れて、使いやすい環境をきちっと整えてから、お渡しするというのは私の考えなのですが、その辺、私の言い方にもし間違いがあったら失礼ですけども、現況はそういう意見も多々聞きます。

これについては、とられた措置はどのように考えられておりますか。

○委員長（乾 邦廣） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） その協議のときに、最初にお話しましたように、少年団、それから中学校の方にはお話をいたしました。

そのときに、私どもの手落ちとしてあったのは、体連の方のアイスホッケー協会ですね。こちらの方への話をきちっとしていなかったということは事実でございます。

そこは反省をしております。

以後、このようなことがないように注意したいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 3点について、ちょっとお伺ひしたいと思います。

1 点目は、143 ページの東中学校のグラウンド整備についてでございます。

ご承知のように、東中学校のグラウンド、今まで運動会のたびに、雨に当たると大変な仕事であったと。教員の皆さんは非常に苦勞してきたのですが、ようやく大きな工事が行われるということでございまして、大変喜ばしいこととございますが、その規模を、どの程度、今までもいろいろ手をかけてこられたと思います。

覆土をするとか、いろいろやってこられたと思いますが、どの程度の規模でやられるのか。

あそこは側溝がほとんど埋まってしまっている状態で、なかなか排水がうまくいかない。

したがって、本格的な暗渠排水まで行うのかどうか。

時期はいつごろから着工して、いつごろ終わるのかという点を1点お伺いしたいと思います。

それから、2 点目は、165 ページ。

ナウマン象の発掘地について、ちょっとお伺いしたいと思うのですが、そこに借地としてナウマン象を発掘したときの用地が私有地をお借りして、今あるのかなど。内情、余りわからないで質問するのは申し訳ございませんけれども、これから幕別として、忠類のナウマン象というものをやはり町内外に大きく、今までも広げられてきたわけですけれども、さらに観光地として生かしていく必要があるだろうという面から、この発掘地の状況を、中にはやはり記念館を見た後に、どうなっているか見たいという人もおるようございます。

ただ、写真によると、あそこに記念碑か何か立っている程度で、その現状がどうだったのかということがはっきりしないわけですけれども、それを復元すとかそういう形で、将来残していくというような計画があるのかなのか。

将来的なことも考えて、ひとつ考えをお伺いしたいということでございます。

それから、もう1 点は、161 ページです。

町民会館の舞台の件でございます。

本町には百年記念館もありまして、文化施設が充実しているわけですけれども、実は町民会館も使用頻度が結構あるわけですが、あの舞台の音響装置等、機械機器の件で、非常に不備な点があると。

実はあそこ、1 回使わせていただいたのですが、ほかから来た音楽の先生が、非常に機器が悪いと。こういう機器に会ったことないということで、お叱りを受けたことがあります。

それで、一度委員会の方にこういう状態だけれども、どうだろうということでお話したことがありますが、その後、どういうふう点検をされて、どのように進めていこうとしておられるのか。

その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 1 点目の東中学校のグラウンドの整備のことでございます。

規模ということでございますが、今、グラウンド、野球場とサッカー場が閉鎖されているような形になっておりますけれども、特に野球場の方は、かなり状態は良くないということで伺っていますけれども、今回、全面的に暗渠排水をやりたいということで計画をしているところであります。

従前、縦暗渠でございますとか砂客土、それから側溝の整備もしましたけれども、結構限界があったということで、全面的な考え方をするというので、今、建設部と協議をしているところであります。

施工時期につきましては、これから学校とも協議しますけれども、中体連の行事等を読みながら、支障のない範囲で着工していきたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 教育課長。

○教育課長（中川正則） それでは、ナウマン象関係のご質問について、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

発掘跡地につきましては、道有林を借り上げているという状況であります。

面積なのですが、記念碑関係の面積が 358 平方メートル。

それから、横にあります隣接しています発掘の跡地につきましては 173 平方メートルということでありまして、年間 3, 000 円の使用料を北海道にお支払いしているという状況でございます。

それから、記念碑につきましては、今のご質問の中でご覧になっているのかなというふうに思いますので、跡地の方について、若干お話をしておきたいと思います。

跡地につきましては、現状では、賛助模型を展示してあります。

最初のころ、しばらくの間は何もなく、ただのくぼ地で水が溜まっているというような状況でしたので、数年前に賛助模型を設置し、整備をしているということでございます。

あそこには、ナウマン象記念館に来られた方、あるいは発掘場を見たいという方もいらっしゃいましたので、そのような形で整備をしているということでございます。

今後につきましては、その辺、そのような形での整備が終わっていますので、道路の片側には駐車場もありますから、その辺の草刈り等の環境整備を年間2回ほどやっていますが、そのような形での対応をしてみたいというふうに考えているところであります。

○委員長（乾 邦廣） 社会教育係長。

○社会教育係長（吉本哲哉） 町民会館の音響についてのご質問にお答えいたします。

現状、施設の方、長年使ってきた音響設備でございますので、なかなか老朽化も進みまして、マイクロホン等々かなり痛んでいる部分もありますが、昨年、音響にかかわるミキサ一部分とスピーカーにつきましては更新をいたしております。

また、保守点検につきましては、常駐というわけにはいかないですが、百年記念ホールの方で音響委託していらっしゃる業者さんの方で来ていただいて、不具合があった場合にはそれについて対応する、あるいは処置をどうしたらいいかということについて、ご相談させていただいております。

今後の方なのですが、引き続き不具合のある機器に関しましては、予算のつく限り、随時交換していきたいかと思いますが、なかなか演奏者の方とかになると、耳も大変私どもと違ってよろしいかと思しますので、どの程度のレベルまでそれを引き上げていくかということにつきましては、また、ほかの施設とのバランスを考えながら検討を進めてまいりたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） グラウンドについては、よくわかりましたし、何とかすばらしいグラウンドにしていきたいという思いでいっぱいであります。

ナウマン象の方、これは録画等によって、当時の現状を知りうるができるわけですね。

記念館の中で。

発掘の様子と。

多分、そういうあれがあったと思いますが、やはりその現場というのが、一番大事なところですし、今、大分整備されているということでございますので。

あのナウマン象記念館に来館された方を是非その現場に、その都度案内できるような体勢をとって、その忠類の歴史等含めて、幕別町のPRのために是非生かしていただきたいというお願いでございます。

それから、町民会館の方はわかりました。

是非、もう少し予算をとっていただいて、新しいものが入るようであれば、幕別はすばらしいと言われるような状態に、是非、お願いして終わりたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 10款教育費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（菅 好弘） それでは、11款公債費につきまして、ご説明を申し上げます。

173ページをお開きいただきたいと思います。

11款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額22億4,423万9,000円であります。

借入れいたしております起債の償還元金であります。

なお、公債費の借入れ状況一覧につきましては、別冊予算積算基礎の 20 ページから 34 ページに掲載しておりますので、ご覧を頂きたいと思っております。

2 目利子、本年度予算額 5 億 4, 197 万 9, 000 円であります。

借入れをいたしました起債の償還利子であります。

次ページになりますけれども、3 目公債諸費、本年度予算額 16 万 2, 000 円であります。

起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12 款職員費につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

175 ページになります。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費、本年度予算額 21 億 2, 764 万 5, 000 円であります。

本目は、特別職を含め、237 人分の一般会計から支弁する職員の人件費等でありましたが、事務職員 1 名の採用にとどめ、退職者不補充の考えにより、人件費の抑制に努めたところであります。

2 節の給与は、前年度比 8 名減で、約 4, 400 万ほどの減となっております。

3 節職員手当、細節 11 時間外手当につきましては、前年度と比較いたしまして、1, 300 万円ほど増加しておりますけれども、今年度予定をしております三つの選挙に係る時間外手当を計上した関係で増となったものであります。

4 節共済費につきましては、各種共済組合の負担金であります。

次のページになりますが、7 節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金、19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

続きまして、13 款予備費について、ご説明を申し上げます。

177 ページをお開きいただきたいと思います。

177 ページ、13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けしたいと思っております。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入の審査に入ります。

1 款町税より、22 款町債まで一括説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅 好弘） それでは、歳入の説明をさせていただきたいと思っております。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

15 ページ、1 款町税、1 項町民税、1 目個人、本年度予算額 10 億 649 万 2, 000 円あります。

税制改正による影響額等を 18 年度所得で計算をいたしまして、約 2 億 6, 000 万の増と見込みまして、3 月整理予算後の額と、6 月補正財源及び景気低迷による減少分等を見込みまして、約 8, 100 万円の増額で計上をいたしたところであります。

2 目法人、1 億 4, 260 万 5, 000 円あります。

法人数及び 18 年度実績額によりまして、前年度に比べまして、微増で計上をいたしております。

以上から、町民税全体では、前年度比 8.5%の増で計上したところであります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、本年度予算額 15 億 4, 221 万 1, 000 円あります。

土地の負担調整による増及び償却資産の申告増を見込みまして、4.4%の増で計上をいたしております。

続きまして、2目国有財産等所在市町村交付金及び納付金。1,272万9,000円であります。
25%の減で見込んでおります。

16ページになります。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、本年度予算額4,258万3,000円であります。

前年度とほぼ同額で計上いたしております。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額1億6,433万6,000円でございます。

喫煙率の減少等を考慮いたしまして、0.5%の減で計上いたしております。

5項入湯税、1目入湯税、本年度予算額1,607万5,000円でございます。

過去の実績等に基づきまして、4.8%の増で見込んでおります。

17ページになります。

6項特別土地保有税、1目特別土地保有税、1,000円であります。

15年度税制改正によりまして、その15年度以降、新たな課税は行っておりません。

続きまして、2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、2億6,500万円
あります。

自動車重量税の総額の3分の1が市町村の道路財源として譲与されるものであります。

2項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、本年度予算額9,100万円あります。

揮発油に係る地方道路譲与税の総額のうち、42%が市町村に譲与されるものであります。

所得譲与税につきましては、三位一体の改革に伴いまして、所得税の一部を、用途を限定しない一般財源といたしまして、都道府県及び市町村にそれぞれの人口規模に応じて配分されるものであります
が、本年、税制改正によりまして、税源移譲が行われ、見直しが行われた関係から、廃目となっております。

18ページでございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度予算額1,600万円あります。

交付実績等を考慮いたしまして、計上をいたしております。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、本年度予算額400万円あります。

15年度の税制改正によりまして、新設された交付金ではありますが、交付実績等を考慮いたしまして、
計上いたしております。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金でありま
す。

本年度予算額500万円あります。

配当割交付金と同様に、平成15年度の税制改正によりまして、新設されておりますけれども、交付
実績等を考慮いたしまして、計上いたしております。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度予算額2億4,000
万円あります。

交付実績等を考慮いたしまして、計上いたしております。

19ページになります。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度予算額
3,600万円あります。

これも同じく、利用実績等を考慮いたしまして、前年度と同額で計上をいたしております。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、本年度予算額1億1,
000万円あります。

同じく交付実績等を考慮いたしまして、計上いたしております。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提
供施設等所在市町村助成交付金であります。本年度予算額20万円あります。

前年度と同額であります。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、本年度予算額 1,300 万円であります。

18 年度、19 年度の児童手当の制度拡充に伴う財源といたしまして、交付されるものであります。

20 ページになります。

2 項特別交付金、2 目特別交付金、本年度予算額 2,800 万円であります。

新設の目でありますけれども、平成 11 年度の税制改正による恒久的な減税に伴い、地方税の減収の一部を補填するために交付された減税補てん特例交付金に変わりました。平成 19 年度から 21 年度までの間に特別交付金といたしまして、段階的に縮小し、交付されるものであります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、本年度予算額 56 億 6,866 万 7,000 円であります。

前年度当初費 4.7%の減額で計上いたしております。

なお、先の予算積算基礎のところでご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと思っております。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、本年度予算額 650 万円であります。

交付実績等を考慮いたしまして、計上いたしております。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金であります。本年度予算額 4,296 万 5,000 円であります。

農業事業にかかる分担金であります。

21 ページになります。

2 項負担金、1 目民生費負担金、1 億 1,848 万 3,000 円あります。

老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所の保育料などが主なものとなっております。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、本年度予算額 162 万 5,000 円ありますが、近隣センター及び町営バス使用料等の使用料でございます。

22 ページになります。

2 目民生使用料、本年度予算額 1,632 万 2,000 円あります。

1 節の札内福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会に係ります使用料であります。

2 節は、へき地保育所保育料であります。

3 目衛生使用料、本年度予算額 192 万 2,000 円あります。

葬祭場及び墓地の使用料となっております。

4 目農林業使用料、本年度予算額 3,445 万 3,000 円ありますが、農業担い手支援センター使用料及び入牧料が主なものであります。

5 目商工使用料、本年度予算額 1,622 万円あります。

スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場にありますが宿泊ロッジ使用料などが主なものであります。

6 目土木使用料、本年度予算額 1 億 7,901 万 5,000 円あります。

1 節の道路占用料及び 4 節の公営住宅使用料が主なものとなっております。

23 ページになります。

7 目教育使用料、本年度予算額 2,016 万 5,000 円あります。

幼稚園保育料、学童保育所保育料、ナウマン象記念館入館料、百年記念ホール使用料などが主なものとなっております。

24 ページになります。

2 項手数料、1 目総務手数料、本年度予算額 1,110 万 6,000 円あります。

戸籍住民票手数料及び諸証明に係ります手数料が主なものとなっております。

2 目民生手数料、本年度予算額 2,188 万 9,000 円あります。

2節介護支援手数料の介護予防サービス計画作成手数料など、いわゆるケアプラン作成に係る手数料が主なものとなっております。

3目衛生手数料、本年度予算額5,638万6,000円であります。

ごみの有料化に伴いますごみ処理手数料ほか、畜犬登録手数料、狂犬病予防注射の手数料などであり
ます。

4目土木手数料、本年度予算額422万1,000円であります。

建築確認申請の手数料及び開発許可等に係ります手数料などであり
ます。

25ページになります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、本年度予算額2億2,952万5,000円であり
ます。

国からの負担金であります。

主なものといたしましては、国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、児童手当などに係るものであ
ります。

2目衛生費負担金、本年度予算額155万5,000円であります。

保険事業に係る国からの負担金であります。

2項国庫補助金、1目議会費補助金、138万6,000円あります。

これは合併推進に関連する事業に対する補助金でありまして、忠類議会史編纂に対するものであり
ます。

2目総務費補助金、本年度予算額576万5,000円あります。

同じく合併推進に関する事業に対する補助金でありまして、地域住民会議委員報酬、忠類地区路線価
敷設委託料などに対するものであります。

3目民生費補助金、本年度予算額4,322万円あります。

障害者に係る各種事業及び障害児居宅支援費に係る補助金、次世代育成交付金などが主なものとなっ
ております。

次のページになりまして、4目商工費補助金、42万円あります。観光パンフ作成に係る補助金であ
ります。

5目土木費補助金は、本年度予算額2億349万円あります。

1節、細節3、西当北4線町道交付金事業などに対する補助金であります。

2節の細節1北栄大通・札内西大通り街路事業に対する補助金であります。

3節の細節2公営住宅建替事業等に係る補助金が主なものとなっております。

6目教育費補助金、本年度予算額1,653万9,000円あります。

小中学校の就学援助費、幼稚園就園奨励費などに係る国庫補助金であります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金、8万7,000円あります。

外人登録事務など国からの委託事業に係る委託金となっております。

2目民生費委託金、本年度予算額779万8,000円あります。

年金事務や特別児童扶養手当事務に係る委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、本年度予算額2億2,643万4,000円あります。

国庫負担金と同様に、国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、児童手当などに係る道負担分であり
ます。

28ページになります。

2目衛生費負担金、本年度予算額155万5,000円あります。

国庫負担金と同様に、保健事業に係る道の負担分であります。

3目農林業費負担金、本年度予算額720万3,000円あります。

農業委員会委員手当及び職員設置費に係る道の負担金が主なものであります。

4目土木費負担金、3,414万円あります。

地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目民生費補助金、本年度予算額9,776万円であります。

障害者に係る各種事業及び各種福祉事業に係る補助金並びにひとり親家庭医療費、老人医療費、乳幼児等医療費等。

また、子育て支援センターの事業に係る道からの補助金となっております。

2目農林業費補助金、本年度予算額8,592万3,000円であります。

主なものといたしましては、1節農業費補助金の細節3及び4の各種利子補給補助金。

細節6につきましては、忠類地区におきます中山間地域等直接支払交付金が主なものとなっております。

30ページになります。

3節の土地改良事業では、細節1の道営土地改良事業、4節の林業補助金につきましては、各種造林事業などに係る道補助金であります。

3目教育費補助金、本年度予算額1,161万8,000円であります。

放課後児童対策事業に対する道補助金及び札内K遺跡に係る埋蔵文化財発掘調査事業補助金となっております。

商工費補助金につきましては廃目となっております。

3項道委託金、1目総務費委託金、本年度予算額7,218万3,000円であります。

2節の道民税徴収事務委託金や、3節の統計調査委託金が主なものとなっております。

31ページになります。

2目農林業費委託金、本年度予算額54万1,000円あります。

2節の農業農村整備事業用地取得業務委託金が主なものとなっております。

3目土木費委託金、本年度予算額303万9,000円あります。

樋門管理業務、都市計画関連許可等事務に係る道委託金が主なものであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付け収入、本年度予算額2,182万1,000円あります。

土地及び建物の貸付け収入であります。

32ページになります。

2目利子及び配当金は、5万3,000円あります。

各種基金からの利子収入を見込んでおります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度予算額2,450万8,000円あります。

皆伐材等の売払収入を見込んでおります。

2目物品売払収入、本年度予算額5,686万9,000円あります。

忠類の育苗センター苗木売払収入、公社貸付け牛譲渡代などが主なものであります。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金10万円あります。

一般寄附を見込んでおります。

2目総務費寄附金、300万円あります。

まちづくり基金への寄附金であります。

33ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、本年度予算額3億3,098万7,000円あります。

財源対策等の償還に充当するため、減債基金から繰入れをいたしまして、各会計の公債費の支出に充てるものであります。

2目財政調整基金繰入金につきましては、本年度予算額3億円あります。

平成19年度予算に係る一般財源といたしまして、財政調整基金から繰入れをするものであります。

3目まちづくり基金繰入金、本年度予算3,875万4,000円あります。

忠類地区の簡易水道事業につきましては、これまで財源不足に充当するべく基金を保有しておりましたが、合併によりまして、基金をまちづくり基金に統合いたしましたことから、これまで同様に忠類地区の簡易水道事業に係る財源不足分は、まちづくり基金から取り崩し充当をするものであります。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、20 万円であります。

21 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金。3 万円であります。

2 目の加算金は1, 000 円であります。

3 目の過料は、1, 000 円であります。

34 ページになります。

2 項町預金利子、1 目町預金利子は、1, 000 円となっております。

3 項貸付金元利収入、1 目社会福祉金庫貸付金元金収入であります。50 万円であります。

2 目ウタリ住宅貸付金元利収入は、137 万円であります。

3 目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては、本年度予算額 759 万 2, 000 円であります。

ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

4 目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては、20 万円であります。

トイレ水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

5 目勤労者福祉資金貸付金元金収入につきましては、1, 000 万円であります。

35 ページになります。

6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては、本年度予算 5, 376 万 1, 000 円あります。

7 目中小企業貸付金元利収入は、2 億 4, 000 万円あります。

8 目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、1 億 7, 350 万円あります。

まちづくり基金貸付金利子収入につきましては、廃目であります。

4 項受託事業収入、1 目農林業費受託事業収入、1 億 4, 258 万 9, 000 円あります。

畜産担い手育成総合整備事業に係る受託事業収入であります。

2 目土木費受託事業収入、300 万円あります。

札内鉄道南沿線通り整備に係る道からの受託事業収入であります。

36 ページになります。

5 項雑入、1 目延滞処分費、56 万円あります。

2 目弁償金は、1, 000 円あります。

3 目の違約金及び延滞利息は1, 000 円あります。

4 目雑入、本年度予算額、2 億 3, 229 万円あります。

1 節は、十勝滞納整理機構派遣職員及び土地開発公社職員分の給与費負担金分であります。

2 節は、住民検診等負担金。

3 節は、学校給食費。

4 節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

37 ページになります。

5 節雑入につきましては、他の科目に属さない収入であります。

続きまして、39 ページになります。

5 目過年度収入、1, 000 円あります。

22 款町債、1 項町債、1 目衛生債は、本年度予算額 8, 950 万円で、上水道の中部広域企業団から完全受水するための設備拡張に係る水道事業への出資債であります。

2 目の農林業債は、今年度予算額 2 億 9, 820 万円で、予算積算基礎でも説明させていただきましたけれども、国営土地改良事業の繰上償還に係る起債ほか、各種土地改良事業に係る起債であります。

40 ページになります。

3目土木債、5億210万円であります。

道路整備事業 街路整備事業、公営住宅建設事業に係る起債であります。

41ページになります。

4目教育債、100万円であります。

札内東中学校グラウンド整備の設計費に係る起債であります。

5目臨時財政対策債は、3億3,739万円であります。

地方交付税の財源不足を補うために、市町村自らが臨時財政対策債を発行いたしまして、補填する意記載であります。

なお、元利償還金につきましては、後年時に全額補正措置されることになっております。

6目街づくり基金造成債、4億円あります。

合併特例債を用いまして、まちづくり基金を造成するものでありますが、3年間で目標であります11億3,000万円を積み立てるものであります。

続きまして、総務債から減債補てん債までは廃目となっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わったところでありますけれども、この際、13時まで休憩いたします。

12:09 休憩

13:00 再開

(13:00 草野委員早退)

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○9番（中橋友子） ページ数は一番最初、15ページの1款町税、1目個人税ですね。

このことでお尋ねをいたします。

ご説明でありますと、税制が変わりまして、総額で8,100万円の増収ということでありました。

特に今回、税制改正で大きいのは、個人の税のフラット化があったと思います。

このフラット化は、これまで年収、所得で200万以下の方が5%、それから、200万から700万の方は10%、それ以上は13%というものが、一律10%になりましたよね。

その結果、町の収入も増えたということだと思いますが、この内訳といいますか、それぞれ対象となる人は何人いて、例えば、5%の方が10%になったということは2倍になったわけですから、その影響額について、この3段階で示していただけますか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 税源移譲に伴う影響をそれぞれのパーセントの部分ということではありますが、そのパーセントのそれぞれの項目では、ちょっと数字、手元にございませぬ。

それで、どれぐらいの方が、5%の方が何人いた。

10%。これらの方が何名という数字は、今ちょっと手元にないのですが、総額でフラット化では1億9,000万円という形で増額の費用が出ております。

それで、ほとんど方は5%、それから10%の方も、税率10%の方、特に税率が今度同じという部分ではあるのですが、ただ、それ以前の税改正においては、控除額が10万円という控除がありまして、実質は税額は増えているというところがございます。

最後、13%の方について、一部、税額が減るという方は出ておりますけれども、ほとんどの方は増えているのかなど。

一部13%の方について、減る方がいるというところがございます。

以上でございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） フラット化だけの影響で出された金額というのは1億9,000万円ということなのですね。

昨年の9月のときに、税の税制改正による増税の影響をお尋ねした経過があるのですがけれども、このときにも大半の方が税金は上がるというふうに聞きました。

それで、これはいろいろ全体の税改正の引上げを聞くと、年金の部門で公的年金の廃止であったりいろんな分野があって、かなり広がるということがあるものですから、今日はそのフラット化の部分だけで絞ってお尋ねしようと思ったのです。

課税のこの部門別ではなくて、総人数ではどのぐらいかというのはわかりますか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今回の税源移譲の総人数、影響人数でありますけれども、1万1,497名ということで見ております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） この1万1,497人というのは、我が町の納税者の大半というふうに押さえてよろしいでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（前川満博） その通りでございます。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） この、私たちは、いつも今格差が広がって、貧困が広がって大変なのだ。

そしてそこにまた税の改正で負担が増えていくのだということを問題にしてきたのですけれども、こういうほとんど納税者が対象になって、税が引きあがって行って、結果として差引きでうちの町に8,100万円の収入が残っていくというふうに押さえるのですけれども、そういう状況から見て、この8,100万をどんなふうにしていくのかということが問題だと思うのですよね。

これは予算全部の中で使っていくわけですから、特別何というのですか、この増税になった人に対する手立てということにはならないでしょうけれども、特に私は課税の中で、負担が大きいというのはやはり倍になっていった、その5%の部分が10%になったと。ここが大きいのだと思うのですよね。

この辺の低所得者に対する対処といいますか、対策といいますか、それらはどんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今は対処というお話であったのですが、この対処というのは、恐らく納期に納める金額ということだと思います。

それで、今までうちの町はそうなのですが、その納期で定められた金額。納められないという、難しいという方につきましては分納という形で受け付けております。

今年度、19年度につきましても、納期ごとの支払が困難だという方につきましては、税務課の方へご相談をいただき、その中で納税される方の支払能力に沿うような形で、分納していただきたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 私の表現が悪かったのですが、もちろん税を納めるときに、納めやすくするというのも大事だと思います。

ただ、税額、きちっとした数字が出ておりませんので、きちんと申し上げられないのですが、要するに、課税所得200万円以下の人たちは、このフラット化だけで見ると倍額になったわけですよね。税額がね。

そうですね。

そうすると、低所得者のところに税が、このフラット化自体がそういう仕組みですから。

今まで累進課税で、低い人には低く、高い人には高くというふうになっていたものが、一律 10%ということは、累進性が外される。そういうことですから、やはり低所得者に負担が重くなるということのはっきりしていますよね。

この低所得者にどんどん、この 3 年ぐらい前から税制が変わって課税が増えてきているということについて、やっぱり何らかの対処、対策が必要ではないかと。

納め方だけ分割するのではなくて、もっとその軽減対策だとかも含めて考える必要があるのではないかとということをお尋ねしたいのですけれど、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 税制が改正になりまして、今回、特に、町税のみだというふうに理解される部分があるのでしょうか、これは全体的な三位一体の改革の中で、今まで国税としてあった部分。そういったものが所得譲与税で入ってきたと。それを住民税の方に税源を移譲して振り替えると。予算の中でもご説明したと思いますけども、所得譲与税が 1 億 9,000 万ぐらい減額になる。

併せて、住民税の方でその分が伸びてきているという形になっているわけです。

これは国全体の中で、財政構造も含めて制度改正を行ったというところできておりますので、確かに個々の部分で見えますと、税が伸びたとか、そういう部分というのがあるのだらうと思いますけれども、町全体の中で、それをどのようにやっていくのかということになると、これはまたちょっと違った次元の中で検討させていただかなければならないのかなというふうに思うわけです。

それと、まずそういうことをご理解をいただければなど。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今、中橋委員さんおっしゃいましたのは、住民税ということであるのですが、一方では、所得税、こちらの方が今までは 4 段階という形であったのですが、今度は 6 段階にするということで、より税額の所得の高い人は高く、低い人は低くというような形で、こちらの方は累進性がかなり、今までより以上に強まっているということで、この所得税と住民税併せて考えますと、税額には増減がないと。調整控除も設けておりますので、今までの所得税、住民税、両方考えますと、増減はないということになっております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） そういうお答えになるので数字が欲しかったわけですよ。

今、盛んにそういうふうに、確かにこちらの方の住民税では上がるのだけれど、所得税では分割されて下がるから差し引きゼロなのだよという伝え方があるのですけれども、現実にその詳細に計算をしていくと、やはり増税は増税、増税の方が大きいのだというのが、これまでの各政府の見解で明確になっているのですよね。

ですから、その一体、対象になる人が何人で幾らなのかということをお尋ねしたかったのですけれども、この数字出ませんので。この論議していてもね。明確にはなってきませんから、委員長、是非、このことについては、資料を後ほど頂きたいと思いますが、お願いできますか。

○委員長（乾 邦廣） わかりました。

ほかにございませんか。

増田委員。

○19 番（増田武夫） 一つ、お尋ねしておきたいのですが、ページ 27 の国庫支出金の関係です。

30 ページには、道民税の徴収事務委託金という形で、4,800 万、道民税の徴収に関しては、道の負担が収入に計上されているわけですが、一方で、国庫支出金の中に、国税の徴収事務委託金というものがないわけなのですけれども、しかしながら、税務関係の仕事の中では、今、盛んに行われている確定申告などで相当仕事量も多くなっているというふうに思います。

その辺は、国の方の手当がないのかどうか。お聞きしておきます。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 道税につきましては、住民税と一緒に徴収するという部分がありますので、委

託金とありますけども、交付税については、過去からもそういった形のものはありません。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） いろいろ聞くところによりますと、札幌市などには出ていると、こういうことなのですよ。

なぜそういうふうになるのかというと、漏れ聞くところによりますと、町村からの請求がないから出さないのだと、こういうようなことを、あるその国税庁の職員が言っていたと。

そういうようなことも聞くわけですが、そういう過去にはないかもしれませんけれども、これは国の税金を徴収するのに、地方の自治体は相当な労力を払っているわけですよ。

そういう点から言えば、当然払われてもいいのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 道の場合は、徴収をやるわけですね。

ただし、国税については、町の方では徴収はいたしませんので、そのような形にはならないのではないかと思います。

もし、そのような事例が現実的にあるということであれば、後ほど教えていただければ、私どもも調査してみたいと思いますけれども、過去からそのような形にはなっていないというふうには押さえておられますけども。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 徴収はしていないけども、徴収の事務の、確定申告なんかそうですけども、そういう仕事はしているわけですよ。

僕の方もそれ以上のこと調べてみたいと思いますけれども、そういうことが不可能なことなのかどうか。

ちょっと調べていただきたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に係ります総括質問をお受けしたいと思います。

助川委員。

○13番（助川順一） 今年度、国の方で高金利の政府系資金の繰上償還を認めるという報道がありましたが、今年の公債費の中には予算として入っていないということで、町の方でどういう、この繰上償還について、どういうふうにご考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 19年度の地方財計画の中に、3年間に亘りまして5兆円ということで認められております。

ただ、これにつきましては、財政健全化計画ですね。

そういったものをつくる。

又は市町村合併をしたようなところというような条件がありまして、これから国の方と幕別町の財政状況の中で申請をしていくということで、これについては今までのように、償還金の8割、利息も含めまして、担保されなければならないというものがあったのですが、今回の場合は丸々借換えができるという形ですので、非常に私たちのことも積極的にこれらについては、万度借りられるように努めていきたいなというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） 助川委員。

○13番（助川順一） 幕別町としての、その繰上償還のできる金額というのは大体の数字はないのですか。

○委員長（乾 邦廣） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 幕別町といたしまして、繰上償還、これは借換えの対象になると思いますけども、それにつきましては一定の条件がありまして、対象となる起債につきましては、約4億4,000万程度のものが該当になると思っております。

○委員長（乾 邦廣） 助川委員。

○13番（助川順一） 将来の金利負担ということを考えたら、やるという方向でやっていただきたいなど、そういうふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 一つお伺いしておきたいと思えます。

近年、IT化が進みまして、最近では合併に伴う地域イントラネット事業などに多額の資金が投じられているわけです。

3億5,940万と非常に大変な額だというふうに思うわけですが、そうしたIT化、電算化が進む中で、町のそれに対する維持管理、その他ソフトの更新などで、年々この支出が多くなっているというふうに思います。

電算管理費で、2,087万1,000円、そういうものを各課であるものをいろいろ足してみますと、4,000万以上になるのでないかというふうに思うのですが、そうした電算化と、それから、自治体のあり方というもの、非常に考えていかなければならない問題ではないかというふうに思います。

例えば、地域イントラネットなどでは、先ほどの予算委員会の審議の中でも、10項目ぐらい、自宅でもいろいろなものができ、インターネットなどを通じてやっていると。そういう利便性を強調されているわけでありまして、しかしながら、一方では、孤独死などが出てまいりますとか、自治体と住民とのつながりの薄さというものが次第に問題になってくるのではないかというふうに思うわけですね。

そうした電算化、IT化を進めていく中で、やはり一方では議論にもありましたように、保健婦を増員するなどして、老人家庭などとの結びつきを強めていかなければならない。

また、公区に対する、公区に入らない人が非常に増えてくるという中で、そうした人たちとの結びつきをどうしていくかというような、そういう課題も見えてきているというふうに思うわけですが、電算化、IT化を推し進めていくことがいい自治体に近づいていくこととイコールであるというふうに考えるのは問題が多くなっていくのではないかというふうに思います。

そこで、やはり住民対応の職員なども、もっと強化して結びつきを強めていく努力も一方ではしていかなければならないと思うわけですが、その辺の考え方について、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（乾 邦廣） 西尾助役。

○助役（西尾 治） IT化につきましては、これは事務の効率化あるいは情報の共有、そういった面では今後も進めていかなければならないというふうに一方では考えております。

ただ、増田委員おっしゃるとおり、町の中に潤いだとかゆとりだとか、そういった意味で住民同士のつながりをどう保っていくのかというのは、事務のIT化、電算化とはまた別に、やはりきちんと私どももそれに向けた対処方法をしっかり考えていかなければならない。

そういう時代になってきているのだろう。

特に地域のコミュニティですとか、防災ですとか、いろんな面では地域の連携がなければ、そしてお互い顔が見える形で業務を進めていかなければ、これは解決しない問題たくさんございますので、それは増田委員ご指摘のとおり、事務の上で進めることと、地域の住民とのつながりをどう構築していくかと。

これは決して電算化が進むから駄目だということではなくて、きちんとした思想を持って、住民との対応を考えていかなければ、そういう状況が生まれてくるというふうに十分感じておりますので、これの手立てとしては、今、おっしゃる、例えば、老人世帯の手立て、あるいは地域、公区へのどういった働きかけができるのか。

そういうところも十分念頭に置きながら、これからの行政が進めていかなければならない。

また、そういう時期にも来ているのだろうということは十分認識しておりますので、ご指摘のことに ついては、そういうことを念頭に置きながら、これからの行政執行に当たっていきいたいというふうに考 えております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） そういうそういうことにも留意されて、今後、進めていただきたいというふうにし います。

私も電算化、IT化がすべて悪いということではなくて、やはり効率化のためには、必要な場面も出て くると思います。

しかしながら、今まで、この進めてきた問題については、いろいろ問題があるのではないかと。いろい ろ議論になっております住基ネットにいたしましても、果たしてこの3億5,900万円をかけた地域イ ントラネットも、本当にこれだけの予算をかけるだけの価値があったのかどうかということも、しっか りと検証していかなければならないのではないかとというふうに思うわけですが、もう一方で、そう した予算を今後も更新のためだとか、ソフトのその入替えのためだとかということ、年々予算が増高 していくということが考えられると思うのですけれども、そうしたものを、いかに押さえていくかとい う点では、やはりもっと工夫がいるのではないかとというふうに思うのです。

例えば、どういうことかと言いますと、いろいろなそういうもののソフトの開発ですとか、メンテナ ンスなどに地方の自治体が、例えば、十勝でありますとか、北海道でありますとか、その地方の自治体 が知恵を出しあって、そういうものを開発したり、メンテナンスをしたりしていくための研究なり、そ ういうものをしていく組織なりを全体でつくって、そしてそれに対処していくというような手法も、こ れからとっていかなければ、業者との対応だけでは、どんどんそういうものが増えていってしまって、 重荷になっていくのではないかとという心配をするわけですが、そうした点についてはいかががでし ょうか。

○委員長（乾 邦廣） 西尾助役。

○助役（西尾 治） まさしくそういう危機感をそれぞれの、全道的に自治体として持っておりますので、 今、北海道が旗振り役となって、全道のプラットフォーム計画の組織化が図られております。

今回の後期高齢者の医療関係のソフト関係につきましても、連合会の、今、そういうところで取り組 めないかというような検討も、まさしく進めている最中にありまして、これは実現するかどうかは別に しまして、今、将来に向けてのそういうコストを何とか低減したいということで、全道の道を中心とし て、市町村が組織化を図って、まさしくそれに向けての取組を始めた段階でございますので、将来に向 けては、そういうものがきちんと機能できるように。私どもの町も加盟して、今、それに向けての働き かけをやっている最中でございますので。

増田委員言われるようなことに対応できるような体制を、全道的につくっていきいたい。

また、現にできてはおりますけれども、そういう取組をしていきたいということで、今、やっている最 中でございます。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） そういうことが、取組が始まっているということですので、是非、そういうところ に力を入れていただいて、財政上のその負担を軽くしていく努力もしていただきたいと思いますと思いま す。

最初に申しあげましたように、このそういうIT化、コンピュータが幅を利かせていくということに なりますと、どうしても最初に申しあげたような、町民と町民、住民と住民、住民と自治体との、そう いう人間的なつながりといいますか、そういうものがどうしても薄れていく傾向が強くなってしまふの ではないかと思っておりますので、是非とも、そうした点の人的な配置ですとか、そういうものも今後、力 を入れていただいて、それこそ温かみのある町政の実現を図っていただきたいと思いますと思いますけれども、もう 一度お願いします。

○委員長（乾 邦廣） 西尾助役。

○助役（西尾 治） おっしゃることの思いは私どもも同じでございます。

住民との顔が見えるような町政の実現に向けて、今、おっしゃるようなことも、一つ念頭に置きながら、これからの町政執行に当たっていきいたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 入札と発注のあり方でお尋ねしたいと思いますのですが、戦犯、国が地方の事業の発注において、入札ですね。一般競争入札を進めるようにというふうな方針が出たやに聞いております。

私はこの一般競争入札というのは、確かに公平性というか、そういう点であるとか、あるいは全体の事業費を抑えるという点で有効ではあるのだろうなというふうには思うのですが、一方では、力のあるところがどんどん仕事をとっていくというようなことにもつながるやに思いますので、この辺は本当に慎重に採用していかなければいけないことではないかというふうに思うのですよね。

期限を切って、今、2年後ですか。この一般競争入札を取り入れる指導というふうに報道されておりましたので、現時点ではどんな見解を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、幕別でも、これまでも入札の改善で、事前事後公表などを含めてやってこられたと思います。

それで、今、落札率というのはどの辺で落ち着いているのか、伺います。

さらに、発注については、特に今は不況でなかなか仕事がないということで、いろんな人が少しでも公共の仕事をお願いしたいというふうな思いでいらっしゃいますね。

分離分割発注というのを、これまでもやってこられたというふうに思うのですが、これがなかなか思いとは別に、確かに分離あるいは分割しての行政側は、そういう指示をするのだけれども、実際には同じ業者が複数の契約につながってしまうような、そういう結果にもつながっているやに聞いております。

この辺についての実態と対処はどのようにされているのでしょうか。

それから、もう一つは、これもよく議会の中で、公共施設の維持管理にかかわって、計画性を持って対処するやにということがよく出るのでありますが、備品や何かも全部そうですね。

そういう計画性を持ってやっていけば、地元の業者の人たちにとっても、いろんな備品だとか事業の発注が、計画的にまわっていくというふうにも考えるわけですね。

今、仕事の少ない業者の方たちがおっしゃるのは、一度に大きな仕事をいただけるというのは本当に有り難いし、なかなかそういうのは今ないのだけれども、一番安心できるのは、少なくとも毎年小さな事業でもまわってくるのだというようなことが一番望まれるというふうに、よく伺います。

その辺の対処なんかについても、どのようにされているのか、伺います。

最後なのですが、雇用の実態も非常に厳しくて、これも昨年お尋ねしたときに、町内の事業所の労働実態は、非正規雇用が43%を超えているということでありました。

これは正規雇用になっていくことが望まれるわけですが、それぞれの事業所の努力ということもありますので、町としては、町が委託発注している事業所が、きちっとそういう点では努力されているかどうか。

そして、また、町は人件費については、委託の場合には定められた人件費を提示していくわけですが、それらをきちっと、その内容どおりの実施になっているかどうかなども検証されているとは思いますが、その辺の対処もどのようにされているか、伺います。

○委員長（乾 邦廣） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 最初に、今、国として出されております一般競争入札に向けて、町としてはどう考えるのだということでございますけれども、今、まだ詳細についてきちんと示されておりませんので、今の段階で仕入れる情報の中では、地域限定型についても、複数の近隣町村を交えた中で、一般競争入札を導入していくような手法でどうだろうかというような中身もお聞きはいたしております。

ただ、これは今、中橋委員おっしゃるやうに、うちの町の場合ですと、今、全社を指名させていただ

いておりますので、各ランク付けのですね。

ほぼ町内限定の一般競争入札と同じような携帯で入札は行わせていただいております。

これが国の言うような方法に拡大していきますと、多分、今、事業料、一番確保しているのがうちのまちでございまして、近隣町村からすれば、非常に有り難いというようなことで、せっかく地元の事業であっても、地元の業者が受注できないような可能性も、極めて大きくなっていくという思いでありますので、私ども、できれば、これは一般競争入札に移行することが決して悪いとは思っておりませんけれども、やはり、幕別町の事業者を守っていく中では、慎重に取り扱っていかないと、町内の工事が近隣他町村の業者さんでたくさん言われるというような現象が果たして本当に町にとっていいことなのかどうなのか。

そういうことも十分考えながら、その国の方針については、すべて言われるような方法でやるのが、私どもの町にとって良いのかどうなのか。

十分判断をさせていただいて、適切に私どもとしては対応していきたい。必ずしも、国の言うとおりに、やることだけではないだろうと。

それは地域を守っていくためには、一定程度、町としてのルールも必要でないのかなと、そんな思いで、今、考えてございます。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 2点目の落札率の関係ですね。

これにつきましては、工事の部分です。

これが95.14%。これは18年度ということで押さえております。

設計等につきましては94.61%、委託業務につきましては94.45%、物品につきましては93.25%であります。

それから、3点目の分離分割発注についてということでございますけれども、これまで、まず分離という部分でいきましたら、一つの大きな工事の中で、例えば、本体と、それから電気、設備、衛生とか、そういった専門の部分については専門の業者の方に発注するという考え方で取り組んでまいりました。

分割という意味では、一本の、例えば、長い道路などの場合は、それを工期の関係で、一つの工事として発注した場合に、非常に難しいというようなときは、分割をして発注をしながら、工期をできるだけ年内に収まるようにというような考え方もあったりしまして発注してきているというところがあります。

こういった考え方については、入札制度がどのようにこれから変わっていくかありますけれども、考え方は同じ考え方で進めていきたいなというふうに考えております。

あと、維持管理の経過的な発注ということでございますけれども、なかなか以前にも別な形でご質問を頂いたこともありましたけれども、本来ならば、一定の年数で更新をできれば、建物の修繕もできれば一番望ましいわけなのですけれども、なかなか財政状況だとか、そういったものもありますし、また、その施設によっては、一定の年数だけでなく、使用の頻度だとか、そういったものによって、修繕が必要になってくる部分だとか、そういったものもあります。

ですから、そういったものについては、適時、状況をみながら、できるだけ利用される町民の皆さんにご不便をかけないように、考えながらやっていきたいという考えでおります。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 雇用の実態というところで、委託業者に対する管理監督というご質問でございますけれども、それぞれ発注をしています担当の部署で、その委託している内容が完全に履行されているかどうか。

また、そこで働いている方たちが、過重労働になっているようなことはないかどうか。

適正に発注内容と行われている業務。これがきちっと実施されているかどうか。

こういったことについては、適時監督をしながら、業者の方の状況もみながら、指導しなければなら

ないところについては指導するというような形で、これまでも取り進めておりますので、これからもそのようにしていきたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 大枠の考え方について、理解するところであります。

維持管理のことについてだけは、適時ということで、適時というのが一番いいことだとは思っておりますけれども、うちの町のお金の使い方が、これまで10年前にどっと踏襲して使ったということがありまして、そのときの公共施設などは、一斉に痛み出して、一斉にお金がかかっていくようになるというのが、投資をしたときに、集中した投資の仕方をしたものだから、そういうことは避けていられない状況がありますよね。

それだけに、やはり計画性を持っていかないと、その建物にとっては適時であっても、財政の方がなかなかバランスがとれないという状況は、生まれてくるというふうに思うわけですね。

同時に、そういう仕事も、必ず地元の方たちに、基本的にはお願いしようというふうに考えてられると思いますので、そういうことも思えば、両方で計画性をもって、年次計画の中でやられることが、より有効なお金の使い方になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 今、ご質問のとおり、確かに建物が一時期集中したとか、そういったことによって、いろんな建物が、修繕が必要になってくると。そのようなことというのはないわけではありませんが、一つは、その施設の消耗度ですね。

そういったことも含めながら、それから、利用している状況、そんなことも考えながら、適時という言葉をししましたけども、現実的には計画的に進めていきたいという思いでいることは確かでございます。

例えば、学校につきましては、教育委員会の方とも相談しながら、一定年度、例えば、1,500万とか2,000万とか、そういった修繕費を計上させていただいて、その中で計画的に学校を年次的に整備するというようなことも取り組んできておりますので、これからもできるだけ、ご迷惑をかけないように、計画的に組めるように、財政的にも検討はしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 一般会計総括質問につきましては、ほかに質問がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けしたいと思っております。

議案第3号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第3号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ31億6,874万6,000円と定めるものであります。

前年度に対しまして、4億1,708万7,000円の増。率では15.2%の増と大きく増額となっております。

本年2月末の被保険者総数は、1万1,577人で、前年同月に比べまして81人、0.7%の微増となっております。

第1条、第2項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算によるとするものであります。

第2条では、一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。

15 ページをお開きください。

15 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 5, 737 万 2, 000 円であります。

本目は、一般職 5 人の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を計上しております。

16 ページをお開きください。

2 目連合会負担金、本年度予算額 76 万 6, 000 円であります。

本目は、北海道国保連合会への運営費負担金であります。

2 項町税費、1 目賦課徴収費、本年度予算額 673 万 9, 000 円であります。

本目は、国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

17 ページをご覧ください。

19 節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金で、滞納整理機構に係る負担金であります。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額 44 万円であります。

本目は、国保運営協議会委員 12 人の報酬等に係る経費を計上しております。

18 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額 11 億 500 万円であり
ます。

本目は、一般被保険者の医療機関での受診に対する診療報酬の支払。いわゆる現物給付に係るもので
あります。

一般被保険者を 6, 900 人、一人当たりの給付額を 16 万 145 円と見込んでおります。

2 目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額 6 億 7, 500 万円であります。

本目は、退職被保険者と退職被扶養者の現物給付に係るものであります。

対象者を 2, 100 人、一人当たりの給付額を 32 万 1, 429 円と見込んでおります。

3 目一般被保険者療養費、本年度予算額 1, 630 万円であります。

本目は、一般被保険者が柔道整復師の施術を受けた場合や、補装具を購入した場合の償還払い分、い
わゆる現金給付に係るものであります。

19 ページをご覧ください。

4 目退職被験者等療養費、本年度予算額 780 万円であります。

本目は、退職被験者等の現金給付にかかわるものであります。

5 目審査支払手数料、本年度予算額 601 万 4, 000 円であります。

本目は、診療報酬明細書に係る資格審査並びに医療費の支払等の審査事務に要する費用であります。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度予算額 1 億 1, 250 万円であります。

20 ページをお開きください。

2 目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額 5, 850 万円であります。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、本年度予算額 10 万円であります。

2 目退職被保険者等移送費、本年度予算額 10 万円であります。

21 ページになります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額 2, 100 万円であります。

本目は、被保険者の出産に対し、1 件当たり 35 万円を出産育児一時金として給付するもので、60 件
分の予算を計上しております。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度予算額 220 万円であります。

本目は、被保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行う者に、総歳費として 1 万円を給付する
もので、220 件分を計上しております。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、本年度予算額 5 億 7,685 万 6,000 円であります。

本目は、国保被保険者のうち、老人保険制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分でありまして、社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。

22 ページになります。

2 目老人保健事務費拠出金、本年度予算額 850 万 8,000 円であります。

本目は、国保被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられる方の医療費の審査支払に要する費用に係る拠出金であります。

4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度予算額 1 億 5,735 万 5,000 円でありま
す。

本目は、国保被保険者のうち、40 歳から 64 歳までの介護保険に第 2 号被保険者に係る介護保険料負担額を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

一人当たりの負担額は増加してきておりますが、対象人数の減少によりまして、前年比 1,191 万 1,000 円の減ということになっております。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、本年度予算額 5,321 万 6,000 円であります。

本目は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業に、道内の市町村が拠出しているものであります。1 件 80 万円を超える高額医療費が本事業の対象となっております。

23 ページをご覧ください。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額 2 億 8,522 万 4,000 円であります。

本目は、昨年 10 月に創設されました保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。

1 目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業でありまして、本事業につきましては、1 件 30 万円を超え、80 万円までの高額医療費が対象となっております。

3 目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額 3,000 円であります。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度予算額 458 万円であります。

本目は、健康の保持・増進を目的とした保険事業や医療費通知に要する経費を計上しております。

24 ページをお開きください。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、本年度予算額 1,000 円であります。

8 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額 5 万円あります。

本目は、一時借入金の利子を計上しております。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額 200 万円
であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額 50 万円あります。

3 目償還金、本年度予算額 2,000 円あります。

25 ページになります。

4 目一般被保険者還付加算金、本年度予算額 1 万円あります。

5 目退職被験者等還付加算金、本年度予算額 1 万円あります。

2 項貸付金、1 目貸付金、本年度予算額 60 万円あります。

本目は、幕別町社会福祉協議会に対する貸付金であります。

10 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 1,000 万円あります。

以上で、歳出のご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入について、ご説明をいたします。

8 ページをお開きください。

8 ページ、歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本

年度予算額 8 億 3, 348 万 3, 000 円であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額 1 億 9, 019 万 5, 000 円であります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、本年度予算額 6 億 285 万 1, 000 円
あります。

本目は、一般被保険者の療養給付費、高額療養費も含みますが、それから、老健拠出金並びに介護納
付金に係る国の定率負担分でありまして、34%となっております。

9 ページをご覧ください。

2 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額 1, 330 万 3, 000 円あります。

本目は、高額医療費、共同事業拠出金に係る国の負担 4 分の 1 分であります。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、本年度予算額 1 億 970 万円あります。

本目は、市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために、国から交付されます財政調整交付金を計
上しております。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付等交付金、本年度予算額 6 億 6,
361 万 3, 000 円あります。

退職被保険者の療養給付費と、及び老健拠出金を支払う財源として、社会保険診療報酬支払基金から
交付されるものであります。

10 ページをお開きください。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額 1, 330 万 3, 000 円
あります。

高額医療費共同事業拠出金に係る道の負担分 4 分 1 分あります。

2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金、本年度予算額 1 億 2, 138 万 6, 000 円あります。

三位一体の改革によりまして、平成 17 年度から導入されております都道府県の負担分あります。

5 款共同事業負担金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額 5, 000
万円あります。

高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う
再保険事業による交付金でありまして、1 件 80 万以上の高額療養費が対象となっております。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、本年度予算額 2 億 7, 000 万円あります。

1 目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業による交付金でありまし
て、1 件 30 万円を超え、80 万円までの医療費が対象となっております。

11 ページ、6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額 1, 000 円あり
ます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 2 億 7, 305 万 8, 000 円あり
ます。

前年度に比較しまして、212 万 2, 000 円の増、0.8%の増であります。

1 節保健基盤安定繰入金保険税軽減分は、低所得者に対して実施している国保税の減額、いわゆる 7
割、5 割、2 割軽減の軽減相当額を繰り入れるものであります。

2 節保健基盤安定繰入金保険者支援分は、国保財政の基盤強化策で、低所得者を多く抱える保険者を
支援し、中間所得者層を中心に、保険税の負担を軽減するために、保健基盤安定制度が拡充されたもの
であります。

国が 2 分の 1、道と町が 4 分の 1 ずつを負担するものであります。

3 節の職員給与費等繰入金は、総務省が示しております国民健康保険特別会計に対する一般会計の繰
出基準に基づきまして、国民健康保険の事務に要する人件費並びに物件費等を繰り入れるものでありま
す。

4 節の出産育児一時金繰入金も、同様に繰出基準に基づきまして、1 件 35 万円分の 3 分の 2 相当額
を繰り入れるもので、60 件分 1, 400 万円を計上しております。

5節財政安定化支援事業繰入金も、同様に、繰出基準に基づきまして、国保財政の健全化並びに保険税負担の平準化に資するために繰り入れるものであります。

6節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております重度心身障害者医療費助成などのいわゆる福祉医療の実施に伴いまして、生ずる波及増加分などの分、そのほかに、医療費の審査支払手数料相当額を繰り入れるものであります。

12ページをお開きください。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金、本年度予算額2,713万3,000円であります。当初予算編成時の財源調整としまして、基金から繰入れをするものであります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円であります。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額1,000円であります。

2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円であります。

13ページをご覧ください。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円であります。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元金収入、本年度予算額60万円であります。

本目は、社会福祉協議会の貸付金の償還元金収入であります。

4項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1,000円であります。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

3目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

4目一般被保険者返納金、本年度予算額10万円であります。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額1万円であります。

14ページをお開きください。

6目保健医療機関返還金、本年度予算額2,000円であります。

7目雑入、本年度予算額1,000円であります。

以上で、国民健康保険特別会計のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） ただいま、説明が終わりましたので、質疑をお受けするところではありますが、質問予定者、何人ぐらいおるのでしょうか。

この際、14時10分まで休憩をいたします。

13:55 休憩

14:10 再開

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 国民健康保険制度の負担の大きい問題については、毎年論議をさせていただいてきているところです。

ページ数でいきますと、歳入の8ページ、1目になってくるのですけれども、この保険料からスタートいたしまして、国民健康保険全体の制度の問題点と対策について、お尋ねをしたいと思います。

国民健康保険が他の保健から比べて非常に負担が重たくて、今、全国的に滞納者が増えていることは、連日マスコミでとりあげられておりまして、全国で今480万世帯が滞納しているというふう聞いております。

そして、1年以上滞納をして、資格証明書に至っているのは35万世帯。ですから、かなりの数になっているのですが、今回の歳入で、1世帯当たりの保険料の調停額、あるいは世帯の調停額を見ますと、いずれも見込みですが、前年より引きあがっているわけですね。

一人当たりで8.05%、世帯辺りで6.01%。

今までも幕別町でも滞納がありまして、昨年の決算のときでは約600世帯近かったのではないかとと思うのですが、その状況よりも、さらにこの調停額が引きあがっていくということになると、ますます悪化することが予測されるのですけれども、その辺の見通しはどんなふうにお持ちになっておられるのか、伺います。

それと、現時点で資格証明書、これはもう命を守るという点から、発行すべきではないということはずっと言い続けてきているのですけれども、現状はどのようになっているのでしょうか。

あるいは、短期保険証についてもどんな状況にありますか。

それと、きちっと納めていただくためにも、分割納入というのを進めてこられたと思うのですが、この実態についても伺います。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめに、収入の見込みということでございますけれども、収納率については前年同様94%程度見込んでおります。

資格証の交付実態でございますが、資格証明書につきましては、平成19年の2月末現在で30世帯33名対象となっております。

このうち、居所不明の方が10世帯いらっしゃるので、20世帯23名が実質的に対象となっております。

短期被保険者証につきましては、同じく19年の2月末現在でございますが、137世帯対象となっております。そのうち、同様に住所を持ったまま転居して居所不明となっている世帯が3世帯ございます。

実質的には134世帯313の方が対象ということでございます。

○委員長（乾 邦廣） 税務課長。

○税務課長（前川満博） ただいま、国保税の方の分割納入ということでございますけれども、18年度では83件の方が分割納入されております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 滞納世帯も短期世帯もいずれも前年から比べて増えているのですけれども、この方たちの所得の状況というのは、収入が上がらない中で税改正等によりまして、国保税そのものが引きあがってきている状況も含まれていると思いますが、実態はどうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 資格証明書の件でお話させていただきますけれども、先ほど言いました20世帯の方々、これらの方々につきましては、以前から滞納があつて、私どもその方のご自宅にご訪問したり、電話したりして、その中で、納税の制約を頂いている方。そういう方については、今まで履行がなかったと。

さらに、全く連絡がつかないような方、こういうような方々を対象としているところでございまして、そもそも課税している段階におきましては、当然のことながら一定の所得はあり、また、資産があるような方々で、全く納付相談に応じてくれないというような方々を対象に、資格証明書を交付しているところがございますので、所得がないとかという状況ではないというふうに、私ども認識しております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） お尋ねしたのは、税制改正等によって、所得の状況が変わっていないのに、濃く保税だけが上がっていくというような、そういうことも含まれているのではないかとということをお尋ねしたのです。

国保税がかかっているわけですから、それはきちっと基礎的な計算されてかけられているわけですから、収入がゼロというふうには私も思っておりません。

しかし、実質的には収入が上がらない中で、税だけ上がっていくという現状はほかにもあるわけですから、国保の中には特に顕著に表れているのではないかとと思うのですよね。

昨年、うちの町、5月に、若年層と申しますか、40歳以下、それから、65歳以上の方たちについての軽減対策はとられたのは承知しております。

しかし、その中間層の人たちには、そういうものはなかったわけですから、それらも含めてどうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ほど、委員の方から質問の中でお話ありましたが、18年度、確かに医療分の税率を下げております。

トータルで、介護分は若干上げさせていただきましたけれども、トータルで税額的にはおよそ1,000万近くの税額を下けているという実態がございます。

そういう中で、決して一律国保税が上がってきているという実態ではございません。

先ほど申し上げましたが、納税意識が低い。そういうような方々に対して、今回、資格証明書を交付している状況でございますので、所得が減って苦しいから払えないというような状況ではないというふうに認識しております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 1,000万を下げたとおっしゃっても、実際にこの積算の予算の資料を見ましても、一人当たりの調停額で8,05%、今年度の見込み8万2,357円。世帯あたりでは18万5,440円の6.01%アップという、こういうふう to 実際出ているわけですよ。上がっているのですよね。

だから、悪質、悪質というようなことを繰り返すことも言っていますが、実際にその実態について、どんどん悪化してきているのではないですか。ここは大事なところだと思うのですよね。

これまでの被保険者の状況から、納められる環境というのが悪化してきて、ますます苦しくなっている現状をどんなふう to 押さえているのかと。そこをお尋ねしたいのです。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 総額では確かに国民健康保険税は上がっております。

ですが、個人個人の税率で言いますと、決して上がっている状況ではございません。

この予算を組み立てるに当たりまして、国民健康保険税の予算の組み方でございますけれども、現在、まだ所得の状況、18年中の所得の状況が固まっている状況ではございません。

ですから、国の医療費支出するものに対する国の負担金分ですとか町の負担金分、道の負担金分、それらのものを差し引いた残りを税に計上しているという形上のものでございます。

ですから、実際に医療費が支出されてきて、所得が固まった時点では、これらが若干下がるのかなというふうには考えております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9番（中橋友子） いろいろ皆さんもご苦労されてこの事業をやっておられるということは理解をするところです。

ただ、繰り返し申し上げますが、国民健康保険制度そのものが、退職者であったり、それから雇用の不安定な状況にある季節労働者であったり、そういう職を失っている人であったり、そういう人たちが多く加入している保険制度であるだけに、そういう状況であるだけに、滞納はやはり生まれやすい。滞納が1年なると資格証明書になる。資格証明書になると、病院に行くときには全額払わなければならない。

これがずっと繰り返されてきているのですよね。

同じやりとりになりますから、この現状が改善されていない。悪化しているという状況を申し上げた上で、やはり私は独自の一部負担の減免措置、こういうものをきちっとして対処すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 悪化していると言われておりますが、決して悪化しているというふうには考えておりません。

この滞納者につきましては、以前から滞納されている方で。

やはり、こういうような方々がいらっしゃることによって、真面目に納税されている方の税に負担が

かかると。公平性を欠くというようなことが考えられますので、そういう面では、私ども適正に執行していかなければならないというふうに考えております。

あと、後段の独自の減免制度ということですが、これにつきましても、私ども決して資格書を出しまして、医療を受けさせないということでは資格書を出しているわけではございません。

減免につきましては、ご相談していただければ、常に対応していきたいと。

現実には、この平成 18 年の 10 月更新時には 44 世帯の方が資格書の対象となっておりますが、その間、納税相談いただきまして、いろいろ対応をいたしました結果、この 20 世帯になったという結果でございますので、その辺のところ、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） 町民の暮らしが全般に厳しくなっているというその経済情勢があるわけですよ。

ここをきちっと見ないと、ただ、去年滞納した人が、それも毎年同じ人だ。だから納めないのが悪いのだから、ここだけでは解決できないと思っておりますよ。

ですから、そういう経済状況も全部見た上で、努力はされているのはわかりますけれども、町民の置かれている現状を寄り添ってみようとしないうり、解決というのはできていかないと思うのですよね。

何も悪化していないなんていうふうに課長がおっしゃっても、現実にはここでも、去年出された資料を頂いても、例えば、幕別町の町民の所得の現状を見ますと、年収 300 万以下という人たちが 62%、圧倒的に多くなってきているわけですから。

これが年々こういう所得の低い状況というのが積み重なってきているわけですから。

そういう町民の現状を見た上での対処を求めたいということでもあります。

どうでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 確かに中橋委員おっしゃいますように、高齢者の負担などがどんどん増えてきておりまして、私たちもその辺については理解しているところでもありますけれども、その中で、負担が高齢者だけに偏るのでなくて、どこに求めるかということも、それぞれいろんな考え方はあると思っておりますけれども、私たちとしましては、法令だとか条例に基づきまして、その制度を維持していかなければならないということになりますので、そのような考え方ありますので、先ほど言いました減免につきましては、7 割、5 割、2 割の減免も既に行っていることで。

また、個々の減免については個々に対応していきたいということも考えておりますので、個々の事情なども十分検証してまいりたいと思っております。

また、先ほど、資格証明や何かの話もありますけれども、私たちも適正なあり方といいますか、公平な負担のあり方というのも大事だと思いますので、そのことにつきましては重要だと思いますので、果たして住民の理解が得られるかなど、検証してまいりまして、市町村としてできる範囲のことについてはやっていきたいと考えますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 国民健康保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 4 号、平成 19 年度幕別町老人保健特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 4 号、平成 19 年度幕別町老人保健特別会計予算について、ご説明いたします。

33 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ 29 億 6,852 万 4,000 円と定めるもので、前年度に対しまして、7,922 万 7,000 円の減、2.6%の減となっております。

平成 14 年 10 月からの制度改正によりまして、老人保健で医療を受けられる方の年齢が 70 歳以上か

ら 75 歳以上に引き上げられまして、受給対象者数は年々減少しておりましたが、この段階的措置が、平成 19 年 10 月で終了しまして、11 月からは順次 75 歳到達者が老人医療受給対象者となりますことと、老人医療受給対象者全体が高年齢化しておりますことから、一人当たりの医療費が増加している状況にあります。

老人医療費受給対象者につきましては、本年の 2 月末で 3, 182 人となりまして、前年同月に比べまして 125 人の減、率では 3.8%の減となっております。

第 2 項歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、34 ページ、35 ページの第 1 表歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出事項別明細につきまして、ご説明をいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、41 ページをお開きください。

41 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額、1, 237 万 9, 000 円であります。

本目は老人保健の実施に係る事務経費を計上しておりますが、一般職 1 名の人件費と、13 節委託料の国保連合会への共同電算処理委託料が主なものであります。

42 ページをお開きください。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費、本年度予算額 28 億 9, 800 万円であります。

本目は、医療機関での受診に対する診療報酬の支払。いわゆる現物給付に係るものと、高額医療費の現物給付分であります。

老人医療受給対象者は 3, 160 人、一人当たりの給付額を 91 万 7, 000 円と見込みまして計上いたしております。

2 目医療支給費、本年度予算額 4, 440 万円であります。

本目は、柔道整復師による施術を受けた場合や、補装具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付に係るものと、高額医療費の償還払い分の支出であります。

43 ページをご覧ください。

3 目審査支払手数料、本年度予算額 1, 073 万 7, 000 円であります。

本目は、国保連合会並びに社会保険診療報酬支払基金に対して支払います診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払等の事務手数料を計上しております。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金及び還付金、本年度予算額 8, 000 円であります。

44 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 300 万円であります。

以上で、歳出のご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入についてご説明いたします。

38 ページをご覧ください。

38 ページ、歳入、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、本年度予算額 15 億 2, 900 万 1, 000 円あります。

本目は、医療給付費及び医療支給費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

平成 14 年の制度改正によりまして、平成 14 年 10 月から平成 18 年、昨年 10 月までの間に、老人医療に係る公費負担を 3 割から 5 割に引き上げまして、逆に保健者負担を 7 割から 5 割に引き下げられたところあります。

なお、医療諸費の減額の計上に伴いまして、前年度に対しまして、9, 608 万円の減、5.9%の減を見込んだところあります。

2 目審査支払手数料交付金、本年度予算額 1, 051 万円あります。

審査支払手数料の総額から、柔道整復師による施術にかかわる審査支払手数料を控除した額が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、本年度予算額 9 億 4,213 万 4,000 円であります。

本目は、医療給付費及び医療支給費に係る国の負担分ではありますが、平成 14 年の制度改正によりまして、平成 18 年 10 月からは 5 割となっております。

なお、国と道と町の負担割合は、4 対 1 対 1 であります。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、本年度予算額 2 億 3,553 万 4,000 円であります。本目は、医療給付費及び医療支給費に係る道の負担分ではありますが、国庫負担金と同様に、公費負担 50%分の 6 分の 1 を計上しているものであります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 2 億 5,114 万 1,000 円であります。

国、道と同様に、町として医療給付費及び医療支給費に対して公費負担するもので、道と同額の 6 分の 1 の負担及び事務費相当額を繰入れするものであります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 1,000 円であります。

6 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額 1,000 円であります。

40 ページをお開きください。

2 項雑入、1 目第三者納付金、本年度予算額 10 万円であります。

2 目返納金、本年度予算額 10 万円であります。

3 目保健医療機関返還金、本年度予算額 1,000 円であります。

4 目雑入、本年度予算額 1,000 円であります。

以上で、老人保健特別会計のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

老人保健特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 5 号、平成 19 年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 5 号、平成 19 年度幕別町介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

50 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ 13 億 7,996 万 3,000 円と定めるもので、前年度に対しまして、1 万 7,000 円の減で、ほぼ同額となっております。

歳入歳出の款項等の区分及び金額は、51 ページから 54 ページまでの第 1 表歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出事項別について、ご説明を申し上げます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

63 ページをお開きください。

63 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 1,644 万 4,000 円あります。

本目は、職員 2 名分の人件費のほか、一般的な事務経費であります。

64 ページ、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度予算額 63 万円あります。

本目は、介護保険料の賦課徴収に要する費用であります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、本年度予算額 1,500 万 4,000 円あります。

本目は、介護認定審査会の委員 15 人の報酬及び費用弁償のほか、審査会を担当する 1 名の人件費及び 65 ページになりますが、7 節賃金の臨時職員 1 名の賃金、そのほか、認定審査会の運営に要する費

用で、池田町、浦幌町、豊頃町及び本町の東十勝4町で共同設置をして運営しております。

66 ページになります。

2 目認定調査等費、本年度予算額 938 万 9, 000 円であります。

本目は、認定審査会に係る資料等の作成に要する経費であります。

主なものは、7 節賃金の臨時職員 1 名の賃金。

12 節役務費の細節 15 は、要介護認定を申請されました被保険者に係る主事医の意見書作成手数料、

13 節委託料の施設入所者等に係る訪問調査委託料であります。

67 ページになります。

4 項介護保険運営等協議会費、1 目介護保険運営等協議会費、本年度予算額 26 万 4, 000 円であり
ます。

本目は、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進管理に関しまして、審議を頂くための委員
報酬及び費用弁償などに要する費用であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費であります。

この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして、要介護 1 から要介護 5 までに認定されま
しいわゆる要介護者に係る保険給付費であります。

なお、事務の効率化を図る観点などによりまして、昨年度に比較しまして、目を統合するなど見直し
を行っております。

1 目居宅介護サービス給付費、本年度予算額 2 億 7, 965 万 3, 000 円であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、ホームヘルプ、訪問看護、デイサービス、ショートステイな
ど、11 種類の在宅のサービスに係る保険給付費であります。

次の細節 4 居宅介護福祉用具購入費は、前年度は 3 目として計上しておりますが、ここに計上をして
おります。

同じく、細節 5 の居宅介護住宅改修費につきましても、前年度は 4 目に計上していたものであります。

68 ページ、2 目地域密着型介護サービス等給付費、本年度予算額 2 億 3, 520 万円であります。

いわゆる認知症高齢者グループホームなどに係る給付費であります。なお、前年度は 6 目として計
上していたところであります。

次の 3 目施設介護サービス給付費、本年度予算額 5 億 7, 036 万円であります。

特養、老健、療養型病床群の施設に入所又は入院されております被保険者の介護サービスに係る保険
給付費であります。

69 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額、4, 746 万 8, 000 円であります。

これはいわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

70 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費であります。

この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして、要支援 1 又は要支援 2 に認定されまし
た
いわゆる要支援者に係る保険給付費であります。

なお、前の項と同じく、目を統合するなどの見直しを行っております。

1 目介護予防サービス等給付費は、本年度予算額 1 億 259 万 7, 000 円であります。

19 節、細節 3 の介護予防サービス費は、前項で説明しました居宅介護サービス給付費と同様に、ホー
ムヘルプなど 11 種類の在宅サービスについて、要支援者分に係る保険給付費を計上しております。

細節 4 の介護予防福祉用具購入費は、前年度は 2 目ということで計上していたものであります。

細節 5 の介護予防住宅改修費につきましても、前年度は 3 目において計上しているものであります。

71 ページになります。

2 目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額 1, 393 万 6, 000 円であります。

介護予防サービスのケアプラン作成に係る保険給付費を計上しております。

72 ページになりますが、3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度予算額 207 万 1, 000 円であります。

介護報酬の審査とその支払に係る手数料であります。

73 ページになります。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費、本年度予算額 2, 076 万円であります。

利用者の 1 割の定率負担が、著しく高額となった場合に、費用負担に与える影響等を考慮しまして、一定額を上回らないように負担軽減を図るために、要介護者及び要支援者に支給する高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費であります。

この項も目の統合を行っております。

74 ページになります。

5 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、本年度予算額 20 万円であります。

市町村独自の給付費としまして、入浴補助用具、これはバスマットの購入費を計上しております。

6 項特定入所者介護サービス等費、この項も目の統合を行っております。

1 目の特定入所者介護サービス等費は、本年度予算額、4, 816 万円であります。

平成 17 年 10 月の法改正によりまして、施設サービスの居住費及び食費が自己負担になりましたけれども、低所得者に対しましては、その負担が重くならないように、軽減するためのサービス費用であります。

19 節、細節 3 の特定入所者介護サービス費は、要介護者に係るものであります。

細節 4 の特例特定入所者介護サービス費は、要介護度の認定を申請中の者が、要介護度の決定の前に施設サービスをやむなく利用する場合に要する費用としています。

細節 5 の特定入所者介護予防サービス費は、要支援者に係るサービス費用ということになります。

細節 6 の特例特定入所者介護予防サービス費につきましては、細節の 4 と同様に、要支援の決定前に要支援者が利用したサービス費用となっております。

75 ページ。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、本年度予算額 127 万 6, 000 円であります。

財政安定化基金拠出金は、介護給付費の増加や保険料収納率の低下によって、赤字となる場合に貸付けや交付を行うための国や都道府県、市町村が負担しまして、都道府県に設置されているものであります。市町村負担分として平成 18 年度から 20 年度までの標準給付費及び地域支援事業費の総額の 0.1% を 3 年間に分割して拠出するものであります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、本年度予算額 1, 000 円であります。

介護給付費準備基金から生じます利子等を、基金条例の規定に基づきまして、積み立てるものであります。

76 ページになります。

5 款地域支援事業費、前年度は 6 款の方で計上しておりましたけれども、本年度から 5 款に変更しております。

介護保険制度の見直しに伴いまして、予防重視型システムへ転換することなどを重点に、事業費の方を計上しております。

なお、この間につきましても、目の統合等見直しを行っております。

では、5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防高齢者施策事業費、本年度予算額 281 万 3, 000 円であります。

この目は、要介護認定で被害等となったもの。あるいは要支援、要介護になる恐れのあるもの、いわゆる特定高齢者と言っておりますけれども、これらの方々に対する介護予防事業費。

それから、今年度から一般高齢者に対する介護予防事業費についても、この目をここに統合して計上しております。

13 節委託料の細節 5 は、運動指導業務に係る委託料。

細節 6 は、理学療法業務に係る委託料であります。

細節 7 は、特定高齢者を把握するための実態調査に係る委託料であります。

77 ページになります。

2 項包括的支援事業任意事業費、この項につきましても目の見直しを行っておりますが、1 目の包括的支援事業費につきましては、本年度予算額 242 万円であります。

包括的支援事業として、窓口業務等に係る費用となっております。

13 節の委託料は、相談業務等を 2 カ所の事業所に委託をするものであります。

2 目任意事業費、本年度予算額、302 万 8, 000 円であります。

この目は、任意事業として実施するもので、13 節の委託料は、細節 5 の徘徊高齢者に係る家族支援事業。

細節 6 の高齢者世話付き住宅、いわゆるシルバーハウジングに係る生活援助員の派遣事業。

細節 7 の成年後見制度に係る相談員の委託に要する費用であります。

20 節扶助費は、重度の要介護者を家族のみで介護した場合の家族介護慰労金及び成年後見に対する支援費扶助となっております。

3 目地域包括支援センター運営費、本年度予算額 818 万 8, 000 円。

同センターを運営する職員 1 名の人件費が主なものであります。

次に、80 ページをご覧ください。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本年度予算額 10 万円であります。

2 目償還金、本年度予算額 1, 000 円、国庫支出金等清算還付金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入につきまして、ご説明申し上げます。

57 ページをお開きください。

57 ページ、歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、本年度予算額 2 億 4, 334 万 3, 000 円あります。

本年度の 65 歳以上、いわゆる第 1 号被保険者数は、6, 284 人で見込んでおります。

第 1 号被保険者の標準給付費に係る負担率は、19%ということになっております。

なお、基準保険につきましては、平成 18 年度から 20 年度までは、月額 3, 350 円となっております。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、本年度予算額 748 万 9, 000 円あります。

東十勝介護認定審査会に係る池田町、浦幌町、豊頃町からの共同設置負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、本年度予算額 1, 000 円あります。

介護保険の情報公開等に要する経費となっております。

2 目民生手数料、本年度予算額 1 万 9, 000 円あります。

高齢者世話付き住宅、いわゆるシルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

58 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、本年度予算額 2 億 3, 311 万 6, 000 円あります。

国が負担することとされております介護給付費の定率 20%を計上したものであります。

ただし、施設サービス費及び特定入所者介護サービス等につきましては、介護給付費の 15%が国の負担ということになっております。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、本年度予算額 7, 010 万 3, 000 円あります。

市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために、国から交付される調整交付金ありますが、5%前後が交付されることになっております。

2目地域支援事業交付金、本年度予算額 621 万 8, 000 円です。

1節は、介護予防事業に対する国からの交付金であります。

対象事業費の 25%を見込んでおります。

2節は、包括的支援事業及び任意事業に対する国からの交付金であります。

対象事業費の 40.5%であります。

59 ページになります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、本年度予算額 4 億 926 万 4, 000 円であります。

40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の負担分であります。

幕別町の介護給付費の 31%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

2目地域支援事業支払基金交付金、本年度予算額 87 万 2, 000 円であります。

1目と同様に、基金から交付されるものであります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、本年度予算額 1 億 9, 595 万 3, 000 円であります。

北海道が負担する介護給付費の定率の 12.5%分であります。

ただし、施設サービス費及び特定入所者介護サービス等費分は、17.5%の負担となっております。

2項道補助金、2目地域支援事業道交付金、本年度予算額 310 万 9, 000 円。

1節は、介護予防事業に対する道からの交付金であります。

対象事業費の 12.5%になります。

60 ページ、2節の包括的支援事業及び任意事業に対する道からの交付金であります。

対象事業費の 20.25%になります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額 1, 000 円であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額 2 億 226 万 6, 000 円でありま

す。
1節介護給付費繰入金、1億 6, 502 万 6, 000 円は、介護給付費の定率 12.5%の町の一般会計からの繰入れ分です。

61 ページになります。

4節その他一般会計繰入金の細節 1 の職員給与と費繰入金は、職員 2 名分の人件費及び東十勝介護認定審査会の担当する職員 1 名分の人件費から、東十勝 3 町分の負担を控除した額を計上しております。

細節 2 の事務費繰入金につきましては、東十勝介護認定審査会及び認定調査に係る事務費の繰入れ分です。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額 810 万 2, 000 円であります。

平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で、介護給付費準備基金から 2, 520 万円を繰り入れる予定でありますけれども、本年度はその約 3 分の 1 の 810 万 2, 000 円を繰り入れるものであります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額 10 万 1, 000 円であります。

62 ページになります。

10 款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第 1 号被保険者保険料延滞金、本年度予算額 1, 000 円であります。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額 1, 000 円であります。

3項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額 1, 000 円であります。

2目第三者納付金、本年度予算額 1, 000 円であります。

3目返納金、本年度予算額 1, 000 円であります。

4目雑入、本年度予算額 1, 000 円であります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

増田委員。

○19番（増田武夫） 2点ほどお伺いしたいと思います。

ページの若いところからいきたいと思うのですが、57ページ、保険料の関係であります。

保険料の関係で、第1段階から第6段階までの納付者数と、それから、普通徴収の数と滞納者数ほどのようになっているか、お答え願いたいと思います。

それから、もう1点は、66ページでありますけれども、認定調査の関係であります。

認定の仕方が変わったなどして、要介護度が認定された後に、そんなはずはないというような思いをもつ方が多いわけでありまして、その際に再審査を要求した場合に、審査の結果が出るまで介護サービスを受けられないというような事案もあると。

そういうようなこともお聞きしたのですが、そのような事実はあるのかどうか。

この2点についてお聞きします。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 最初に保険料の関係でございますけれども、これは17年度分の数字になりますけれども、特別徴収の割合がちょっと出ていなかったのですけれども、金額的な、調停額に対する割合としましては、おおむね・・・。

すいません、率が出ておりませんので、調停額のみ申し上げさせていただきますけれども、特別徴収にかかわる分が1億5,800万。それから、普通徴収にかかわる部分が3,000万というような状況になっております。

それぞれの件数については、ちょっと件数、ここに資料持ち合わせていなかったものですから、申し訳ございません。

それから、認定調査に関する関係ですけれども、再審査の結果が出るまでにサービスを受けられないのではないかとというようなことのご質問でありますけれども、私どもとしては、そういうようなことはなかったというふうに思っております。

それと、滞納の関係ですけれども、特別徴収については当然100%ということでありまして、普通徴収の方が、先ほどの3,076万5,000円に對しまして、315万円の未納があったというような状況であります。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） この普通徴収の方々は、ほとんど第1段階、第2段階の人が多いのではないかとこのふうには思うのです。

それを知りたかったわけでありまして、そうした中で、第2段階までの方。これは市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下。そういう方です。

この方々は、生活保護基準以下といえる高齢者であります。

そういたしますと、生活保護を受けている方の介護保険料は、保護費の中に含まれているわけですね。

そういたしますと、この第1段階、第2段階の方々、平成19年度は1,294人ぐらいになるというふうに思いますが、この方々は、生活保護受給世帯と同じように、保険料を免除すべきでないかと。そうしないと、公平性が保たれないのではないかとこのふうに思います。

生活保護基準以下の所得なわけですから、そういうことが言えるのではないかとこのふうに思います。

保険料の免除制度、助成制度をつくる必然性もここにあるのではないかとこのように思います。

私が聞いたところでは、先ほどの認定の関係なのですが、認定をやり直してもらおう。

そういう申請をした場合には、その結果が出るまでサービスを受けられないというようなことがあったと聞いておりますけれども、そういうことは絶対にあり得ないことですか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 第2段階、80万円以下の方ということでありまして、これにつきましては、18年度の介護保険制度の改正によりまして、今まで広く第2段階が広い範囲にあったものが、第2段階、80万円以下の方については生活保護基準以下の方と同じように、基準額の0.5にするのだということで、国の制度として一定の軽減措置が図られたのではないかなというふうに思っております。

それから、やはりこの保険料という制度でありますから、一律に減免をして、全く保険料を負担しないということは、やはり保険の制度から馴染まないのではないかなというふうに考えております。

それから、先ほど言いましたその再認定の結果出るまでということでないというふうに思っておりますけれども、再度そういったことがあったのかどうか、調査をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 1点目の問題ですけれども、生活保護を受けておられる方は、保険料が支給されているわけですね。

それを考えますと、やはりその基準以下の2段階以下の方々に、何らかのやはり助成制度、0.5と言いましても相当の負担になるわけで、そうしたことから考えますと、何らかの助成制度をすべきではないかと。

旧忠類村ではわずかでありましたけれども、助成をしていました。

全国の自治体では、多くのところでその保険料の助成制度もつくっています。

そうしたことから考えますと、これはそうした処置を考えられてもいいのではないかと。

考えることが、度々議論されていますように、格差の中で、苦勞しておられる方々に対する自治体の姿勢として歓迎されるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 第2段階の方のお話になりますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、国の制度として軽減を図られたと。

前までの制度でありますと、その方たちは今の保険料にいたしますと3万100円という金額になります。

それが0.5になったことによって2万100円という形になりました。

ですから、それは1万円、制度として軽減が図られている。

なおかつその第2段階になった方たちというのは、約1,000の方がいらっしゃいます。

1,000の方がその軽減を図られたということでもありますので、何とかご理解を頂きたいなというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） 言ったことの答えにはなっていないと思うのですが、これは政策的な課題でありますので、助役なり町長の答弁。

○委員長（乾 邦廣） 西尾助役。

○助役（西尾 治） いつもその辺でかみ合わない部分もあるので。

町の人の考え方といいますと、やはり所得あるいは収入の一定基準をもって一律に減免措置をする。あるいは免除をするというような手法をとりますと、必ずしもその生活実態と合わないところがあるのだろうと。

これは国保の場合も同じなのですが、そういうところについては、十分個別に納入が大変な方については、町としても相談をさせていただいて、適切な対応をとっていきたいというふうには考えておりますけれども、今、所得の一定の基準を持って、例えば、今回の、今、増田委員言われるような段階ごとに1,000の方に減免措置あるいは免除の措置がとれないかということになりますと、これは一定の基準の中では非常に難しいのかなと。

高齢者にとりまして、いろんな生活実態があります。

ご指摘のとおり、大変厳しい中でも生活されている方、それから、預貯金も相当の額持っておられる

方、所得のことだけでそれを基準として考えるのであれば、なかなか厳しいものがあるのかな。

ですから、今、担当課長が言いましたように、極めて厳しい状況にある方については、十分町として相談に乗らせていただくと。

一律の基準の中で、減免なり免除の措置をとるということは、現段階では考えておりません。

○委員長（乾 邦廣） 増田委員。

○19番（増田武夫） これはそういう収入の実態をきちんと調べた上で、料金設定をしておられるのだと思うのですよね。

それはやはり厳然な事実として、80万円以下の第1、第2段階の方々、生活保護基準以下の生活を強いられているのだと、こういう状況は、明らかなのでしょう。

だから、そういう人たちがみんな生活保護の申請をしてはいないのですけれども、実態としては受けてもおかしくないその実態にあるということ。やっぱりこのことをしっかりと見ていただきたいというふうに思うのですよね。

だから、そうした点で、本当に厳しい方は、免除あるいは助成の形を、今後是非とっていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、2問目の問題ですけれども、そういう実態があるということに聞いているのですよね。

そうだとすれば、やはり認定の再審査の結果が出るまでの間は、前のそのあれできちんとサービスが受けられるようにすべきだというふうに思いますけれども、本当にそういう事実はないのですか。

○委員長（乾 邦廣） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、2点目の問題ですけれども、サービス利用するに当たっては、新しく出た介護度に不服ある場合に、最後という場合は、その以前の認定区分といいますか、それを利用して、そのまま引き続きできますので、そういうことはあり得ないのではないかなというふうに思っております。

それから、その1点目のやつで、先ほど、忠類の関係の、減免の関係もちょっとお話が出たのですが、忠類の地区でやられていた減免というのは、旧第2段階といわれる人方たちで、収入は65万円以下の人たちに対する軽減を図られたというふうに聞いております。

その65万円以下の人たちについて、3分の1を軽減しましょうというような中身だと。

そのときには、基準額の0.75、これが基準でありましたので、その3分の1を軽減する。

つまり、3分の1を軽減しますと結果的に基準額の0.5という形になるということでもあります。

ですから、忠類で実施をしていた軽減措置については、国のその制度の中で全部救われたという形がありますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（乾 邦廣） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 介護保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時15分まで休憩をとります。

15:01 休憩

15:15 再開

(15:00 斉藤委員早退)

○委員長（乾 邦廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第6号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計予算について、説明をいたします。

87 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,325万8,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、88 ページ、89 ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、90 ページの第2表地方債のとおりであります。

90 ページをお開きください。

第2表地方債であります。

地方債の本年度の借入れ予定額といたしましては、幕別簡水施設整備事業の4,020万円と幕別簡水配水管布設事業が3,600万円。幕別簡水配水管布設替事業、7,070万円。

忠類東部地区道営畑総事業、1億2,310万円であります。

なお、起債の償還方法、利率、償還の方法については起債のとおりであります。

次に、96 ページへいきまして、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は5億2,315万8,000円であります。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は5億2,315万8,000円であります。

本目は、簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員2名分の人件費であります。

97 ページへいきまして、13節の委託料、10ページの細節13は、幕別簡水の配水管布設替に伴う調査設計費であります。

15節は、幕別簡水の施設整備と配水管の布設及び布設替工事等であります。

19節負担金補助、細節5は、忠類東部地区畑総事業負担金であります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円あります。

次に、歳入についてであります。

93 ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、予算額4,125万円あります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額は7,788万7,000円あります。

本目は、幕別簡水4簡水と、忠類地区1簡水の水道使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

94 ページへいきまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目簡易水道事業補助金、予算額417万円あります。

本目は、17年度より実施しております幕別簡易水道施設整備事業に伴います国庫補助金であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億2,884万9,000円で、一般会計からの繰入金であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、予算額10万円あります。

95 ページへいきまして、6款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額は100万円あります。

2項雑入、1目雑入、予算額1,000円あります。

7款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額2億7,000万円あります。

これは第2表で説明をいたしました工事に係ります起債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 簡易水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第7号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計予算について、説明いたします。

106ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,464万3,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、107ページ、108ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、109ページの第2表地方債のとおりであります。

109ページをお開きください。

第2表地方債であります。

本年度の借入れ予定といたしましては、公共下水道建設事業では、2億40万円であります。

十勝川流域下水道建設事業としては、建設事業負担分、2,110万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を一定期間、後年次に繰延べする起債であります。本年度は元金分で、1億5,410万円。利子分で9,000万円。

下水道事業の特別措置分として6,260万円あります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに起債のとおりであります。

次の115ページ、歳出へいきまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は、476万9,000円あります。

本目は、下水道施設の管理経費と複合事務組合などへの各種負担金のほか、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

次に、116ページにまいりまして、21節貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として貸付けするものであります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額は3億6,159万6,000円あります。

本目は、下水道事業にかかわります担当職員3名分の人件費と工事費並びに事業に伴います事務費が主なものであります。

117ページへいきまして、13節委託料の細節5は、汚水・雨水の台帳作成業務で、細節6につきましては、札内中継ポンプ場更新の実施設計。

細節7は、幕別浄化センター設備等更新工事の実施設計。

118ページへいきまして、細節8は、幕別町公共下水道認可変更申請作成委託料。

細節9は、緑町雨水幹線実施設計委託料であります。

15節工事請負費の細節1は、中央町、あかしや町、西町など3地区の汚水管新設工事及び汚水柵の新設工事。

細節2は、あかしや町、中央町、北栄町の雨水管新設工事であります。

細節3は、幕別浄化センター電気設備の更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は、十勝川流域広域下水道事業建設事業費の負担金であります。

22節補償補填及び賠償金は、水道管4件とガス管1件の移設補償費であります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額は6,687万3,000円あります。

本目は、幕別処理区域の浄化センターの維持管理経費でありまして、年間処理量は64万トンを予定

しております。

119 ページへいきまして、2 目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額は 1,443 万 8,000 円であります。

本目は、札内処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理場へ発想するための中継ポンプ場の維持管理経費でありまして、年間圧送量につきましては、151 万トン进行予定しております。

120 ページへいきまして、3 目管渠維持管理費、本年度予算額 1,131 万 6,000 円あります。

本目は、既に整備をいたしました汚水管渠及び汚水枡の維持管理経費であります。

121 ページへいきまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、予算額 5 億 5,371 万 6,000 円あります。

2 目利子、予算額 3 億 1,183 万 4,000 円になります。

これは、起債償還の利子であります。

3 目公債諸費、予算額 1,000 円あります。

122 ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円あります。

次に、歳入についてであります。

112 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、予算額 457 万 5,000 円あります。

公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額 2 億 5,648 万 9,000 円あります。

幕別札内両処理区域に係ります下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、予算額 1 億 1,800 万円で、下水道建設事業費に対します国庫補助金であります。

113 ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 4 億 8,027 万 7,000 円あります。

一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円あります。

6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗化改造資金貸付金元利収入、予算額 700 万 1,000 円で、水洗化改造等貸付金の元金収入と利子収入であります。

2 項雑入、1 目雑入、予算額 1,000 円あります。

114 ページへいきまして、7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、2 目資本費平準化債、3 目下水道事業債につきましては、先ほど、第 2 表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、平成 19 年度幕別町公共用地取得特別会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 議案第 8 号、平成 19 年度幕別町公共用地取得特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

129 ページになります。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,698 万 1,000 円と定めるものであります。

前年比、76 万 4,000 円の減、率にいたしまして 2%の減であります。

また、2 項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分の金額は、130 ページ及び 131 ページの第 1 表歳入歳出予算によるものとするものであります。

それでは、はじめに、歳出の方からご説明申し上げたいと思います。

135 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 3, 440 万円であります。

23 節の起債償還元金で、平成 11 年度に札内 9 号南通り街路整備事業の用地の取得及び移転保障のために借入れをいたしました公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

2 目利子、本年度予算額 248 万 1, 000 円であります。

起債償還利子であります。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、10 万円であります。

次に、歳入であります、134 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、1 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 3, 688 万 1, 000 円あります。

起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、10 万円あります。繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 公共用地取得特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、平成 19 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 9 号、平成 19 年度幕別町個別排水処理特別会計予算について、説明をいたします。

137 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8, 421 万 8, 000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、138 ページ、139 ページの第 1 表歳入歳出予算のおりであります。

第 2 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、140 ページの第 2 表地方債のおりであります。

なお、本年度の借入れ予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として、30 基分の 7, 930 万円を予定しております。

次に、144 ページの歳出へいきまして、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は、501 万 8, 000 円あります。

本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21 節につきましては、水洗便所の改造資金として、1 件 50 万円を限度として貸付けするものであります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、本年度予算額は 9, 899 万 5, 000 円あります。

本目は、本年度設置を予定しております公共施設 2 基を含める 30 基分の建設経費であります。

145 ページへいきまして、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は、3, 803 万 9, 000 円あります。

本目は、本年度建設分を含め、幕別地区 479 基、忠類地区 71 基の計 550 基分の維持管理費経費であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は 2, 229 万 3, 000 円で、起債の償還元金であり

ます。

2 目利子、本年度予算額は 1, 977 万 3, 000 円で、起債償還利子であります。

146 ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、142 ページの歳入についてであります。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、本年度予算額は 476 万 2, 000 円であります。

これは 30 基分の受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額は 2, 040 万 8, 000 円であります。

これは、本年度実施分を含めました 550 基分の使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額は、7, 464 万 7, 000 円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、143 ページへいきまして、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、本年度予算額は 400 万 1, 000 円で、貸付金の元金収入と利子収入であります。

2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、本年度予算額は 100 万円で、前年度分の消費税生産還付金であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理整備事業債、本年度予算額 7, 930 万円で、30 基分の処置に対します起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 10 号、平成 19 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 10 号、平成 19 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について、説明をいたします。

148 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 378 万 8, 000 円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、149 ページ、150 ページの第 1 表歳入歳出予算のとおりであります。

次に、155 ページへいきまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は 64 万 2, 000 円であります。

本目は、農業集落排水事業に係ります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は 3, 198 万 3, 000 円であります。

本目は、忠類処理区域の浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は 11 万トンを予定しております。

156 ページへまいりまして、13 節委託料、細節 9 は、合併関連事業といたしまして、字名等の住所登記の変更が必要になったことに伴う忠類地区の農業集落排水台帳システムの整備業務であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額は 134 万 7, 000 円であります。

本目は、既に整備をいたしました汚水管渠 1 万 4, 070 メートル、マンホール 396 カ所、汚水枘 472 カ所分の維持管理経費であります。

157 ページへいきまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は 6, 893 万 5, 000 円
であります。

2 目利子、本年度予算額は 1, 078 万 1, 000 円であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入についてであります。

153 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額は 1, 471 万円であり
ます。

これは、忠類処理区にかかります排水処理施設使用料であります。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額は 340 万 1, 000
円であります。

これは、農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものでありま
す。

2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額は 8, 517 万 7, 000 円であります。

一般会計繰入金であります。

154 ページへいきまして、3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目排水処理施設管理費補助金、本年度予算額は 40 万円であり
ます。

これは歳出でも説明をいたしましたが、本目は、合併関連事業として農業集落排水台帳システム整備
委託料について補助を受けるものであります。

以上、農業集落排水特別会計予算について、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、願ひ申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以
上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 11 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 11 号、平成 19 年度幕別町水道事業会計予算について、ご説明いたしま
す。

159 ページをお開きください。

はじめに、第 2 条業務の予定量であります。給水戸数 7, 950 戸、年間総給水量 238 万トン、1 日
平均給水量 6, 521 トンであります。

主な建設改良事業は、配水管布設整備事業と、第 3 次拡張事業であります。

次に、第 3 条、予算の収益的収入及び予算の予定額であります。収入の第 1 款事業収益は、4 億 8,
844 万円あります。

支出の第 1 款事業費は、6 億 240 万 1, 000 円あります。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入の第 1 款資本的収入は、6 億 1, 428
万 4, 000 円あります。

160 ページになりますが、支出の第 1 款資本的支出は、7 億 5, 604 万 6, 000 円あります。

159 ページに戻りまして、第 4 条、資本的収入が資本的支出額に対し、不足する額 1 億 4, 176 万 2,
000 円は、当年度損益勘定留保資金 1 億 4, 176 万 2, 000 円で補填するものであります。

また、160 ページにいまして、第 5 条の企業債であります。起債の目的及び限度額につきまして
は、配水管整備事業にあっては 1 億 7, 650 万円。第 3 次拡張事業については 1 億 7, 270 万円でありま
す。

次に、第6条の議会で議決を得なければ流用することができない経費であります。職員給与費、5,175万9,000円であります。

次に、第7条の棚卸資産の購入限度額は592万5,000円と定めるものであります。

次に、182ページをお開きください。

平成18年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書であります。営業利益がマイナス7,365万8,000円、営業外利益がマイナス2,802万2,000円となり、当年度純損失は1億168万円となり、前年度繰越欠損金は5億6,794万5,000円を加え、当年度末処理欠損金は6億6,962万5,000円となる見込みであります。

178ページに戻りまして、平成19年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

179ページの5、剰余金、3の欠損金の繰越欠損金は6億6,962万5,000円で、平成19年度の欠損金の見込額は1億3,137万円となり、欠損金の累計額は8億99万5,000円となる見込みであります。

平成19年度において、1億3,137万円の純損失が生じることとなる主な要因は、国の高料金対策操出基準が毎年改定され、現時点では該当するかどうか不透明でありますことから、一般会計からの繰入れを計上していないこと。

また、十勝中部広域水道企業団責任水量の拡大に伴います受水費の増と帯広市への譲渡代金の支払によるものであります。

次に、162ページをお開きください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費、本年度予算額は、2億1,872万9,000円で、本目は、職員1名分の人件費と、浄水場の維持管理費並びに企業団から受水費等が主な経費であります。

163ページ、28節負担金であります。細節2の施設利用拡大負担金につきましては、帯広市より譲り受けました責任水量4,000トンに対します帯広市への現金生産に要する費用であります。

29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、1トン当たり1万2,000円で、責任水量1万300トン分、重量料金につきましては、1トン当たり35円、1日2,000トンの365日分であります。

2目排水費及び給水費、本年度予算額は2,007万円で、本目は、職員1名分の人件費と排水及び給水にかかわる経費であります。

164ページへいきまして、13節委託料は、水道台帳修正業務。

16節修繕費は、配水管漏水修理が主なものであります。

5目総係費、本年度予算額は3,757万5,000円で、本目は、職員2名分の人件費と事務管理経費であります。

166ページへいきまして、6目減価償却費、本年度予算額は2億2,624万4,000円あります。

本目は、有形無形固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7目資産減耗費、本年度予算額は1,403万8,000円。

本目は、構築物と機械及び装置に係る除却費であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、本年度予算額は8,564万5,000円で、本目は、企業債利息であります。

5目雑支出予算、予定額は10万円あります。

4項予備費、1目予備費、本年度予算額は10万円あります。

次に、前に戻りまして、161ページをお開きください。

収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予定額は4億5,630万9,000円。

本目は、給水戸数8,050戸分に係る水道使用料であります。

3目その他営業収益、667万1,000円は、加入者負担金が主なものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算額は1万円で預金利息であります。

5目消費税還付金、本年度予算額は600万円であります。

7目雑収益、本年度予算額が1,945万円で、下水道会計から収納及び管理業務に係ります受託収入であります。

次に、169ページをお開きください。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、本年度予算額は2億7,226万4,000円あります。

本目は、配水管布設等に係ります委託料及び工事費であります。

26節工事請負費であります。細節1の配水管布設は、若草東団地道路1号、3号、5号、6号。札内鉄道南沿線通り、札内鉄道2号通り、さつき北通り、札内9号通りなど、8路線の配水管布設工事であります。

細節2は、道道幕別帯広芽室線、道道芽室幕別停車場線、道道幕別大樹線の配水管布設替工事であります。

細節3の水道管移設工事は、下水道工事に伴う5路線の工事であります。

28節負担金は、土木現業所関連工事の猿別橋架け替え工事に伴う負担金であります。

次に、170ページへいきまして、2目営業設備費、本年度予算額は3,271万5,000円あります。

本目は、検定満了量水器取替え等に係る費用であります。

20目第3次拡張事業費、本年度予算額は3億5,513万8,000円あります。

本目は、職員1名分の人件費と十勝中部広域水道企業団からの全量受水に伴う関連施設の整備に係る費用であります。

26節工事請負費は、札内排水池の電気設備と配水管900メートルの布設のほか、監視制御設備の設置工事を行うものであります。

次に、171ページへいきまして、4項企業債償還金、1目企業債償還金、予算額は9,592万9,000円で、企業債に係ります元金償還金であります。

次に、168ページへ戻りまして、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額は3億4,920万円でありまして、配水管布設と第3次拡張事業に伴い企業債であります。

3項出資金、1目負担区分に基づく出資金、本年度予算額は8,950万2,000円であり、第3次拡張事業分として、一般会計からの出資金であります。

4項補助金、1目国庫補助金、本年度予算額は8,950万2,000円で、同じく第3次拡張事業の国庫補助金であります。

6項負担金、1目負担金、本年度予算額は8,608万円で、下水道事業等に伴います水道管移設工事負担金であります。

以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきました。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（乾 邦廣） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（乾 邦廣） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了させていただきます。

[採 決]

○委員長（乾 邦廣） これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号、平19年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議ありの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議がありますので、起立により採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立をお願いいたします。
(賛成者起立)

○委員長(乾 邦廣) 起立、多数であります。
したがって、平成19年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りをいたします。

議案第3号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。
(異議ありの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議がありますので、起立により採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を願います。
(賛成者起立)

○委員長(乾 邦廣) 起立、多数であります。
したがって、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りをいたします。

議案第4号、平成19年度幕別町老人保健特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ござ
いませんか。
(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定されました。
次に、お諮りをいたします。

議案第5号、平成19年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ござ
いませんか。
(異議ありの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議がありますので、起立により採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を願います。
(賛成者起立)

○委員長(乾 邦廣) 起立、多数であります。
したがって、平成19年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りをいたします。

議案第6号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ござ
いませんか。
(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定されました。
次に、お諮りをいたします。

議案第7号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ご
ざいませんか。
(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定されました。
次に、お諮りをいたします。

議案第8号、平成19年度幕別町公共用地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議

ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第9号、平成19年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第10号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第11号、平成19年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(乾 邦廣) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成19年度幕別町各会計予算、議案第2号から議案第11号までの10議件の審査をすべて終了いたしました。

終了に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

本委員会が設置され、本日まで、各委員におかれましては、終始熱心にご審議いただき、心からお礼を申し上げます。

また、理事者におかれましては、審査の円滑な運営にご協力を頂き、併せてお礼を申し上げる次第であります。

不慣れな委員長ではありましたが、皆様のお陰をもちまして、無事終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

これをもって、平成19年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

15:55 閉会